

会計情報

Vol. 568
2023.12

Accounting, Tax & Consulting

2023年12月期決算の会計処理
に関する留意事項

企業会計基準適用指針公開草案第80号(企業会計基準適用指針第2号の改正案)
「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等の解説

令和5年12月決算における税務
上の留意事項



Contents

	ページ	
会計・監査	2	2023年12月期決算の会計処理に関する留意事項 公認会計士 和田 夢斗 公認会計士 木村 寛人
	19	企業会計基準適用指針公開草案第80号(企業会計基準適用指針第2号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等の解説 公認会計士 木村 寛人
	23	会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告—気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応—」の概要(第1回) 公認会計士 豊岳 光晴
	29	会計上の見積りに関する実務上の諸論点シリーズ 第2回 固定資産の減損会計(減損損失の認識・測定) 公認会計士 和田 夢斗
	37	金融庁:「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について 『会計情報』編集部
	38	金融庁:「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正(案)の公表 『会計情報』編集部
IFRS	39	国際会計基準(IFRS)—つくり手の狙いと監査 第38回 IFRS第17号「保険契約」(その7) 前 国際会計基準審議会 (IASB) 理事 鷲地 隆継
税務	43	令和5年12月決算における税務上の留意事項 デロイト トーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 長谷川 芳孝 公認会計士・税理士 山形 創一郎
パブリック	56	国の会計と関連制度(7回目) ～財政投融资の概要(その3) 財政投融资に関する規律(チェック)の概要～ 公認会計士 長村 彌角
会計基準等開発動向	71	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	76	新刊書籍のご案内

2023年12月期決算の会計処理に関する留意事項

公認会計士 ^{わだ}和田 ^{ゆめと}夢斗
公認会計士 ^{きむら}木村 ^{ひろと}寛人

本稿では、2023年12月期決算の会計処理に関する主な留意事項について解説を行う。
2023年12月期に適用される新会計基準等には、下記 I から III がある。また、2023年12月期において早期適用が可能な新会計基準等には下記 IV がある。

【目次】

【2023年12月期に適用される会計基準等】（※）

- I 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年改正）
- II 実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」
- III 実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」

【2023年12月期に早期適用が可能な会計基準等】

- IV 実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」

（※）執筆時点で公表されている公開草案のうち、2023年12月末までに最終化され、かつ、2023年12月期に最終化された会計基準等が適用される可能性のあるものとして、以下の公開草案がある。これらの公開草案について最終基準の公表時期に留意する必要がある。

- 実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等
- 企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等

I 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年改正）

1 公表の経緯・目的

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2019年7月4日に公表した企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）で経過措置を定めていた投資信託の時価の算定に関する取扱いと、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記の取扱いについて審議を行い、2021年6月17日に改正時価算定適用指針を公表した。

2 投資信託の時価の算定に関する取扱い

改正時価算定適用指針では、投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ。）について、投資信託財産が金融商品であるものと不動産であるものとに分けて取扱いが定められている。

(1) 投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い

投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下合わせて「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする（以下「基準価額を時価とする取扱い」という。）。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない（改正時価算定適用指針24-2項）。

また、投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができる（以下「基準価額を時価とみなす取扱い」という。）（改正時価算定適用指針24-3項）。

- 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合
- 当該投資信託の財務諸表がIFRS及び米国会計

基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めがIFRS第13号「公正価値測定」又はAccounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）のTopic 820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合

- 当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合

ここで、上記の「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」の重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行い、例えば、次のような制限のみがある場合はこれに該当しない（改正時価算定適用指針24-4項）。

- 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所の取引停止などやむを得ない事情がある場合にのみ、一部解約等を制限する場合など）
- 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のための最低解約額の設定
- 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば、1か月程度）もの

（結論の背景）

市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができると考え、投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを示したとされている（改正時価算定適用指針49-2項）。

一方、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、投資信託財産の評価額の合計額を投資信託の総口数で割った一口当たりの価額である基準価額が時価となるわけではなく、基準価額を基礎として時価を算定する場合には何らかの調整が必要になるものと考えられる。

ここで、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、投資信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その影響も広範囲にわたることが予想され、実務的な対応に困難を伴うことが想定される。

そのため、投資信託財産が金融商品である投資信

託の解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、一定の要件に該当するときは、基準価額を時価とみなすことができるとしたとされている（改正時価算定適用指針49-3項）。

なお、海外の法令に基づいて設定された投資信託に対して「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用する際、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる（改正時価算定適用指針24-5項）。

また、第三者から入手した相場価格の利用（改正時価算定適用指針18項）については、「基準価額を時価とする取扱い」を適用する場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額により解約等ができることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる。さらに、「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用する場合、その適用要件に該当することで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとみなすことができる（改正時価算定適用指針24-6項）。

（第三者から入手した相場価格の利用）

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができる。

資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した場合には、第三者から入手した相場価格が秩序ある取引を反映した現在の情報に基づいているかどうか又は市場参加者の仮定を反映した評価技法に基づいているかどうかを評価して、当該価格を時価の算定に考慮する程度について判断する（改正時価算定適用指針18項）。

（2）投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い

投資信託財産が不動産である投資信託については、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする（基準価額を時価とする取扱い）。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない（改正時価算定適用指針24-8項）。

また、投資信託財産が不動産である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの

重要な制限がある場合、基準価額を時価とみなすことができる（基準価額を時価とみなす取扱い）。なお、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用する（改正時価算定適用指針24-9項）。

ここで、上記の「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」の重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行い、これに該当しない例は投資信託財産が金融商品である投資信託の場合と同様である（本稿1.2.(1)参照）（改正時価算定適用指針24-10項）。

（結論の背景）

投資信託財産が不動産である投資信託であったとしても、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられる。

これらを踏まえ、市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）に従い、一律に時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一することとしたとされている（改正時価算定適用指針49-10項）。

これを踏まえ、投資信託財産が不動産である投資信託についても市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを示したとされている（改正時価算定適用指針49-11項）。

また、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、基準価額に何らかの調整が必要になるものと考えられる。この点、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の理由により、基準価額を時価とみなすことができるとしたとされている。

その際、基準価額は時価の算定日に算定されるものを使用することが原則と考えられるが、投資信託財産が不動産である投資信託は、基準価額の算定頻度が低く、時価の算定日における基準価額がない場合が考えられる。この場合、たとえ時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短いとは言えないとしても、取得原価より直近の基準価額の方が有用

な情報と考えられるため、投資信託財産が不動産である投資信託については、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用することとしたとされている（改正時価算定適用指針49-12項）。

なお、第三者から入手した相場価格の利用（改正時価算定適用指針18項）については、「基準価額を時価とする取扱い」を適用する場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額により解約等ができることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる。さらに、「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用する場合、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断は要しない（改正時価算定適用指針24-11項）。

（3）投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱い

投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用するかは、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断する（改正時価算定適用指針24-13項）。

また、投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合は、信託財産たる不動産そのものが投資信託財産であるのと同様に取り扱う（改正時価算定適用指針24-14項）。投資信託の解約等を行う際に投資家が負担する信託財産留保額は、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めない（改正時価算定適用指針24-15項）。

（4）「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託に関する注記

「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）4項に定める事項（金融商品の時価等に関する事項）を他の金融商品と合わせて注記したうえで、「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記する。また、金融商品時価開示適用指針5-2項に定める事項（金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項）を注記しないこととし、その場合、次の事項を注記する（改正時価算定適用指針24-7項、24-12項）。

投資信託財産が金融商品である投資信託における注記（改正時価算定適用指針24-7項）	(1) 「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨 (2) 「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額 (3) (2)の合計額が重要性に乏しい場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表 (4) (2)の合計額に重要性に乏しい場合を除き、(2)の時価の算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳
投資信託財産が不動産である投資信託における注記（改正時価算定適用指針24-12項）	(1) 「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨 (2) 「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額 (3) (2)の合計額に重要性に乏しい場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表

3 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等の出資については、金融商品時価開示適用指針4項(1)に定める事項の注記（金融商品の時価等に関する事項のうち、原則として金融商品の科目ごとに貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額の注記）を要しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針4項(1)の注記に併せて、次の事項を注記する（改正時価算定適用指針24-16項）。

- (1) 時価の注記を要しないとする取扱い（改正時価算定適用指針24-16項）を適用しており、時価の注記を行っていない旨
- (2) 時価の注記を要しないとする取扱い（改正時価算定適用指針24-16項）を適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

4 適用時期

改正時価算定適用指針は2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首（12月決算会社では2023年12月期の期首）から適用する（改正時価算定適用指針25-2項）。

II 実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」

ASBJは、2021年8月12日に実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第42号」という。）を公表した。

1 公表の経緯・目的

2020年3月に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）により、連結納税制度が

見直されグループ通算制度に移行する。

このため、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として実務対応報告第42号が公表された。

2 範囲

実務対応報告第42号は、グループ通算制度を適用する企業の連結財務諸表及び個別財務諸表並びに連結納税制度から単体納税制度に移行する企業の連結財務諸表及び個別財務諸表に適用する。なお、実務対応報告第42号は、通算税効果額の授受を行うことを前提としており、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については取り扱っていない（実務対応報告第42号3項）。

（結論の背景）

通算会社が申告納付を行う税額は、通算前所得に対して通算グループ内の他の通算会社との損益通算や欠損金の通算を行った後の課税所得を基に算定されたものであり、当該通算等による税額の減少額を通算税効果額として、通算会社間で金銭等の授受が行われることが想定されている（実務対応報告第42号37項）。

ただし、通算税効果額の授受は任意であり、実務上、通算税効果額の授受を行わない場合が生じるか否かが定かではないが、連結納税制度においては個別帰属額の授受を行っている場合が多いと考えられ、グループ通算制度においても一般的には通算税効果額の授受を行うことが想定される。また、通算税効果額の授受を行わない場合の取扱いの検討には一定の困難性があるものと考えられる。

よって、実務対応報告第42号においては通算税効果額の授受を行うことを前提として会計処理及び開示を定めており、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については、連結納税制度における取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱っていない。そのため、通算税効果額の授受を行わない場合の具体的な定めは存在せず、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の

訂正に関する会計基準」第4-3項に定める「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することになると考えられる（実務対応報告第42号38項）。

3 定義

実務対応報告第42号は企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）と同様の用語を用いている（実務対応報告第42号4項）。そのうえで、グループ通算制度に特有の用語について定義を定めている。

（用語の定義）

- 「通算会社」とは、グループ通算制度を適用する企業をいう（実務対応報告第42号5項(1)）。
- 「特定繰越欠損金」とは、法人税法第64条の7第2項に規定する特定欠損金額をいい、グループ通算制度を適用する前に生じた税務上の繰越欠損金であって一定の要件を満たす場合にグループ通算制度適用後も控除可能な税務上の繰越欠損金等をいう（実務対応報告第42号5項(7)）。
- 「損益通算」とは、法人税法第64条の5に規定する損益通算をいい、通算グループ内で通算前欠損金が生じている通算会社（以下「欠損会社」という。）の通算前欠損金の合計額を、通算前所得が生じている通算会社（以下「所得会社」という。）の通算前所得の合計額を限度として、所得会社の通算前所得の金額の比で配分し、所得会社において損金に算入するとともに、損金に算入された金額の合計額を欠損会社の通算前欠損金の金額の比で配分した額を、欠損会社において益金に算入することをいう（実務対応報告第42号5項(8)）。
- 「欠損金の通算」とは、法人税法第64条の7に規定する欠損金の通算をいい、通算グループ全体の特定繰越欠損金以外の繰越欠損金の合計額を通算会社の損金算入限度額の比で配分した金額を、通算会社において損金に算入することなどをいう（実務対応報告第42号5項(9)）。
- 「通算税効果額」とは、法人税法第26条第4項に規定する通算税効果額をいい、損益通算、欠損金の通算及びその他のグループ通算制度に関する法人税法上の規定を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として、通算会社と他の通算会社との間で授

受が行われた場合に益金の額又は損金の額に算入されない金額をいう（実務対応報告第42号5項(10)）。

- 「投資簿価修正」とは、法人税法施行令第119条の3第5項等に従って、通算会社が保有する他の通算会社の株式等の帳簿価額について、当該他の通算会社が通算会社でなくなる時点において、当該他の通算会社の税務上の簿価純資産価額（税務上の資産の帳簿価額の合計額から税務上の負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額の合計額を減算した金額）との差額を加算又は減算することをいう（実務対応報告第42号5項(12)）。

4 既存の会計基準等との関係

実務対応報告第42号の開発にあたっては、基本的な方針として、連結納税制度とグループ通算制度の相違点に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度における実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（以下「実務対応報告第5号」という。）及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第5号と合わせて「実務対応報告第5号等」という。）等の会計処理及び開示に関する取扱いが踏襲されている（実務対応報告第42号40項）。

また、実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人税等会計基準又は「税効果会計に係る会計基準」（以下「税効果会計基準」という。）及び同注解、企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（以下「企業会計基準第28号」という。）、税効果適用指針並びに回収可能性適用指針（以下、税効果会計基準及び同注解、企業会計基準第28号、税効果適用指針並びに回収可能性適用指針を合わせて「税効果会計基準等」という。）の定めに従うこととされており、グループ通算制度に特有の会計処理及び開示のみが示されている（実務対応報告第42号41項）。

（結論の背景）

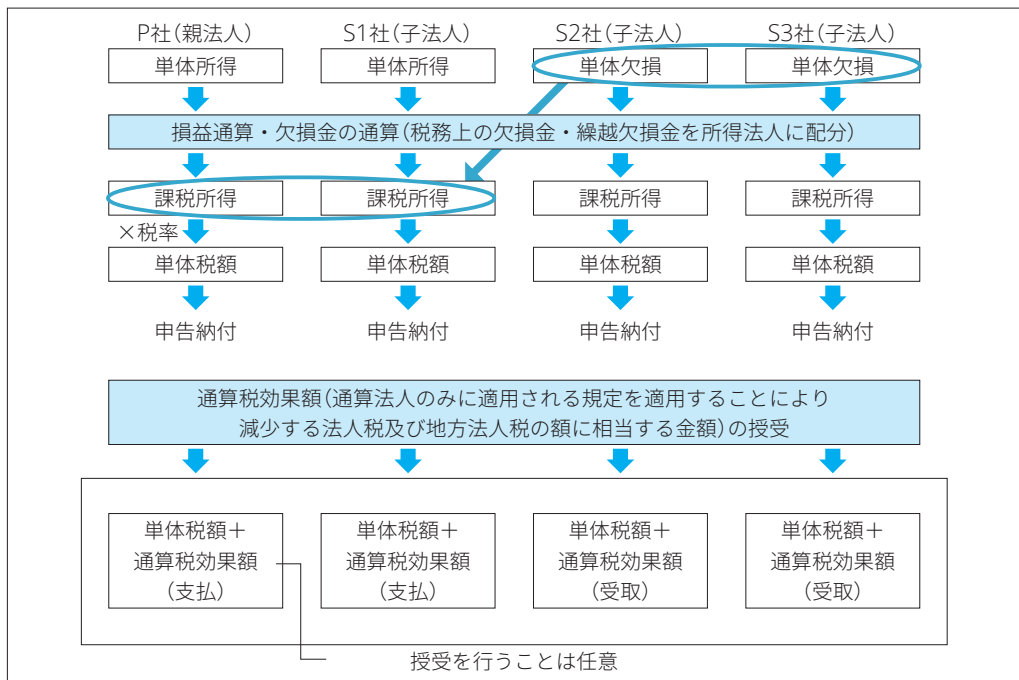
グループ通算制度は、連結納税制度を見直したものであるが、連結納税制度が企業グループ全体を1つの納税単位とする制度であるのに対して、グループ通算制度は法人格を有する各法人を納税単位として、課税所得金額及び法人税額の計算並びに申告は各法人がそれぞれ行うこと（個別申告方式）が基本とされている。また、同時に企業グループの一体性に着目し、課税所得金額及び法人税額の計算上、企業グループをあたかも1つの法人であるかのように捉え、損益通算等の調整を行う仕組みとされている（実務対応報告第42号39項）。

このように、連結納税制度とグループ通算制度とは、全体を合算した所得を基に納税申告を親法人が行うか、各法人の所得を基にそれらを通算した上で納税申告を各法人が行うかなどの申告手続は異なるが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは同じであることから、グループ通算制度を適用する場合の実務対応報告第42号

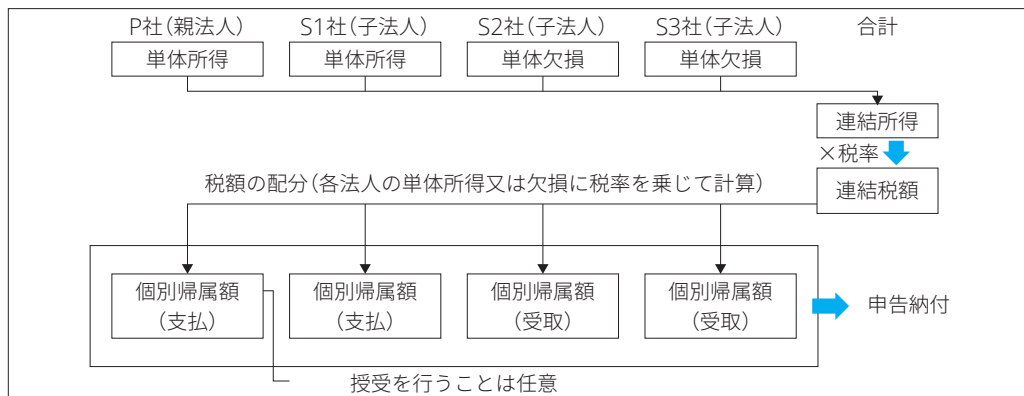
の開発にあたっては、基本的な方針として、連結納税制度とグループ通算制度の相違点に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度における実務対応報告第5号等の会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲することとしたとされている（実務対応報告第42号40項）。

【図表1 連結納税制度とグループ通算制度の比較】

① グループ通算制度における税額計算と申告プロセスのイメージ



② 連結納税制度における税額計算と申告プロセスのイメージ



上図のように、グループ通算制度と連結納税制度では、申告手続きは異なるが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは同じである。

(出所: 2021年8月の実務対応報告第42号公表時における「公表にあたって」の「(別紙1) グループ通算制度を適用する場合の税額計算の概要」から一部加工。)

5 会計処理

(1) 法人税及び地方法人税に関する会計処理

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人税及び地方法人税に関する会計処理は、法人税等会計基準の定めに従う（実務対応報告第42号6項）。

また、個別財務諸表における損益計算書において、通算税効果額は当事業年度の所得に対する法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱う（実務対応報告第42号7項）。

(結論の背景)

連結納税制度では、連結納税会社の個別帰属額が計算され各社に配分されており、実務対応報告第5号等では、個別帰属額を「法人税、住民税及び事業税」と同様に取り扱うこととしていた（実務対応報告第42号43項）。

グループ通算制度における通算税効果額は、グループ通算制度を適用したことによる税額の減少額であり、令和2年度税制改正の財務省による解説において「個別帰属額と同様に法人税に相当する金額であることから、益金不算入・損金不算入とされている」とされている。

そのため、通算税効果額についても、連結納税制度における個別帰属額の取扱いを踏襲し、個別財務諸表における損益計算書において、当事業年度の所得に対する法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱うこととしたとされている（実務対応報告第42号44項）。

(2) 税効果会計に関する会計処理

① 基本的な取扱い

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、税効果会計基準等の定めに従う（実務対応報告第42号8項）。

グループ通算制度の対象とされていない住民税及び事業税については、それぞれ法人税及び地方法人税とは区別して、税効果会計基準等を適用する（実務対応報告第42号8項）。

また、住民税の税額計算は、グループ通算制度によって算定された法人税額からグループ通算制度による影響を控除して算定するため、これを考慮して繰延税金資産の回収可能性の判断を行う（実務対応報告第42号8項）。

② 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は税効果適用指針45項から49項の定めに従い、利益に関連する金額を課税標準とする税金の種類ごとに適用する税率を算定する（実務対応報告第42号9項）。

また、繰延税金資産の回収可能性が法人税及び地方法人税と事業税とで異なる場合又は繰延税金資産の回収可

能性が住民税と事業税とで異なる場合で、かつ、回収可能性が異なることによる重要な影響がある場合には、その影響を考慮した税率で繰延税金資産の計算を行う（実務対応報告第42号9項）。

③ 法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断

(a) 個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性（基本的な考え方）

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、個別財務諸表における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断については、回収可能性適用指針6項から34項の定めに従う（実務対応報告第42号10項）。

(結論の背景)

連結納税制度を適用する場合の税効果会計について、実務対応報告第5号等では、個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断において個別帰属額を考慮することとしていた。

この点、グループ通算制度においても、通算税効果額を法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱うこととしていることから、連結納税制度における取扱いを踏襲し、個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、他の通算会社からの通算税効果額を考慮することとしたとされている（実務対応報告第42号50項）。

(繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順)

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順について、回収可能性適用指針11項(5)及び(6)を適用する際には、通算税効果額の影響を考慮して、次のとおり取り扱う（実務対応報告第42号11項）。

- ① 回収可能性適用指針11項(1)から(4)により将来加算一時差異の解消見込額と相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、まず、通算会社単独の将来の一時差異等加減算前通算前所得の見積額と解消見込年度ごとに相殺し、その後、損益通算による益金算入見積額と解消見込年度ごとに相殺する。
- ② ①で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、解消見込年度の翌年度以降において、特定繰越欠損金以外の繰越欠損金として取り扱われることから、実務対応報告第42号12項に従って、税務上の繰越欠損金の控除見込年度ごとの損金算入のスケジュールに従って回収が見込まれる金額と相殺する。

回収可能性適用指針11項また書き（期末に税務上の繰越欠損金を有する場合の取扱い）を適用する際には、特定繰越欠損金と特定繰越欠損金以外の繰越欠損金ごとに、その繰越期間にわたって、将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づき、税務上の繰越

欠損金の控除見込年度ごとに損金算入限度額計算及び翌期繰越欠損金額の算定手続に従って損金算入のスケジュールリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上する（実務対応報告第42号12項）。

（結論の背景）

グループ通算制度においては、課税所得の計算において、まず、(1)通算前所得が計算され、その後、(2)損益通算や(3)欠損金の通算を行って課税所得が計算されることから、連結納税制度における当該

取扱いを踏襲し、期末における将来減算一時差異の解消見込額（将来加算一時差異の解消見込額との相殺後）を(1)一時差異等加減算前通算前所得の見積額、(2)損益通算による益金算入見積額の順に相殺し、相殺し切れなかった額は、(3)特定繰越欠損金以外の繰越欠損金として損金算入のスケジュールリングに従って回収が見込まれる金額と相殺することとしたとされている（実務対応報告第42号51項）。

【図表2 グループ通算制度における繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順のイメージ】

個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断においても、損益通算及び欠損金の通算の影響を考慮する。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順	
【将来減算一時差異の税効果】（実務対応報告第42号11項）	【税務上の繰越欠損金の税効果】（実務対応報告第42号12項）
① 将来減算一時差異の解消見込額	① 特定繰越欠損金又はそれ以外の繰越欠損金
② 将来加算一時差異の解消見込額	② 繰越期間にわたる税務上の繰越欠損金の控除見込額
③ ①と②を相殺	①－②回収不能額（評価性引当額）
④ 一時差異等加減算前通算前所得	
⑤ ③と④を相殺	
⑥ 損益通算による益金算入見積額	
⑦ ⑤と⑥で相殺しきれなかった額	
⑧ 特定繰越欠損金以外の繰越欠損金としての翌期以降の回収見込額（12項に基づき判断）	
⑦－⑧回収不能額（評価性引当額）	

（企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い）

個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断を行うにあたっての企業の分類について、回収可能性適用指針15項から32項を適用する際には、次のとおり取り扱う（実務対応報告第42号13項）。

- ① 通算グループ全体の分類と通算会社の分類をそれぞれ判定する。なお、通算グループ全体の分類は、実務対応報告第42号17項に従って判定し、通算会社の分類は、損益通算や欠損金の通算を考慮せず、自社の通算前所得又は通算前欠損金に基づいて判定する。
- ② 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性の判断については、通算グループ全体の分類が、通算会社の分類と同じか上位にある場合は、通算グループ全体の分類に応じた判断を行う。また、通算グループ全体の分類が、通算会社の分類の下位にある場合は、当該通算会社の分類に応じた判断を行う。
- ③ 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断において、特定繰越欠損金以外の繰越欠損金については通算グループ全体の分類に応じた判断を行う。

また、特定繰越欠損金については、損金算入限度額計算における課税所得ごとに、通算グループ全体の課税所得は通算グループ全体の分類に応じた判断を行い、通算会社の課税所得は通算会社の分類に応じた判断を行う。

（結論の背景）

連結納税制度における連結納税会社の分類の判定について、実務においては各社における個別所得額のみを用いて判定が行われていたものと考えられることから、グループ通算制度における通算会社の分類は、損益通算や欠損金の通算を考慮せず、自社の通算前所得又は通算前欠損金に基づいて判定することを明確にした（実務対応報告第42号52項）。

(b) 連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性（基本的な考え方）

連結財務諸表における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性については、通算グループ全体について回収可能性適用指針6項から34項に従って判断を行い、個別財務諸表において計上した繰延税金資産の合計額との差額は、連結上修正

する（実務対応報告第42号14項）。

（繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順）

連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順について、回収可能性適用指針11項を適用する際は以下の読み替えを行ったうえで、回収可能性の判断を行う（実務対応報告第42号15項）。

読み替え前	読み替え後
将来減算一時差異	通算グループ全体の将来減算一時差異の合計
将来加算一時差異	通算グループ全体の将来加算一時差異の合計
一時差異等加減算前課税所得の見積額	通算グループ全体の一時差異等加減算前課税所得の見積額の合計

連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順について、回収可能性適用指針11項(6)及び同項また書きを適用する際には、実務対応報告第42号12項（個別財務諸表における回収可能性適用指針11項また書きの適用に関する取扱い）と同様に取り扱い、特定繰越欠損金と特定繰越欠損金以外の繰越欠損金ごとに損金算入のスケジュールリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上する（実務対応報告第42号16項）。

（企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い）

連結財務諸表における通算グループ全体の企業の分類の判断においては、回収可能性適用指針15項から32項における「一時差異等」や「課税所得」、「税務上の欠損金」、「一時差異等加減算前課税所得」等の通算会社ごとに生じる項目は、その合計が通算グループ全体で生じるものとして取り扱い、通算グループ全体の分類を判断する（実務対応報告第42号17項）。

また、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断については、実務対応報告第42号13項(3)（個別財務諸表における取扱い）と同様に取り扱う（実務対応報告第42号17項）。

（c） 未実現損益の消去に係る一時差異の取扱い

連結財務諸表における未実現損益の消去に係る連結財務諸表固有の一時差異については、税効果適用指針34項から37項に従って処理する（実務対応報告第42号18項）。

ただし、繰延税金資産及び繰延税金負債の計上対象となる法人税及び地方法人税に係る未実現損益の消去に係る一時差異の上限について、以下のように読み替えて適用する（実務対応報告第42号18項）。

読み替え前	読み替え後
売却元の連結会社の売却年度における課税所得（税効果適用指針35項）	通算グループ全体の課税年度における課税所得の合計
売却元の連結会社の売却年度における当該未実現損失に係る税務上の損金を算入する前の課税所得（税効果適用指針36項）	通算グループ全体の課税年度における当該未実現損失に係る税務上の損金を計上する前の課税所得の合計

（d） 投資簿価修正に関する取扱い

投資簿価修正による期末時点における他の通算会社の株式等の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額は、一時差異と同様に取り扱い、次のように処理する（実務対応報告第42号19項）。

（個別財務諸表上の取扱い）

- ① 税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株式等の帳簿価額を上回り、投資簿価修正によって、当該帳簿価額が増額修正される場合（下記③の場合を除く。）、当該増額修正される部分については、次のいずれも満たす場合、繰延税金資産を計上する。

- 予測可能な将来の期間に、他の通算会社の株式等の売却等（投資簿価修正が行われる場合に限る。以下同じ。）を行う意思決定又は実施計画が存在する場合
- 回収可能性適用指針に従って、当該繰延税金資産の回収可能性があると判断される場合

- ② 税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株式等の帳簿価額を下回り、投資簿価修正によって、当該帳簿価額が減額修正される場合（下記③の場合を除く。）、当該減額修正される部分については、次のいずれも満たす場合を除き、繰延税金負債を計上する。

- 他の通算会社に対する株式等の売却等を、当該株式等を保有する会社自身で決めることができる場合
- 予測可能な将来の期間に、他の通算会社の株式等の売却等を行う意思がない場合

- ③ 他の通算会社の株式等について評価損（グループ通算制度の適用前に当該株式等について行った評価損を含む。）を計上している場合で、当該評価損に係る繰延税金資産を計上したときには、他の通算会社の株式等の評価損計上前の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額について税効果を合わせて認識する。また、当該評価損に係る繰延税金資産を計上していない場合で、税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株式等の評価損計上前の帳簿価額を下回るとき（当該下回る部分が評価損に係る将来減算一時差異の範囲内で

ある場合に限る。)は、当該下回る部分に係る繰延税金負債を認識しない。

(連結財務諸表上の取扱い)

連結財務諸表においては、個別財務諸表における前項の会計処理によって計上した繰延税金資産及び繰延税金負債を取り崩した上で、連結貸借対照表における通算子会社に対する投資の連結貸借対照表上の価額と税務上の簿価純資産価額との差額を連結財務諸表固有の一時差異と同様に取り扱い、税効果適用指針20項から23項に従って処理する(実務対応報告第42号20項)。

(結論の背景)

投資簿価修正は、株式等の売却等を行う時点において税務上の投資簿価を修正するものであり、売却等を行う時点までの間は税務上の帳簿価額が修正されるものではないことから、投資簿価修正による影響は売却等を行う時点までの間は税効果適用指針4項(3)における「一時差異」には該当しないものと考えられる。

しかし、連結納税制度では、実務対応報告第5号等において、売却等によって解消するときその年度の課税所得を増額又は減額する効果を有することから、一時差異と同様に取り扱うものとしていた。

グループ通算制度においては、投資簿価修正の方法が税務上の簿価純資産価額との差額を加算又は減算する方法に変更されているが、売却等によってその年度の課税所得を増額又は減額する効果を有する点は同様であることから、連結納税制度における取

扱いを踏襲し、期末時点における他の通算会社の株式等の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額を、一時差異と同様に取り扱うこととしたとされている(実務対応報告第42号55項)。

(e) 適用時、加入時及び離脱時の取扱い

(適用時の取扱い)

グループ通算制度を新たに適用する場合には、グループ通算制度の適用の承認があった日又は承認があったものとみなされた日の前日を含む連結会計年度及び事業年度(四半期会計期間を含む。)の連結財務諸表及び個別財務諸表から、翌年度よりグループ通算制度を適用するものとして、税効果会計を適用する(実務対応報告第42号21項)。

ただし、適用の承認を受けていない場合であっても、翌年度よりグループ通算制度を適用することが明らかな場合であって、かつ、グループ通算制度に基づく税効果会計の会計処理が合理的に行われると認められる場合には、これらを満たした時点を含む連結会計年度及び事業年度(四半期会計期間を含む。)の財務諸表から、翌年度よりグループ通算制度を適用するものと仮定して、税効果会計を適用することができる(実務対応報告第42号21項)。

(加入時の取扱い)

株式の取得等によって、新たに通算子会社となる(以下「加入」という。)企業がある場合、次のように取り扱う(実務対応報告第42号22項)。

加入前の時点で連結子会社である企業が、新たに通算子会社となる場合	当該企業を将来、通算子会社とすることについての意思決定がなされ、かつ、実行される可能性が高いと認められる場合には、これらを満たした時点を含む連結会計年度及び事業年度(四半期会計期間を含む。)の連結財務諸表及び個別財務諸表から、その影響を考慮して税効果会計を適用する。
加入前の時点で連結子会社でない企業が、新たに通算子会社となる場合	通算子会社となった時から、その影響を考慮して税効果会計を適用する。 ただし、通算子会社となることによって、税務上の繰越欠損金の引継制限や特定資産に係る譲渡等損失額の損金算入制限が課される場合で、通算子会社となる可能性が高く、かつ、当該企業においてもその事実が明らかになっていると認められる場合には、これらを満たした時点を含む事業年度(四半期会計期間を含む。)の個別財務諸表から、損金算入が見込まれない税務上の繰越欠損金及び特定資産に係る将来減算一時差異について繰延税金資産の回収可能性はないものとする。

(離脱時の取扱い)

株式の売却等によって、通算子会社でなくなる企業がある場合であって、将来、通算子会社でなくなることについての意思決定がなされ、かつ、実行される可能性が高いと認められる場合には、これらを満たした時点を含む連結会計年度及び事業年度(四半期会計期間を含む。)の連結財務諸表及び個別財務諸表から、その影響を考慮して税効果会計を適用する(実務対応報告第42号23項)。

6 開示

(1) 表示

① 法人税及び地方法人税に関する表示

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人税及び地方法人税に関する表示は、法人税等会計基準の定めに従う(実務対応報告第42号24項)。

通算税効果額は、法人税及び地方法人税を示す科目に含めて、個別財務諸表における損益計算書に表示する。

また、通算税効果額に係る債権及び債務は、未収入金や未払金などに含めて個別財務諸表における貸借対照表に表示する(実務対応報告第42号25項)。

② 繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示

個別財務諸表における表示	通算会社で計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の表示は、税効果会計基準等の定めに従う（実務対応報告第42号26項）。
連結財務諸表における表示	法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、企業会計基準第28号2項の定めによらず、通算グループ全体の繰延税金資産の合計と繰延税金負債の合計を相殺して、連結貸借対照表の投資その他の資産の区分又は固定負債の区分に表示する（実務対応報告第42号27項）。

(2) 注記事項

① 実務対応報告第42号の適用に関する注記

グループ通算制度の適用により、実務対応報告第42号に従って法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っている場合には、その旨を下記②の注記の内容とあわせて注記する（実務対応報告第42号28項）。

② 税効果会計に関する注記

連結財務諸表及び個別財務諸表における税効果会計基準第四及び企業会計基準第28号3項に定める注記は、法人税及び地方法人税と住民税及び事業税を区分せずに、これらの税金全体で注記する（実務対応報告第42号29項）。

(税効果会計基準第四及び企業会計基準第28号3項に定める注記)

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
- 税引前当期純利益又は税金等調整前当期純利益に対する法人税等（法人税等調整額を含む。）の比率と法定実効税率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
- 税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額
- 決算日後に税率の変更があった場合には、その内容及びその影響

③ 連帯納付義務に関する注記

通算会社が負っている連帯納付義務については、偶発債務としての注記を要しない（実務対応報告第42号30項）。

7 適用時期等

① 適用時期

実務対応報告第42号は、2022年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首（12月決算会社では2023年12月期の期首）から適用する。

ただし、税効果会計に関する会計処理及び開示については、2022年3月31日以後に終了する連結会計年度及

び事業年度の期末の連結財務諸表及び個別財務諸表（12月決算会社では2022年12月期の期末）から適用することができる（実務対応報告第42号31項）。

② 経過措置等

連結納税制度を適用している企業がグループ通算制度に移行する場合、実務対応報告第42号の適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するが、会計方針の変更による影響はないものとみなす。また、会計方針の変更に関する注記は要しない（実務対応報告第42号32項(1)）。

単体納税制度を適用している企業が2022年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首からグループ通算制度に移行する場合の実務対応報告第42号に基づく税効果会計の適用時期については、21項の定め（適用時の取扱い）によらず、31項に定める時期から適用する（実務対応報告第42号32項(2)）。

連結納税制度を適用している企業が単体納税制度に移行する場合、31項の定め（適用時期の定め）にかかわらず、グループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出した日の属する会計期間（四半期会計期間を含む。）から、2022年4月1日以後最初に開始する事業年度より単体納税制度を適用するものとして税効果会計を適用する（実務対応報告第42号33項）。

III 実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」

ASBJは、2023年3月31日に、実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第44号」という。）を公表した。

1 公表の経緯・目的

令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税に対応する法人税が創設され、それに係る規定（以下「グローバル・ミニマム課税制度」という。）を含めた税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第3号））（以下「改正法人税法」という。）が2023年3月28日に成立している（以下、改正法人税法が成立した2023年3月28日を「改正法人税法の成立日」

という。)

グローバル・ミニマム課税制度では、当該制度に基づいた基準税率（15%）までの上乗せ税額（以下「上乗せ税額」という。）は、多国籍企業グループを構成する事業体等について国別に算定した実効税率が基準税率を下回る場合、国別に集計された純所得に対する基準税率に至るまでの税額を、親会社等がその所在地国の税務当局に支払う（実務対応報告第44号10項）。

改正法人税法の成立により、グローバル・ミニマム課税制度の施行日以後においてその適用が見込まれる企業は、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算（四半期連結決算及び四半期決算を含む。）において、グローバル・ミニマム課税制度を前提として税効果会計を適用するか否かを検討する必要があるが、その対応については実務上困難であるとの意見が聞かれたことから、ASBJにおいて必要と考えられる当面の取扱いが検討され、2023年3月31日に実務対応報告第44号が公表されている。

2 範囲

実務対応報告第44号では、本実務対応報告を税効果会計基準が適用される連結財務諸表及び個別財務諸表に適用することとされている（実務対応報告第44号2項）。

（結論の背景）

実務対応報告第44号を適用する範囲について、改正法人税法では、グローバル・ミニマム課税制度の適用は2024年4月1日以後開始する事業年度からとされており、その課税の範囲は企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上であるもの等とされている。そのため、特例的な取扱いの対象は、決算日において、グローバル・ミニマム課税制度の施行日以後その適用が見込まれる企業とすることも考えられた。しかしながら、審議の過程において、本実務対応報告は、税効果適用指針の定めにかかわらず、特例的な取扱いを定めるものであるが、グローバル・ミニマム課税制度の施行日以後その適用が見込まれるか否かの判断について、企業が適時かつ適切に行えるか懸念があるとの意見が聞かれた。こうした意見を踏まえ、本実務対応報告を適用する範囲については税効果会計基準が適用される連結財務諸表及び個別財務諸表に適用することとし、グローバル・ミニマム課税制度の適用が見込まれるか否かについての判断を企業に求めないこととしたとされている（実務対応報告第44号8項）。

3 会計処理

実務対応報告第44号では、ASBJが実務対応報告第44号の適用を終了するまでの間、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算（四半期（連結）決算を含む。）における税効果会計の適用にあたっては、税効果適用指針の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととされている（実務対応報告第44号3項）。

なお、実務対応報告第44号の取扱いは、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算（四半期連結決算及び四半期決算を含む。）において、グローバル・ミニマム課税制度を前提とした税効果会計を適用するという原則的な取扱いに対する特例的な取扱いであり、企業が原則的な取扱いを適用することを妨げるものではないことから、特例的な取扱いを選択適用とすることも検討されていたが、現行の枠組みにおいてグローバル・ミニマム課税制度を前提とした税効果会計を適用すべきか否かが明らかではないと考えられること等を踏まえると、原則的な取扱いの適用を認めることについて懸念があるとの意見が聞かれたことから、特例的な取扱いを一律に適用することとされている（実務対応報告第44号14項）。

（結論の背景）

税効果適用指針44項の定めに基づけば、グローバル・ミニマム課税制度の対象となることが見込まれる企業においては、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算（四半期連結決算及び四半期決算を含む。）において、グローバル・ミニマム課税制度を前提とした税効果会計を適用すべきか否かを検討する必要がある（実務対応報告第44号9項）。

また、税効果会計基準第一では、税効果会計は、利益に関連する金額を課税標準とする税金を対象として認識するものとされている。

ここで、グローバル・ミニマム課税制度に基づいた上乗せ税額は、多国籍企業グループを構成する事業体等について国別に算定した実効税率が基準税率を下回る場合、国別に集計された純所得に対する基準税率に至るまでの税額を、親会社等がその所在地国の税務当局に支払うものである。そのため、上乗せ税額の課税の源泉となる純所得（利益）が生じる企業と、納税義務が生じる企業が相違することとなり、このような場合、現行の枠組みにおいて税効果会計を適用すべきか否かが、税効果会計基準及び税効果適用指針等において明らかではないと考えられる（実務対応報告第44号10項）。

また、仮に税効果会計を適用する場合、グローバル・ミニマム課税制度に基づく税効果会計の会計処理については、次の点が明らかではないと考えられる（実務対応報告第44号11項）。

- (1) グローバル・ミニマム課税制度の適用によって、企業が、既存の税法の下で認識した繰延税金資産又は繰延税金負債を見直す必要があるかどうか
 - (2) 上乗せ税額を加味すると、税効果会計に使用する税率がどのような影響を受けるか
 - (3) グローバル・ミニマム課税制度に基づき、追加的な一時差異を認識すべきかどうか
- このように、グローバル・ミニマム課税制度に基づく税効果会計の取扱いについては、その考え方が必ずしも明らかではないことに加え、実務上の負担も想定されることから、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算（四半期（連結）決算を含む。）において、グローバル・ミニマム課税制度の適用を前提とした税効果会計を適用することは困難であると考えられる（実務対応報告第44号12項）。

4 開示

実務対応報告第44号では、特別な開示を求めないこととされている。これは、企業がグローバル・ミニマム課税制度の施行日以後その適用が見込まれるか否かの判断を適時にかつ適切に行うことについて懸念があるとの意見が聞かれているためとされている（実務対応報告第44号16項）。

（結論の背景）

国際会計基準審議会（IASB）が、2023年1月に公表したIASB公開草案「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール（IAS第12号の修正案）」においては、経済協力開発機構（OECD）が公表した第2の柱モデルルールの適用から生じる繰延税金資産及び繰延税金負債の会計処理に関して、国際会計基準（IAS）第12号「法人所得税」の要求事項からの一時的な例外を設け、一定の事項の開示を提案しているが、本実務対応報告は主として2023年3月期決算に向けた短期的な対応をその目的としていることから、開示については求めないこととした（実務対応報告第44号7項）。

5 適用時期

実務対応報告第44号は、公表日（2023年3月31日）以後適用することとされている（実務対応報告第44号4項）。

IV 実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」

ASBJは、2022年8月26日に、実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第43号」という。）を公表した。

1 公表の経緯・目的

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO（Initial Coin Offering。企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。）は金融商品取引法の規制対象とされ、各種規定の整備が行われた。

こうした状況を踏まえ、ASBJは、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）における電子記録移転有価証券表示権利等の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行い、実務対応報告第43号を公表した。

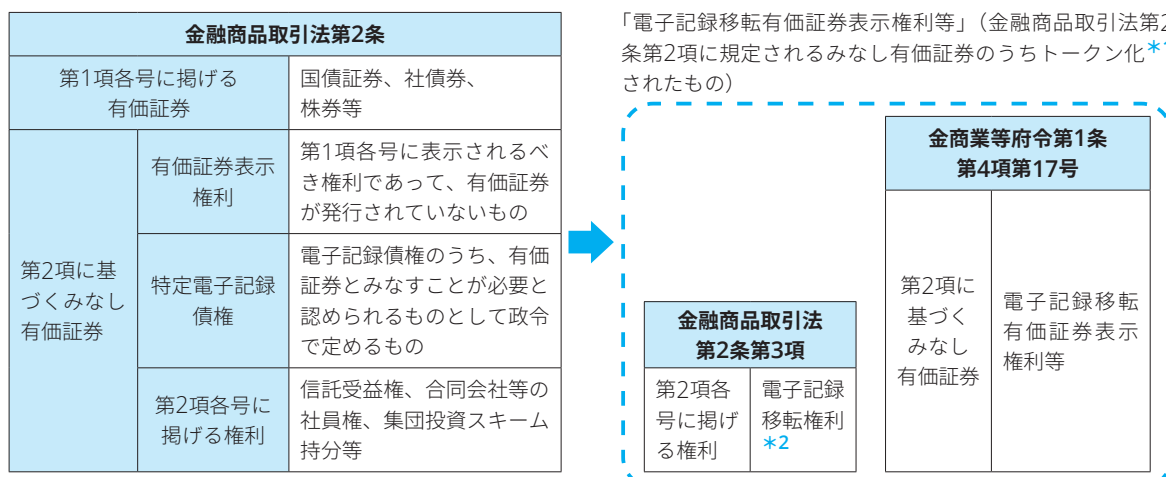
2 範囲及び用語の定義

実務対応報告第43号は、株式会社が金商業等府令第1条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示を対象とする（実務対応報告第43号2項）。

ここで、「電子記録移転有価証券表示権利等」とは、金商業等府令第1条第4項第17号に規定される権利をいい、金融商品取引法第2条第2項に規定される有価証券とみなされるもの（以下「みなし有価証券」という。）のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものをいう（実務対応報告第43号3項(1)）。

金融商品取引法における有価証券と、実務対応報告第43号の対象となる電子記録移転有価証券表示権利等の関係の概要は【図表3】を参照されたい。

【図表3 金融商品取引法第2条と実務対応報告第43号の適用対象となる「電子記録移転有価証券表示権利等」の関係】



*1 電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの

*2 第2項各号に掲げる権利がトークン化されたものであっても、流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの（適用除外電子記録移転権利）は含まれない

（結論の背景）

株式会社以外の信託、持分会社、民法上の任意組合、商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合（以下合わせて「会社に準ずる事業体等」という。）による電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理については、電子記録移転有価証券表示権利等と従来のみなし有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないみなし有価証券を指す。以下同じ。）の権利の内容は同一であると考えられることから、会社に準ずる事業体等による電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理を検討するにあたっては、会社に準ずる事業体等が従来のみなし有価証券を発行又は保有する場合の会計処理を参考にすることが考えられるが、会社に準ずる事業体等の会計処理は、関係法令又は実務によっており、会計基準上、必ずしも明らかではない（実務対応報告第43号25項）。

そのため、会社に準ずる事業体等による電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理を定める場合、会社に準ずる事業体等における従来のみなし有価証券の発行及び保有の会計処理を明らかにする必要があると考えられるが、その場合、電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理を取り扱うとする本プロジェクトの範囲を超えて基準開発が行われることとなる。したがって、可能な限り早期に実務対応報告第43号を公表し利害関係者のニーズに資するという便益を優先し、実務対応報告第43号においては株式会社による発行及び保有の会計処理のみを検討の対象とすることとしたとされている（実務対応報告第43号26項）。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、次の論点については2022年3月15日に公表された「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の中で関係者から意見を募集し、そこでの要望に基づき別途の対応を図ることの可否を検討することとされていた。

- (1) 会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理
- (2) 株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるとき会計処理
- (3) 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理
- (4) 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理

検討の結果、(4)の論点については現時点でその取引量が少なく市場性の有無が不明確であること、それ以外の論点に関しても、電子記録移転有価証券表示権利等に関する取引が今後どのように発展していくかを予測することが現時点では依然として困難であると考えられたため、早期に会計基準を開発することを優先する観点から、これらの論点については実務対応報告第43号では取り扱わないこととされた（実務対応報告第43号23項）。

3 会計処理

(1) 会計処理の基本的な考え方

電子記録移転有価証券表示権利等は、金融商品取引法において、金融商品取引法第2条第2項に規定されるみなし有価証券のうち、当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情等を勘案し、内閣府令で定めるものに限るとされており、金商業等府令では、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものとされている。

電子記録移転有価証券表示権利等は、その定義上、その発行及び保有がいわゆるブロックチェーン技術等を用いて行われる点を除けば、従来のみなし有価証券と同様

であり、電子記録移転有価証券表示権利等は従来のみなし有価証券と権利の内容は同一と考えられるため、実務対応報告第43号では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理は、基本的に従来のみなし有価証券を発行及び保有する場合の会計処理と同様に取扱いとされている（実務対応報告第43号27項）。

(2) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

電子記録移転有価証券表示権利等を発行する場合、【図表4】のとおり、その発行に伴う払込金額を負債、株主資本又は新株予約権として会計処理を行う（実務対応報告第43号4項）。

【図表4 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理】

払込金額が負債に区分される場合（実務対応報告第43号5項）	金融負債として、金融商品会計基準7項の定めに従って発生の認識を行い、その金額は金融商品会計基準26項、又は36項、38項(1)及び企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という。）の定めに従う。
払込金額が株主資本又は新株予約権に区分される場合（実務対応報告第43号6項）	その内訳項目は企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」5項及び6項の定めに従い、その金額は、会社法第445条及び第446条の規定、又は金融商品会計基準36項、38項(2)及び複合金融商品適用指針の定めに従う。

なお、有価証券を発行した場合、払込金額が負債となるのか株主資本となるのかについての明確な会計基準は存在せず、有価証券の法的形式等を勘案して、実務上の対応が行われていると考えられる。したがって、電子記録移転有価証券表示権利等を発行した場合の払込金額の区分についても、特段の定めを置かないこととしたとされている。この場合、現行の実務を参考にすることが考えられる（実務対応報告第43号30項）。

（結論の背景）

ここで、一部の信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するもの）については、金融商品取引法上の有価証券に該当するものの、金融商品会計基準及び日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。また、以下、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて「金融商品会計基準等」という。）上、有価証券として取り扱われない場合がある。そのため、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するこれらの一部の信託受益権について、受託者による信託の会計処理が問題となるが、実務対応報告第43号では株式会社による会計処理のみを定めることとしたため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は取り扱っていない（実務対応報告第43号29項）。

(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理

金融商品取引法上の有価証券について、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われるものと有価証券として取り扱われないものがある（金融商品実務指針8項及び58項）。

電子記録移転有価証券表示権利等の保有においては、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない信託受益権のうち、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものを株式会社が保有する場合も想定される。そのため、上述の発行の場合とは異なり、実務対応報告第43号において、電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理については、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合と該当しない場合に分けて定められている（実務対応報告第43号7項及び32項）。

① 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合

実務対応報告第43号では、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理について【図表5】のとおり会計処理することが定められている。

【図表5 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の保有の会計処理】

発生及び消滅の認識 (実務対応報告第43号8項)	金融商品会計基準7項から9項及び金融商品実務指針の定めに従って行う。 ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について、 <u>契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合、契約を締結した時点で買手は電子記録移転有価証券表示権利等の発生を認識し、売手は電子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識する。</u>
貸借対照表価額の算定及び評価差額に係る会計処理(実務対応報告第43号9項)	金融商品会計基準15項から22項及び金融商品実務指針の定めに従って行う。

約定日に相当する時点等の考え方については、以下のように定められている。

約定日に相当する時点	電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約を締結した時点を金融商品実務指針における約定日に相当する時点とする。なお、約定日が明確である場合には、当該約定日が売買契約を締結した時点に該当すると考えられる(実務対応報告第43号38項)。
受渡日に相当する時点	電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点を金融商品実務指針における受渡日に相当する時点とする。なお、電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点は、個々の権利ごとの根拠法に基づき判断することが考えられるが、受渡日が明確である場合には、当該受渡日を電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点として取り扱うことが考えられる(実務対応報告第43号39項)。
約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間	約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間が短期間かどうかは、我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間と概ね同期間かそれより短い期間であるかどうかに基づいて判断することが考えられる(実務対応報告第43号42項)。

(結論の背景)

電子記録移転有価証券表示権利等に該当する金融商品会計基準等上の有価証券を保有する場合の会計処理は、従来のみなし有価証券を保有する場合と同様とすることが考えられるため、発生及び消滅の認識についても、金融商品会計基準等の定めに従うことが考えられる。

しかしながら、電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約においても金融商品実務指針22項における約定日基準の定めに従うこととする場合、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられ、また、実務上、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の期間であるかどうかの判断が困難である可能性がある。そのため、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約において、約定日に相当する時点、受渡日に相当する時点及び約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間について検討の上、実務対応報告第43号において、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約における発生及び消滅の認識について別途の定めを置くこととしたとされている(実務対応報告第43号37項)。

② 金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合
金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記

録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理は、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下「実務対応報告第23号」という。)の定めに従って行う(実務対応報告第43号10項)。

ただし、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこととされているものについての発生認識(信託設定時を除く。)及び消滅の認識は、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号の定めにかかわらず、実務対応報告第43号8項の定め(金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の定め)に従って行う(実務対応報告第43号10項)。

(結論の背景)

電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識については、従来の有価証券の売買契約とは異なり、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられることなどから、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等について、従来の有価証券の定めとは異なる定め(実務対応報告第43号8項の定め)が置かれている。

そのため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に

準じて取り扱うこととされているものについての発生の認識（信託設定時を除く。）及び消滅の認識は、実務対応報告第43号8項の定め（金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の定め）に従うこととしたとされている（実務対応報告第43号46項）。

4 開示

電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子

記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示方法及び注記事項と同様とされている（実務対応報告第43号11項及び12項）。

5 適用時期

実務対応報告第43号は、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首（12月決算会社では2024年12月期の期首）から適用する。ただし、実務対応報告第43号の公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することができる（実務対応報告第43号13項）。

以 上

企業会計基準適用指針公開草案第80号 (企業会計基準適用指針第2号の改正案) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」等の解説

公認会計士 きむら ひろと
木村 寛人

1. はじめに

企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という)は、2023年10月6日に、企業会計基準適用指針公開草案第80号(企業会計基準適用指針第2号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「自己株式等会計適用指針案」という)及び企業会計基準適用指針公開草案第81号(企業会計基準適用指針第28号の改正案)「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」(以下「税効果適用指針案」という。また、以下、自己株式等会計適用指針案と合わせて「本公開草案」という)を公表した¹。

また、日本公認会計士協会(以下「JICPA」という)は、同日に、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下「資本連結実務指針」という)の改正案(以下「資本連結実務指針案」という)を公表した²。

本稿では、本公開草案及び資本連結実務指針案の概要について解説する。

2. 本公開草案の概要

(1) 本公開草案の公表の経緯

令和5年度税制改正において、完全子会社株式について一部の持分を残す株式分配のうち、当該一部の持分が当該完全子会社の株式の発行済株式総数の20%未満となる株式分配について、他の一定の要件を満たす場合には、完全子会社株式のすべてを分配する場合と同様に、課税の対象外とされる特例措置、いわゆるパーシャルスピノフ税制が新たに設けられた。これを受けて、2023年3月に開催された第497回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議より、事業を分離・独立させる手段であるスピノフについて、スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフの会計処理を検討することがASBJに提言された。ASBJは、2023年4月より審議を開始し、その結果を企業会計基準適用指針第2

号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(以下「自己株式等会計適用指針」という)の改正案として自己株式等会計適用指針案を公表した(自己株式等会計適用指針案第28-4項)。

また、ASBJは、自己株式等会計適用指針案に併せて、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下「税効果適用指針」という)のうちの連結財務諸表固有の一時差異の取扱いに関する事項についての検討を行い、自己株式等会計適用指針案と同時に税効果適用指針案を公表した。

(2) 自己株式等会計適用指針案の範囲

ASBJは、基準開発の範囲について、いわゆるパーシャルスピノフ税制において税制適格となるかどうかにかかわらずとした上で、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)することにより当該株式が子会社株式に該当しなくなる場合について審議を行った。また、保有する完全子会社以外の子会社株式の一部を配当する場合についても基準開発の範囲に含めるべきか審議を行った。

審議の結果、いわゆるパーシャルスピノフ税制が限定的なものであり早期に基準開発を完了すべきことから、まずは発生する可能性が高いと考えられる、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)し子会社株式に該当しなくなった場合に基準開発の範囲を限定して会計処理を定めることが提案されている。

なお、本公開草案において基準開発の範囲外(例えば、完全子会社以外の子会社株式の一部の配当、現物配当実施会社の株主の会計処理など)としたケースについては、今後の子会社株式の配当に関する取引の進展や会計実務の状況により、他のテーマとの優先順位等を考慮して、基準開発の範囲を拡大するかどうかASBJにおいて判断することが提案されている(自己株式等会計適用指針案第28-4項)。

1 リンク先のASBJのホームページを参照のこと。

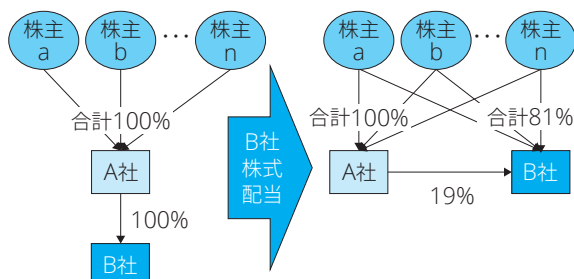
(https://www.asbj.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-1006.html)

2 リンク先のJICPAのホームページを参照のこと。(https://jicpa.or.jp/specialized_field/20231006ruy.html)

【図表】保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し子会社株式に該当しなくなる場合のスキーム図（例）

・A社がA社の株主に対して、完全子会社B社の株式の81%を比例的に配当

(A社：現物配当実施会社、B社：現物配当対象会社)



(3) 現物配当実施会社の個別財務諸表上の会計処理

自己株式等会計適用指針案では、現物配当実施会社の個別財務諸表上、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し子会社株式に該当しなくなった場合、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する取扱いが提案されている（自己株式等会計適用指針案第10項(2-2)）。

この点、現行の自己株式等会計適用指針では、現物配当を行う場合、原則として配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額は、配当の効力発生日の属する期の損益として計上し、配当財産の時価をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することとされているが、分割型の会社分割（按分型）や保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）する場合、適正な帳簿価額をもって会計処理する取扱いが設けられている（自己株式等会計適用指針第10項）。自己株式等会計適用指針案においても、対象とした保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し子会社株式に該当しなくなった場合については次の点を踏まえると、自己株式等会計適用指針第10項(1)及び(2)と同様の取扱いを行うことが適切と考えられるため、配当財産の適正な帳簿価額をもって会計処理することが提案されている（自己株式等会計適用指針案第38-2項）。

- ① 一部の持分を残す按分型の完全子会社株式の配当が株式数に応じて比例的に行われ、スピンオフとして当該完全子会社の事業を分離・独立させる目的で行われる場合には、既存の株主以外の第三者が取引に参加していないことから、取引の趣旨を踏まえ総体としての株主の観点から取引全体を俯瞰すると、株式配当の実施会社を通じて保有していた完全子会社を自ら直接保有することとなる組織再編であると考えられる。この場合、総体とし

ての株主にとっては当該完全子会社に対する投資が継続していると考えられ、共通支配下の取引である組織再編に類似した状況と考えられる。

- ② 基準の開発の範囲としたケースについては、スピンオフとして子会社の事業を分離・独立させる目的で行われたものに該当することについて異論は出なかった。

(4) 現物配当実施会社の税効果会計

税効果適用指針案では、現物配当実施会社の税効果に関する会計処理については、現行の税効果適用指針の定めを変更しないことが提案されている。一方、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し子会社に該当しなくなった場合において、連結決算手続の結果として生じる一時差異については、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に準ずるものとして定義に追加することが提案されている（税効果会計適用指針案第4項(5)）。当該提案の理由は次のとおりである。

(提案の理由)

上記2.(3)及び下記3.(3)に記載のとおり、自己株式等会計適用指針案と資本連結実務指針案では、個別財務諸表及び連結財務諸表のいずれにおいても、現物配当に係る損益を計上しないことが提案されている。このため、当該取引について税効果適用指針第4項(5)の定義に従って検討した場合、連結財務諸表固有の一時差異は生じているものの、当該一時差異が解消する時に連結財務諸表における利益が減額又は増額されないことから、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義に直接的には該当しないと考えられる。しかしながら、当該一時差異についても税効果適用指針が定める連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に係る定めを適用するのが適切と考えられることから、税効果適用指針案では、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義に準ずるものとして同様の取扱いをすることが提案されている。

(5) 適用時期等

本公開草案では、いわゆるパーシャルスピンオフ税制が時限措置であることを踏まえて早期に基準開発を完了させることが開発ニーズとして聞かれており、できるだけ早く適用可能な状態となるよう、公表日以後ただちに適用することが提案されている（自己株式等会計適用指針案第23-3項及び税効果会計適用指針案第65-3項）。

また、自己株式等会計適用指針案が対象とする取引を行う企業は会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築していると考えられるため、スキーム実行時に想定していなかった会計処理を過去に遡って求めるべきではないことやいわゆるパーシャルスピンオフ税制の適用日である2023年4月1日以後基準公表日までの間に当

該取引が発生する可能性が低いことから、自己株式等会計適用指針案では、適用日の前に行われた自己株式等会計適用指針案第10項(2-2)で定められた取引については、適用日における会計処理の見直し及び適及的な処理は行わないことが提案されている(自己株式等会計適用指針案第23-3項なお書き)。

3. 資本連結実務指針案の概要

(1) 資本連結実務指針案の公表の経緯

ASBJの審議の過程では、株式配当実施会社が連結財務諸表作成会社である場合、自己株式等会計適用指針案の対象となる取引を実施すれば、通常連結財務諸表上の会計処理の検討も要するため、当該取引について連結財務諸表上の会計処理を明確化することに対する関係者のニーズが高いことが考えられた。そのため、ASBJからJICPAに対し、資本連結実務指針の改正の検討の依頼が行われ、JICPAによる検討の結果、JICPAは、ASBJによる自己株式等会計適用指針案の公表と同時に資本連結実務指針案を公表した。

(2) 資本連結実務指針案の範囲

資本連結実務指針案では、個別財務諸表における取扱いと同じ範囲について、連結財務諸表上の取扱いを定めることが提案されている。その際、現行の資本連結実務指針では、子会社株式を配当した場合の処理の全般について取扱いが明らかでないことから、保有する完全子会社株式の全て又は一部を株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)を行う場合のいずれも対象となるよう

併せて定めることが提案されている(資本連結実務指針案第66-8項)。

(3) 現物配当実施会社の連結財務諸表上の会計処理

子会社株式の一部売却により当該会社が子会社に該当しなくなった場合、売却前の投資の修正額とこのうち売却後の株式に対応する部分との差額(その他の包括利益累計額を除く。)について、個別財務諸表で計上した子会社株式売却損益の修正として処理することになるが(資本連結実務指針第45項及び第46項)、上記2.(3)に記載のとおり、保有する完全子会社株式を株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)し子会社株式に該当しなくなった場合には、配当財産の時価ではなく配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)を減額することが提案されている。この点、資本連結実務指針案では、個別財務諸表における取扱いを設けたのと同じ理由(上記2.(3)①及び②)から配当財産の時価で配当したとはせず、個別財務諸表における配当の処理に加えて、連結財務諸表上、配当前の投資の修正額とこのうち配当後の株式に対応する部分との差額を連結株主資本等変動計算書において処理することが提案されている。

資本連結実務指針案では、保有する完全子会社株式のすべて又は一部を株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)し子会社に該当しなくなった場合の連結財務諸表上の具体的な会計処理について、次のとおり提案されている。

項目	会計処理
配当前の投資の修正額とこのうち配当後の株式に対応する部分との差額(付随費用及び子会社株式の追加取得等によって生じた資本剰余金を除く)	当該差額を連結株主資本等変動計算書上の利益剰余金とその他の包括利益累計額の区分に、子会社株式の配当に伴う増減等その内容を示す適当な名称をもって計上する。 当該処理に伴って減少するその他の包括利益累計額は当期純利益を構成するものではないため、組替調整額(企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」第9項)の対象とはならず、連結株主資本等変動計算書における当連結会計年度の増減として表示することとなる。
配当前の投資の修正額とこのうち配当後の株式に対応する部分との差額のうち、個別財務諸表上の取得価額に含まれている付随費用及び子会社株式の追加取得等によって生じた資本剰余金のうち配当した部分に対応する額	連結財務諸表上、配当により個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)の減額を修正する。
支配を喪失して関連会社になった場合の残存する当該関連会社に対する投資	連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表に計上している当該関連会社株式の帳簿価額は、投資の修正額(資本連結実務指針第45項)のうち配当後持分額が加減されることで、持分法による投資評価額に修正される。この場合、当該持分法による投資評価額には支配喪失以前に費用処理した支配獲得時の取得関連費用を含めない(資本連結実務指針第46-2項)。同様にのれんの未償却額の取扱いは、子会社株式を売却し当該会社に対する支配を喪失して関連会社になった場合ののれんの未償却額の取扱い(資本連結実務指針第45-2項)に準じて行う。

項目	会計処理
支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合の残存する当該被投資会社に対する投資	完全子会社株式の一部を配当し当該被投資会社に対する投資が残る場合、配当後の投資の修正額は取り崩し、当該取崩額を連結株主資本等変動計算書の利益剰余金とその他の包括利益累計額の区分に、連結除外に伴う増減等その内容を示す適当な名称をもって計上する。

4. おわりに

ASBJの公表した本公開草案の提案内容とJICPAの公表した資本連結実務指針案の提案内容との間で、個別財務

諸表上の会計処理と連結財務諸表上の会計処理との整合性が図られており、両者は相互に関連している。本公開草案と併せて資本連結実務指針案を参照していただきたい。

以上

会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告—気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応—」の概要（第1回）

公認会計士 ほうがく みつはる 豊岳 光晴

1. はじめに

日本公認会計士協会（会計制度委員会）は、2023年9月21日に、会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告—気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応—」（以下、「本研究報告」という。）を公表した。

本稿では、本研究報告の概要を2回に分けて紹介する。

第1回	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の会計基準における排出量取引の取扱い クレジットを用いた近年の環境価値取引
第2回	<ul style="list-style-type: none"> 非化石証書を用いた環境価値取引 研究内容を踏まえた提言

本研究報告は、5つのパートから構成されている。

「Ⅰ. はじめに」では、検討の経緯として種々の環境関連取引が近年行われていることを挙げており、本研究報告の検討の対象として環境価値を直接取引対象とする環境関連取引に限定していることが記載されている。

「Ⅱ. 我が国の会計基準における排出量取引の取扱い」では、排出量取引に関する会計処理の会計基準における取扱いとして実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第15号」という。）の概要を紹介したうえで、どのような取引が実務対応報告第15号の適用対象となるのかの判断ポイントについて考察が行われている。

「Ⅲ. クレジットを用いた近年の環境価値取引」では、J-クレジット制度、二国間クレジット制度、ボランティアクレジット制度の概要等が紹介されている。また、環境価値が組み込まれた財又はサービスが提供される取引の例として、カーボンニュートラルガスを取り上げ、検討が行われている。

「Ⅳ. 非化石証書を用いた環境価値取引」では、非化石証書の制度の概要を紹介したうえで、非化石証書を用

いた取引としてコーポレートPPA（Power Purchase Agreement（電力購入契約））に関する会計上の論点について分析が行われている。

「Ⅴ. 全体のまとめ」では、これまでの検討を踏まえ、非化石証書の会計処理、バーチャルPPAの会計処理についての提言が行われている。

第1回の本稿では、上記のうち「Ⅰ. はじめに」、「Ⅱ. 我が国の会計基準における排出量取引の取扱い」及び「Ⅲ. クレジットを用いた近年の環境価値取引」の内容について紹介する¹。

第2回では、「Ⅳ. 非化石証書を用いた環境価値取引」、及び、「Ⅴ. 全体のまとめ」について紹介することを予定している。

（1）検討の経緯

企業のESG課題に対する取り組みの重要性が高まるなか、世界的な脱炭素、低炭素化による持続可能な社会の実現に向けた動きを踏まえて、種々の環境関連取引が行われるようになってきている。我が国では、環境関連取引については、2004年に企業会計基準委員会（ASBJ）より公表された実務対応報告第15号において、環境関連取引のうち、京都議定書で定められた京都メカニズムにおけるクレジット等の会計上の取扱いが定められているものの、昨今、幅広い企業に広がりを見せる非化石証書といった新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがある。

このような状況を踏まえ、日本公認会計士協会は、環境関連取引に関する会計処理の考え方を整理し、本研究報告を公表することとした。

（2）検討の対象及び検討の概要

環境関連取引には、例えば温室効果ガス排出削減・吸

1 本研究報告は2023年6月に公表された公開草案に寄せられたコメントを踏まえて公表されたものであるが、内容面について大幅な見直しは行われておらず、本稿については2023年9月号掲載の公開草案の解説記事（会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告—気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応—」（公開草案）の概要（第1回）（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/atc/202309/kaikeijiyoho-202309-01.html>）から特段の変更は行っていない。

取という環境の保全に関する付加価値（以下「環境価値」という。）を直接取引対象とするもののほか、サステナビリティ・リンク・ボンド等、サステナビリティ関連指標が取引条件に組み込まれた資金調達取引も含まれると考えられる。全ての環境関連取引を本研究報告で取り扱うことは困難であると判断し、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引（以下、「環境価値取引」という。）を本研究報告の検討の対象とすることとしたとされている。

本研究報告では、クレジットと、非化石証書の性格の相違に着目し、両者を区分して検討が行われている。本研究報告で行われている検討の概要は以下の通りである。

- ・実務対応報告第15号の公表又は改正時に適用対象とすることが想定されていた従来のクレジットと、その後広まったクレジット又は非化石証書の性質の類似性
- ・新たなクレジット又は非化石証書に実務対応報告第15号を適用することの可否
- ・新たなクレジット又は非化石証書に実務対応報告第15号が適用されない場合、当該クレジット又は非化石証書の資産性の有無

また、クレジットを用いた環境価値取引としてカーボンニュートラルガス、非化石証書を用いた環境価値取引として再生可能エネルギー由来の電力を調達するコーポレートPPAの会計上の論点について、検討が行われている。

(3) 本研究報告の位置付け

本研究報告の対象とされている環境価値取引に係る会計上の取扱い等について、これまでの日本公認会計士協会における調査・研究の結果及びこれを踏まえた現時点における考えを取りまとめたものである。

なお、本研究報告で示されている考察は、現時点における調査・研究の成果を踏まえた考察であり、あくまでも現時点における一つの考え方を示したにすぎないことから、実務上の指針として位置付けられるものではなく、また、実務を拘束するものでもないとされている。

2. 我が国の会計基準における排出量取引の取扱い

(1) 実務対応報告第15号の概要

我が国の会計基準における排出量取引の取扱いについては、2004年にASBJから実務対応報告第15号が公表されている。

実務対応報告第15号は、京都メカニズムにおけるクレジットを対象とし、京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上、その性格が類似しているものについては、実務対応報告第15号を参考に会計処理を行うものとされている。

実務対応報告第15号では、京都メカニズムにおけるクレジットを専ら第三者に販売する目的で取得する場合と、将来の自社使用を見込んで取得する場合に分けて会計処理が定められている。

本研究報告で主に想定している、クレジット等を自社で利用する場合の会計処理は【図表1】の通りである。

【図表1】 将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理の考え方

	会計処理の概要
他者から購入する場合	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の購入として会計処理を行う。減価償却は行わず、自社の排出量削減に充てられたときに、費用計上する。
出資を通じて取得する場合	個別財務諸表上、出資を企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って会計処理し、京都メカニズムにおけるクレジットが分配された場合は、株主が現金以外の財産の分配（現物の分配）を受けた場合と同様に会計処理を行う。 出資先が子会社又は関連会社に該当する場合には、連結財務諸表上、連結又は持分法により会計処理する。
無償で取得する場合	排出枠の取得時には会計上取引を認識しない。 排出枠を第三者へ売却した場合、売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、当該スキームに参加する複数年度を通算して目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える。

(2) 京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性の評価に関する考察

本研究報告では、実務対応報告第15号が公表又は改正されて以降に見られる新たな環境価値取引について、実務対応報告第15号の適用可否の判断のポイントを整理

することを目的として、実務対応報告第15号で排出クレジットの性格として挙げられている特徴の整理を行っている。

本研究報告で示されている整理は、【図表2】のとおりである。

【図表2】 実務対応報告第15号で排出クレジットの性格として挙げられている特徴の考察

(1) 京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること	環境関連の取組に関連して、定量的な数値（二酸化炭素換算量等）で示されるものであるということが特徴の一つとして挙げられると考えられる。 必ずしも「京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するため」のものである必要はないと考えられるものの、排出削減に関する一定の削減目標又は義務を達成するために用いられるものであるかどうかは考慮する必要があるとも考えられる。
(2) 国別登録簿においてのみ存在すること	類似性の検討に当たっては「国別登録簿」そのものによる管理である必要はないものと考えられる。 クレジットの信頼性が確保されている必要はあると考えられることから、クレジットの発行が適切に行われていること、発行後のクレジットの帰属主体が明確となるように保有、移転、取得、取消、償却等の管理が適切に行われていることは重要なことと考えられる。
(3) 所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ	有体物である場合には会計上も有形の資産としての会計処理の検討が、法定された無体財産権である場合には無形資産としての会計処理の検討が、まず行われるものと考えられることから、それらのいずれにも該当しないことが特徴の一つとして挙げられる。
(4) 取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していること	保有するクレジットについて資産計上を行うことから、類似性の検討に当たっては、有償で取引され、財産的価値を有している必要があるものと考えられる。 「第三者への売却可能性に基づく財産的価値を有していることに着目して資産計上」され、「第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当である。」とされていることから、第三者への売却可能性も考慮すべきポイントになるものと考えられる。

3. クレジットを用いた近年の環境価値取引

(1) J-クレジット制度

J-クレジット制度²とは、省エネルギー設備導入及び再生可能エネルギー利用によるCO₂等の排出削減量並びに、森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度であり、国（経済産業省、環境省、農林水産省）が制度管理者となって運営されている。

J-クレジットは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）やエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）といった国内の法制度への報告及び国際イニシアチブへの報告（CDP³、RE100⁴等）並びに企業の自主的な取組など様々な用途への活用が可能である。

本研究報告で示されたJ-クレジットと京都メカニズムにおけるクレジットの特徴を踏まえた類似性に関する検討は【図表3】のとおりである。

【図表3】 京都メカニズムにおけるクレジットの特徴に照らした類似性の検討（J-クレジット）

(1) 京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること	省エネルギー設備導入及び再生可能エネルギー利用によるCO ₂ 等の排出削減量、並びに森林管理によるCO ₂ 等の吸収量が「クレジット」として認証されたものであり、環境の取組に関連して定量的な数値で示されるものであると言える。 J-クレジットはNDC（国が決定する貢献、Nationally Determined Contributions）達成に資する可能性のあるカーボン・クレジットと考えられており、国内の法制度への報告（温対法や省エネ法）にも活用されている。
(2) 国別登録簿においてのみ存在すること	制度管理者（経済産業省・環境省・農林水産省）によって「J-クレジット登録簿システム」において認証発行されたクレジットの保有、移転、無効化等が電子的に記録されている。

2 J-クレジット制度の詳細については、J-クレジット制度ホームページ（<https://japancredit.go.jp/>）及び「J-クレジット制度について」（2023年7月J-クレジット制度事務局）（https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_001.pdf）を参照のこと。

3 CDPは、2000年に発足した英国の慈善団体が管理する非政府組織（NGO）であり、投資家、企業、国家、地域、都市が自らの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営している。CDPジャパンホームページ「CDPについて」（<https://japan.cdp.net/>）

4 RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブである。環境省ホームページ「RE100の取組」（<https://www.env.go.jp/earth/re100.html>）

(3) 所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ	所有権の対象となる有体物ではなく、また、法律上の取扱いは明確ではないため、法定された無体財産権にも該当しないと考えられる。
(4) 取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していること	J-クレジットは相対取引及び入札販売により有償で売買される。このため、J-クレジットは、取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していると考えられる。

本研究報告では、J-クレジットは京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性を一定程度有していると考えられるため、実務対応報告第15号の考え方を斟酌して会計処理を行う対象として取り扱うことも考えられるとされている。

しかしながら、実務対応報告第15号では排出クレジットとの類似性の判断基準が示されていないため、実務上、実務対応報告第15号の適用可否の判断についてばらつきが生じている可能性があると考えられるとの課題が示されている。

また、J-クレジット制度については、2022年6月公表の「カーボン・クレジット・レポート」においても記載されているとおり、「カーボン・クレジット市場」の創設等、J-クレジットを取り巻く環境の整備が検討されているところである。このため、今後更にJ-クレジットの性格について変化が生じる可能性があり、会計処理の検討に影響を及ぼす可能性があるとの課題が示されている。

(2) 二国間クレジット制度

二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM)⁵は、日本が途上国と協力して温室効果ガスの削減に取り組み、削減の成果を両国で分け合う制度である。

具体的には、日本政府が支援する事業の下、日本企業による投資を通じてパートナー国において優れた脱炭素技術やインフラ等の普及を促進することにより、パートナー国の温室効果ガス (GHG) 排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献し、その日本の貢献を定量的に評価してクレジットを獲得するという仕組みである。

JCMクレジットは国家間の取り組みにより発行されるクレジットであるが、プロジェクト参加者に限らず、法人 (内国法人・外国法人) はJCM登録簿に口座を開設し、JCM登録簿に開設された各法人保有口座間でJCMクレジットの移転を行うことが可能であるため、実質的にJCMクレジットの売買取引を行うことができる。

本研究報告で示されたJCMクレジットと京都メカニズムにおけるクレジットの特徴を踏まえた類似性に関する検討は【図表4】のとおりである。

【図表4】 京都メカニズムにおけるクレジットの特徴に照らした類似性の検討 (JCMクレジット)

(1) 京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること	JCMクレジットは、JCMプロジェクトにおける温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジット化したものであり、環境の取組に関連して定量的な数値で示されるものであると言える。 二国間クレジット制度はNDCの達成に活用できる制度であることが明記されている。
(2) 国別登録簿においてのみ存在すること	JCM登録簿担当省 (環境省、経済産業省) が作成及び運用するJCM登録簿システムにおいて、発行されたクレジットの保有、移転、無効化等が電子的に記録されている。
(3) 所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ	所有権の対象となる有体物ではなく、また、法律上の取扱いは明確ではないため、法定された無体財産権にも該当しないと考えられる。
(4) 取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していること	JCMクレジットは相対取引及び入札販売により有償で売買される。このため、JCMクレジットは、取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していると考えられる。

本研究報告では、JCMクレジットは京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性を一定程度有していると考えられるため、実務対応報告第15号の考え方を斟酌して会計処理を行う対象として取り扱うことも考えられるとされている。

しかしながら、実務対応報告第15号では排出クレジットとの類似性の判断基準が示されていないため、実務上、実務対応報告第15号の適用可否の判断についてばらつきが生じている可能性があると考えられるとの課題が示されている。

5 環境省HP JCM (二国間クレジット制度) について (<https://www.env.go.jp/earth/jcm/>) 及び「カーボン・クレジット・レポート」(2022年6月 経済産業省) (https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/20220627_1.pdf) 13ページ及び25ページ参照

また、以下のような論点について、どのように実務対応報告第15号を適用すべきか明確な定めはないものと考えられるとの課題が示されている。

- ・出資に付随して取得するJCMクレジットの取引は、実務対応報告第15号で想定される「出資を通じて取得する場合」に該当するか。
- ・JCMクレジットの全部又は一部を日本政府に引き渡す約束がある場合に、企業はJCMクレジットの全部を取得したと考えるべきか。
- ・日本政府からJCM制度に関して補助金を受ける場合に、当該補助金はJCMクレジットの会計処理に影響を及ぼすこととなるのか。
- ・出資のうち「これまで保有していた出資の帳簿価額のうち実質的に引き換えられたものとみなされる額」の算定について、どのような方法が合理的であると想定されているのか。

(3) ボランタリークレジット制度

政府が主導するクレジットであるJ-クレジット及びJCMクレジットのほか、民間セクターが運営するボランタリークレジットが国内外に存在しており、今後もこのような環境関連のクレジットの取引の増加が見込まれている。実務上の対応としては、実務対応報告第15号を参照して会計処理を検討している状況であると思われるが、様々なボランタリークレジット制度に京都メカニズムにおけるクレジットの特徴を当てはめて検討することは難しい可能性があるとの課題が示されている。

また、ボランタリークレジット制度は、政府主導の制度と比較すると規制や法的な拘束力がない場合や、取引価格や取引量が不透明である場合も考えられるため、制度自体の信頼性の程度が低い可能性がある。実務対応報告第15号を適用した場合は、「第三者への売却可能性に基づく財産的価値」を根拠に資産計上される可能性があるが、資産性の有無の判断にばらつきが生じる可能性もあるとの課題が示されている。

(4) 環境価値が組み込まれた財又はサービスが提供される取引

実務対応報告第15号では、排出クレジットについて、専ら第三者に売却することを目的として取得するか、将来の自社使用を見込んで取得する場合を想定していた。近年では、電気やガスの供給事業者において、自社の排出量削減に加えて、環境価値を自社の商品の価値に組み込んで顧客に通常よりも高い価格で売却することを目的として排出クレジットを使用する取引が見受けられ、その際、環境価値の取引手段としてボランタリークレジットが用いられることがある。

本研究報告では、ボランタリークレジットを使用した取引の事例として、カーボンニュートラルガスを取り上

げ、ガス製造会社の会計処理の検討が示されている。

カーボンニュートラルLNG（液化天然ガス）、カーボンニュートラルLPG（液化石油ガス）とは、ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、ボランタリークレジット⁶により相殺し、排出量を実質ゼロとしたガスであり、バリューチェーン全体での温室効果ガス削減を行ったものである。

ボランタリークレジットの活用には、産ガス国においてボランタリークレジットの償却によるカーボンオフセット済みの原料を輸入するという方法のほか、国内のガス製造会社自身がクレジットを取得し、顧客への販売前の製造段階でクレジットの償却を行う、又は、顧客への販売後に事後的にクレジットの償却を行うことでカーボンオフセットが行われることがある。

産ガス国においてカーボンオフセットが行われる場合、国内の事業者は直接クレジット取引に関与しないことから、通常よりも高い単価の原料を仕入れているに過ぎず、会計処理の論点は特に生じないと考えられる。一方、国内のガス製造会社がボランタリークレジットを取得し、償却する場合、実務対応報告第15号の適用可否や、具体的な会計処理が明確でないとして、ボランタリークレジットについて実務対応報告第15号の適用対象となる場合とならない場合に分けて、検討が行われている。本研究報告で示された検討、及び、示された課題は次の通りである。

① 実務対応報告第15号の適用対象となる場合

取得したボランタリークレジットを資産に計上した上で、ボランタリークレジットを償却したときに費用処理することとなる。

実務対応報告第15号では、売上高に対応する商品等の仕入又は製造に要する原価については、売上原価又は製造原価になると考えられるとされていることから、排出クレジットの使用により環境価値を自社の商品に組み込んで顧客に通常よりも高い価格で売却することが期待できる場合、原価として処理を行い顧客に販売するまでは棚卸資産として計上することも考えられるとの検討が示されている。

また、顧客への販売後に事後的にカーボンオフセットを行った場合、特にクレジットを費用化するタイミングが問題となるが、実務対応報告第15号では、クレジットの償却が確実に見込まれる場合や第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当であるとされていることから、各企業においてクレジットの使用見込み等を判断した上で、クレジットの実際の償却よりも早いタイミングで費用処理を行うことが適切な場合もあるものと考えられるとの検討が示されている。

6 カーボンニュートラルガスについては、ボランタリークレジットを活用した事例のほか、J-クレジットを活用した事例も認められるが、本研究報告ではボランタリークレジットを活用した事例を前提に検討が行われている。

② 実務対応報告第15号の適用対象とならない場合

取得したボランティアクレジットの資産計上の可否について検討を行ったうえで、クレジットを資産計上することが適切であると判断される場合には、その後の会計処理については実務対応報告第15号を参考に会計処理を行うことが考えられる。

一方で、資産計上することが適切でないと判断される場合には、クレジットの取得時に費用処理を行うことと

なると考えられるが、その際の費用処理の方法として原価として処理を行い、顧客への販売までの期間について棚卸資産の原価に含める余地があるのか、検討を行う必要があるとの課題が示されている。

これらの検討を行う際の判断基準が明確でないことから、会計処理や開示にバラつきが生じている可能性があるとの課題が示されている。

以 上

会計上の見積りに関する実務上の諸論点 シリーズ

第2回 固定資産の減損会計（減損損失の認識・測定）

公認会計士 ^{わだ ゆめと} 和田 夢斗

1. はじめに

企業会計の基準における、会計上の見積りに関する実務上の諸論点として、第2回となる本稿では、固定資産の減損のうち、減損損失の認識・測定における将来キャッシュ・フロー、正味売却価額および使用価値について解説する。

減損損失の認識・測定は、資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額、正味売却価額および使用価値の見積りが必要な手続である。これらの見積りについて、実務上検討が不十分となることが多い事項を中心に解説を行う。

本稿では会計基準等を以下のように略称する。

減損意見書

「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」

減損会計基準

「固定資産の減損に係る会計基準」

減損会計基準注解

「固定資産の減損に係る会計基準注解」

減損適用指針

企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」

2. 減損損失の認識・測定の概要

(1) 減損損失の認識

減損の兆候がある資産または資産グループについて、減損損失の認識の判定を行う。当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する（減損会計基準二2.(1)）。

(2) 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産または資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする（減損会計基準二3）。

資産または資産グループの回収可能価額は、売却によ

る回収額である正味売却価額（本稿4.参照）と、使用による回収額である使用価値（本稿5.参照）のいずれか高い方の金額となる（減損意見書四2.(3)）。なお、回収可能価額、正味売却価額および使用価値の定義は以下のとおりである（減損会計基準注解（注1））。

回収可能価額	資産または資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額
正味売却価額	資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額
使用価値	資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値

(3) 主要な見積項目およびその相互関連

減損損失の認識・測定における主要な見積項目は以下の3点である。

- ① 資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額
- ② 正味売却価額
- ③ 使用価値

上記のうち、①の見積りには②が含まれ、③の見積りには①が含まれる。

以下では、この3点の見積りに関する留意点を順に解説する。

3. 資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額

(1) 資産グループ中の主要な資産およびその経済的残存使用年数

資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローは、資産または資産グループの残存使用年数での使用により獲得されるキャッシュ・フローに、残存使用年数経過後の処分により獲得されるキャッシュ・フローを加味して見積ることになる。その見積りを行うにあたって、①資産グループ中の主要な資産および②経済的残存使用年数を決定する。

① 資産グループ中の主要な資産

資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産である、主要な資産を決定する(減損適用指針第22項)。

② 経済的残存使用年数

資産または資産グループ中の主要な資産が今後、経済的に使用可能と予測される年数を見積る(減損適用指針第21項)。経済的残存使用年数は、耐用年数を見積る際の要素(資産の物理的な要因、使用上の環境、陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件)を考慮して決定される(減損適用指針第21項および第99項)。

なお、経済的残存使用年数と減価償却計算に用いられ

ている残存耐用年数との乖離が明らかになったときには、耐用年数を変更しなければならない(減損適用指針第100項)。

(2) 中長期計画等に基づく将来キャッシュ・フローの見積り

将来キャッシュ・フローは、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定および予測に基づいて見積ることになる(減損会計基準二4.(1))。

減損適用指針においては、企業が中長期計画を作成している場合と作成していない場合に分けて、次のように見積りにあたっての留意点を示している。

中長期計画を作成している場合	中長期計画の見積り期間内(減損適用指針第36項(1))	<p>① 取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を以下の情報と整合的に修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の外部要因に関する情報(経営環境など) ・企業内部の情報(予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売上見込みなど) <p>② ①に基づき、資産または資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを見積る。</p>
	中長期計画の見積り期間を超える期間(減損適用指針第36項(3))	企業の外部要因に関する情報や内部情報等と整合的に修正した中長期計画の前提となった数値に、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定または逡減する成長率(ゼロやマイナスになる場合もある。)の仮定をおいて見積る。
中長期計画を作成していない場合	経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報に基づき、各資産または資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを合理的に見積る。これには、過去の一定期間における実際のキャッシュ・フローの平均値に、これまでの趨勢を踏まえた一定または逡減する成長率(ゼロやマイナスになる場合もある。)の仮定をおいて見積ることも含む(減損適用指針第36項(2))。	

企業が作成している中期経営計画や予算等に基づく将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、中期経営計画等の数値をそのまま利用できるのではなく、その前提となった数値を企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正することが求められている点に留意する。例えば、中期経営計画の売上高が、企業の過去の実績等と比較して挑戦的な目標値となっている場合などは、将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、市場成長率や過去の実績等から合理的に説明可能と考えられる水準に修正することが必要な場合もある。

(3) 将来の設備投資等に係るキャッシュ・フロー

将来キャッシュ・フローは、資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・イン・フローから、継続的使用と使用後の処分のために生ずると見込まれる将来キャッシュ・アウト・フローを控除して見積る。資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる範囲は以下となる(減損適用指針第38項)。

見積りに含めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・計画されている設備の増強や事業の再編に関連する将来キャッシュ・フロー ・(計画されていないが)現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フロー
見積りに含めないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フロー

(4) その他の留意事項

将来キャッシュ・フローの見積り方法に関するその他の留意事項は以下のとおりである。

① 見積手法（減損適用指針第39項）

将来キャッシュ・フローは、以下のいずれかの方法により見積る。

最頻値法	生起する可能性の最も高い単一の金額を見積る方法
期待値法	生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額を見積る方法

② 間接的に生ずる支出（減損適用指針第40項）

資産または資産グループが将来キャッシュ・フローを生み出すために必要な本社費等の間接的に生ずる支出は、現金基準、発生基準のいずれかの方法により、将来キャッシュ・フローの見積りに際して控除する。

ただし、発生基準に基づいて見積る場合、共用資産の減価償却費は間接的に生ずる支出には含まれない。

なお、間接的に生ずる支出を関連する各資産または資産グループに配分するための合理的な方法には、予定操業度を基礎とする予定配賦率を用いる方法など原価計算基準33に準ずる方法が含まれる。

③ 法人税等（減損適用指針第41項）

法人税等の支払額および還付額は将来キャッシュ・フローの見積りに含めない。

④ 利息（減損適用指針第41および第42項）

利息の支払額および利息の受取額は将来キャッシュ・フローの見積りに含めない。ただし、以下の場合を除く。

支払利息	固定資産の建設に要する支払利息で稼働前の期間において取得原価に算入されている場合は、完成時まで算入されると考えられる利息の支払額を、将来キャッシュ・アウト・フローの見積りに含める。
受取利息	賃貸不動産の預り保証金の運用益相当額のように、固定資産の使用に伴って直接的に生ずると考えられる利息等の受取額は、将来キャッシュ・フローの見積りに含めることができる。

⑤ 遊休資産（減損適用指針第38項（3））

将来の用途が定まっていない遊休資産については、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積る。なお、資産グループについては、資産グループ全体について将来の用途が定まっていない遊休状態である場合のみならず、主要な資産が将来の用途が定まっていない遊休資産である場合にも、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積る。

⑥ 建設仮勘定（減損適用指針第38項（4））

建設仮勘定の将来キャッシュ・フローは、合理的な建設計画や使用計画等を考慮して、完成後に生ずると見込まれる将来キャッシュ・イン・フローから、完成までおよび完成後に生ずると見込まれる将来キャッシュ・アウト・フローを控除して見積る。

(5) 割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り

前述の将来キャッシュ・フローの見積方法に基づき、主要な資産の残存使用年数にわたってキャッシュ・フローを見積ることになる。減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産または資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方となる（減損会計基準2.2.(2)および減損適用指針第96項）。

① 資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超えない場合（減損適用指針第97項）

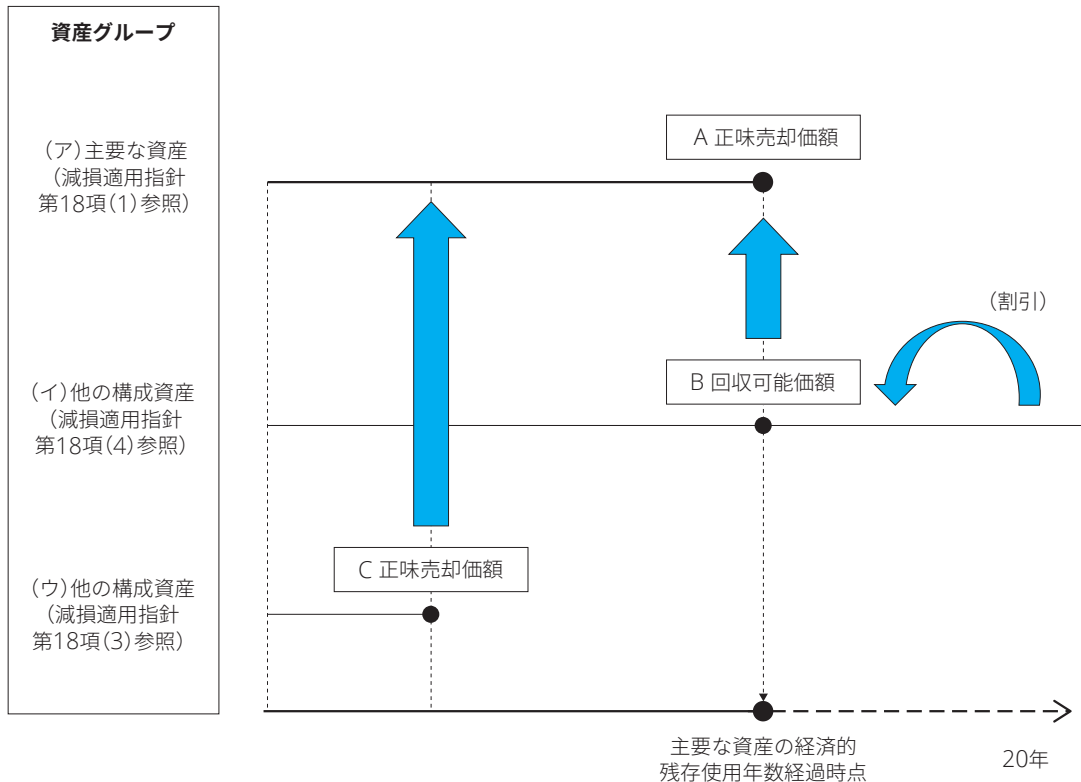
以下の合計として見積る。

主要な資産	<ul style="list-style-type: none"> 経済的残存使用年数までの割引前将来キャッシュ・フロー 経済的残存使用年数経過時点における主要な資産の正味売却価額（図表1-1のA）（減損適用指針第18項(1)参照） 	
主要な資産以外の構成資産	経済的残存使用年数が、主要な資産のそれを超える場合（図表1-1のB）	当該主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の回収可能価額（減損適用指針第18項(2)参照）
	経済的残存使用年数が、主要な資産のそれを超えない場合（図表1-1のC）	当該構成資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の正味売却価額（減損適用指針第18項(3)参照）

これらのイメージは図表1-1のとおりである（横軸は経済的残存使用年数、矢印は割引前将来キャッシュ・

フローに加算する金額を示す。

【図表1-1】 主要な資産の経済的残存使用年数までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する額のイメージ（主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超えない場合）



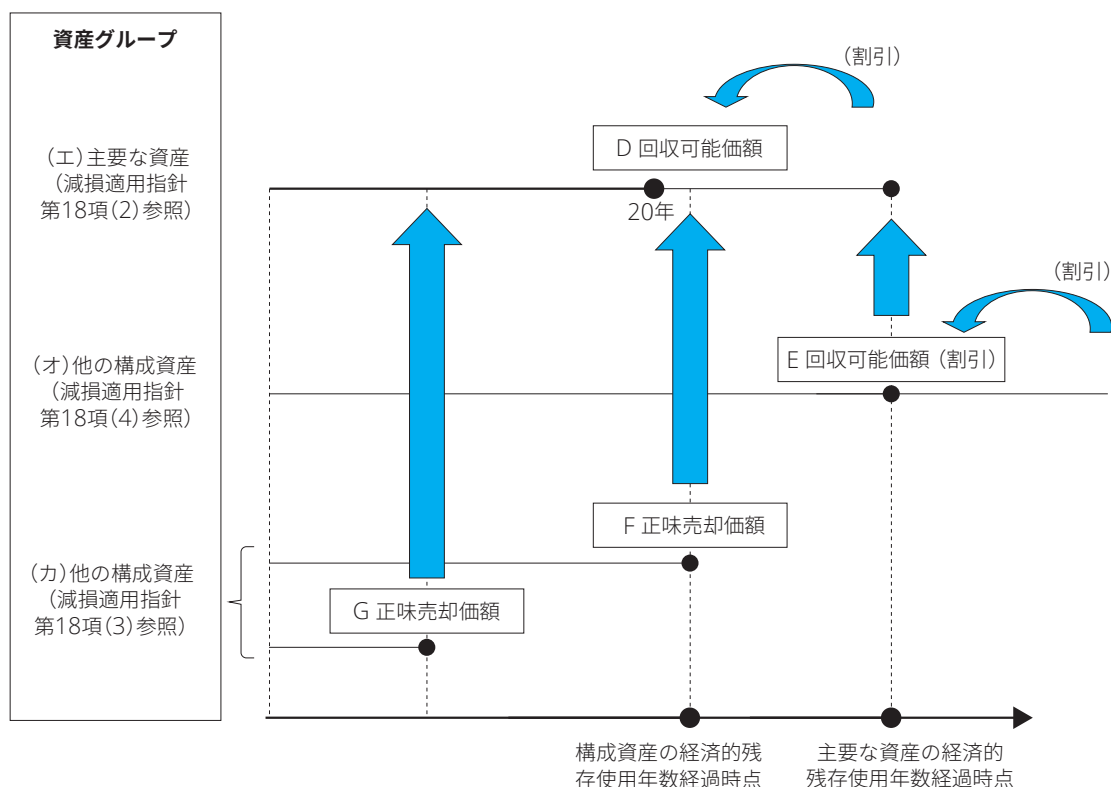
出典：減損適用指針第97項の図を参考に筆者作成

- ② 資産または資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超える場合（減損適用指針第98項）
 以下合計として見積る。結果として、21年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローも、その割引かれた金額が減損損失を認識するかどうかを判定するために見積られる割引前の将来キャッシュ・フローに含まれる（減損適用指針第18項(2)参照）。

主要な資産	(ア) 20年目までの割引前将来キャッシュ・フロー (イ) 20年経過時点の回収可能価額（図表1-2のD）（減損適用指針第18項(2)）				
主要な資産以外の構成資産	経済的残存使用年数20年超	上記（イ）の算定において、21年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローとして以下を加算する。			
		<table border="1"> <tr> <td>主要な資産の経済的残存使用年数を超える場合（図表1-2のE）</td> <td>主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の回収可能価額（減損適用指針第18項(4)参照）</td> </tr> <tr> <td>主要な資産の経済的残存使用年数を超えない場合（図表1-2のF）</td> <td>当該構成資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の正味売却価額（減損適用指針第18項(3)参照）</td> </tr> </table>	主要な資産の経済的残存使用年数を超える場合（図表1-2のE）	主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の回収可能価額（減損適用指針第18項(4)参照）	主要な資産の経済的残存使用年数を超えない場合（図表1-2のF）
	主要な資産の経済的残存使用年数を超える場合（図表1-2のE）	主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の回収可能価額（減損適用指針第18項(4)参照）			
主要な資産の経済的残存使用年数を超えない場合（図表1-2のF）	当該構成資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の正味売却価額（減損適用指針第18項(3)参照）				
経済的残存使用年数20年以内（図表1-2のG）	上記（ア）に、当該構成資産の経済的残存使用年数経過時点における当該構成資産の正味売却価額を加算する（減損適用指針第18項(3)参照）。				

これらのイメージは図1-2のとおりである（横軸は経済的残存使用年数、矢印は割引前将来キャッシュ・フローに加算する金額を示す）。

【図表1-2】 主要な資産の経済的残存使用年数までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する額のイメージ（主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超える場合）



出典：減損適用指針第98項の図を参考に筆者作成

③ 将来時点における正味売却価額 売却価額は、以下のように算定する（減損適用指針第 29項）。
 上述の①および②における将来の各時点における正味

原則的な方法	当該時点以後の一期間の収益見込額をその後の収益に影響を与える要因の変動予測や予測に伴う不確実性を含む当該時点の収益率（最終還元利回り）で割り戻した価額から、処分費用見込額の当該時点における現在価値を控除して算定する。	
例外的な方法（原則的な方法による算定が困難な場合）	現在の時価が入手できる場合	現在の正味売却価額（償却資産の場合には、現在の正味売却価額から適切な減価額を控除した金額）を用いることができる。
	現在の時価を容易に入手することができない場合	現在における一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を利用して、現在の正味売却価額を算定することができる。
	資産の減価償却計算に用いられている税法規定等に基づく残存価額に重要性が乏しい場合	税法規定等に基づく残存価額を当該資産の経済的残存使用年数経過時点における正味売却価額とみなすことができる。
主要な資産以外の構成資産が償却資産の時の特例	減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積る場合、将来時点の正味売却価額に代えて、現在の当該構成資産の帳簿価額から主要な資産の経済的残存使用年数までの適切な減価額を控除した金額を用いることができる。	

4. 正味売却価額

正味売却価額は、資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定する（減損適用指針第28項）。

時価とは公正な評価額をいい、通常、それは観察可能な市場価格をいう。このような市場価格が存在する場合

には、原則として、市場価格に基づく価額を時価とし、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額を時価とする（減損適用指針第28項(1)、(2)）。

合理的に算定された価額は、市場価格に準ずるものとして、不動産とその他の固定資産に分けて次のような方法で算定される（減損適用指針第28項(2)）。

	合理的に算定された価額の算定方法	
不動産	<p>「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づいて算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社における合理的な見積りが困難な場合には、不動産鑑定士から鑑定評価額を入手し、それを合理的に算定された価額とすることができる（重要性が乏しい不動産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を、合理的に算定された価額とみなすことができる。）。このため、重要性のある不動産の場合、不動産鑑定評価額を入手する必要があることに留意する。 ・ 「不動産鑑定評価基準」において、不動産の鑑定評価によって求める価格のうち、減損処理を行うにあたって時価に対応するものは正常価格である（減損適用指針第110項）。 	
その他の固定資産	資産の特性等により、コスト・アプローチやマーケット・アプローチ、インカム・アプローチによる見積方法を、併用または選択して算定する。	
	コスト・アプローチ (積算価格)	同等の資産を取得するのに要するコスト（再調達原価）をもって評価する方法
	マーケット・アプローチ (比準価格)	同等の資産が市場で実際に取引される価格をもって評価する方法
	インカム・アプローチ (収益価格)	同等の資産を利用して将来において期待される収益をもって評価する方法

5. 使用価値

(1) 算定方法

使用価値は、資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値として、以下のように算定される（減損適用指針第31項）。

(ア) 資産または資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローは、本稿3.(2)に基づいて算定する。なお、使用価値の算定においては、将来キャッシュ・フローが見積りから乖離するリスクについて、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映させる必要がある（減損会計基準注解（注6）および減損適用指針第39項）。

(イ) 資産または資産グループの使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローは、将来時点の正味売却価額となるため、本稿4に基づいて算定する。

(ウ) (ア) および (イ) により算定された資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを、減損適用指針に基づいて算定された割引率によって、現在価値に割り引く。

(2) 割引率

使用価値の算定に際して用いられる割引率は、以下のように算定される。

① 将来キャッシュ・フローが見積りから乖離するリスクを割引率に反映させる場合（減損適用指針第45項）
次のものまたはこれらを総合的に勘案したものをを用いる。

- ・ 当該企業における当該資産または資産グループに固有のリスクを反映した収益率
- ・ 当該企業に要求される資本コスト
- ・ 当該資産または資産グループに類似した資産または資産グループに固有のリスクを反映した市場平均と考えられる合理的な収益率
- ・ 当該資産または資産グループのみを裏付け（いわゆるノンリコース）として大部分の資金調達を行ったときに適用されると合理的に見積られる利率

② 将来キャッシュ・フローが見積りから乖離するリスクを将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる場合（減損適用指針第46項）

将来キャッシュ・フローが得られるまでの期間に対応した国債の利回り（貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率）を用いる。

③ 割引率の算定に関するその他の留意事項（減損適用指針第43項、第44項および第47項）。

- ・ 減損損失の測定時点の割引率を用いる。
- ・ 原則として毎期同一の方法により算定する。
- ・ 税引前の数値を用いる。
- ・ 原則として単一の割引率を用いる。ただし、将来キャッシュ・フローの見積り期間のうち、異なる期間について合理的で説明可能な仮定および予測に基づき将来キャッシュ・フローの見積りからの乖離リスクや貨幣の時間価値が相違するため、異なる割引率を見積る場合は、当該割引率を用いることができる。
- ・ 連結財務諸表において、個別財務諸表における資産のグルーピングの単位が見直された場合、割引率も資産のグルーピングに応じて見直す。

6. 減損損失の認識・測定に関する実務上の論点

これまで述べたように、減損損失の認識・測定は、将来キャッシュ・フローの見積りが必要であり、見積方法についての理解の不足や、事業の将来性に関する楽観的な偏向などから、見積りに関する検討が不十分、もしくは適切でないと考えられる事例が多くみられる。

この点、公認会計士・監査審査会が毎年公表している「監査事務所検査結果事例集」¹においても、次のような減損損失の認識・測定に関しては複数年度で様々な指摘事例が紹介されている。

以下で紹介する事例は、(A)見積りに用いる中長期計画の実現可能性の検討が不十分と考えられる事例、(B)正味売却価額の算定における時価の算定方法が不適切と考えられる事例、に大別される。

(中長期計画の実現可能性の検討が不十分と考えられる事例)

- 被監査会社が減損損失の認識の判定において使用している各店舗の予算は、販促活動による売上の増加や人員体制の見直しによる経費の削減等により、売上高及び営業利益が増加する見込みとなっている。(中略)しかしながら、監査チームは、販促活動や人員体制の見直し等の計画があることを確かめるのみで、予算の合理性について具体的な裏付けとなる監査証拠を入手していない。また、監査チームは、全社的な営業利益の予算達成率が約70%と、実績が予算を大幅に下回っている状況であり、繰延税金資産の回収可能性の検討において使用した予算には予算達成率を加味しているにもかかわらず、各店舗の予算に対しては予算達成率を加味していないなど、各店舗の予算の実行可能性について十分に検討していない。(令和2年事務年度版)
- 被監査会社は、減損の兆候がある固定資産に関して、5年間の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しており、監査チームも、当該判断を妥当としている。しかしながら、監査チームは、営業利益が年間1.7倍のペースで増加していく事業計画について、被監査会社から、1年目の達成可能性と成長市場で拡販が期待できるという説明を受けるのみで、2年目以降の事業計画に合理性があると判断しており、事業計画の実現可能性等を十分に検討していない。(令和4年事務年度版)

(正味売却価額の算定における時価の算定方法が不適切と考えられる事例)

- 被監査会社は、固定資産の減損の検討において、本社費負担後営業利益が2期連続赤字である事業所の資産グループに減損の兆候を識別している。また、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであることから、減損損失の測定を実施している。さらに、減損損失の測定において、土地については、固定資産税評価額に基づく簡便的な評価額が土地の帳簿価額を上回っていることから、減損損失を計上しない一方で、建物等償却資産については、帳簿価額の全額を減損損失として計上している。なお、監査チームは、被監査会社による上記の固定資産の減損損失の計上方法及び計上額を妥当なものとして判断している。しかしながら、監査チームは、土地の減損損失の測定に関し、固定資産税評価額に基づく評価額を正味売却価額とみなす経営者の仮定の合理性について検討していない。また、監査チームは、建物等償却資産に対する減損損失の測定に関し、正味売却価額をゼロとみなし、帳簿価額の全額を減損するという経営者の仮定の合理性について検討していない。(令和5年事務年度版)

(A) 見積りに用いる中長期計画の実現可能性の検討が不十分と考えられる事例

紹介されている事例は、いずれも将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となっている中長期計画について、その前提となる数値の企業内外の情報との整合的な修正が必要か否かの検討が不十分な事例と考えられる。

将来キャッシュ・フローの見積りを行うにあたっては、会社で作成する中長期計画や翌年度の予算等を基礎に見積りを行うことが一般的である。しかし、減損適用指針では、将来キャッシュ・フローの見積りを、取締役会等の承認を得た中長期計画等を基礎に行う場合も、中長期計画をそのまま利用するのではなく、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報(例えば、予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売上見込みなど。以下同じ。)と整合的に修正することを求めている(減損適用指針第36項(1))。このため、例えば、中長期計画の中で、難易度の高い経営課題の達成を織り込み、過去の自社の実績や市場成長率等と比較して高い業績の伸びを見込む場合や、過年度から計画に対して実績の達成率が継続して下回っている場合は、将来キャッシュ・フローの見積りを行うにあ

1 「監査事務所検査結果事例集」は、公認会計士・監査審査会が、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る観点から、監査事務所の検査で確認された指摘事例等について、年次で取りまとめ、公表しているものである。本資料で紹介する指摘は監査人の監査手続についてのものであるが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任は経営者にあるため、企業において検討が必要なポイントの確認としても有用である。

り、中長期計画の数値を過去の実績や市場成長率等と整合的に修正するなど、合理的で説明可能な仮定に基づいたものとする必要がある。

また、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎とした中長期計画等の期間を超える期間のキャッシュ・フローを算定する場合、合理的な反証がない限り、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定または遞減する成長率（ゼロやマイナスになる場合もある。）の仮定をおいて見積る（減損適用指針第36項(3)）。この点、実務的には、過去の自社の売上の趨勢や市場成長率の実績、外部機関等から入手した市場予測等の情報を参考に成長率を見積ることが多いが、過去の実績や将来の市場予測等によっては、ゼロ成長、あるいは、マイナス成長を前提とすることが合理的とされる場合もあるため、留意が必要である。

(B) 正味売却価額の算定における時価の算定方法が不適切と考えられる事例

紹介されている事例は、不動産の正味売却価額の測定に際し、固定資産税評価額を用いて評価を行うことについて、十分な妥当性の検討がなされていない事例とされ

ている。

正味売却価額の算定にあたって、時価を求める際に、観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を時価とするが、対象が不動産である場合には、重要性が乏しい場合を除き、不動産鑑定評価基準に基づいて合理的に算定された価額を求めることになる（減損適用指針第28項）。この点、実務的には不動産の場合には不動産鑑定士の鑑定評価額を入手することが一般的である。なお、将来時点における正味売却価額を算定する際に、原則的な方法による算定が困難な場合には、現在の正味売却価額を用いることができ、この場合に現在の時価を容易に入手することができない時には、現在の時価に代えて、現在における一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を利用することができる（減損適用指針第29項）。しかし、不動産に関しては合理的に算定された価格として不動産鑑定士による鑑定評価額を利用することができることから、時価を容易に入手することができない時は稀であると考えられる。

以 上

金融庁：「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について

『会計情報』編集部

金融庁は、2023年10月18日に「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等を以下のとおり取りまとめ、公表した。

1. 主な改正内容

投資信託及び投資法人に係る一単位（口）当たりの純資産額と基準価額において差異が生じた場合に、貸借対照表等において当該基準価額及び当該差異の理由が注記されるよう所要の改正を行うとされている。

2. 施行日

パブリックコメント終了後、所定の手続きを経て

公布、施行の予定である。

また、意見募集期間は2023年11月17日（金）までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「投資信託財産の計算に関する規則の一部改正する内閣府令（案）」等の公表について：金融庁 \(fsa.go.jp\)](#)

[「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について | e-Govパブリック・コメント](#)

以上

金融庁：「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）の公表

『会計情報』編集部

金融庁は、2023年11月6日に「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）を以下のとおり取りまとめ、公表した。

1. 改正の概要

総額1億円以上の有価証券の募集又は売出しを行う際には、有価証券届出書の提出が必要とされている。他方で、株式報酬として交付される株式が譲渡制限付である場合（※）については、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出で足りるとする特例が設けられている。

本改正は、当該株式報酬について発行会社が定める株式報酬規程等に、

- ・ 取締役等の死亡その他正当な理由による退任又は退職
- ・ 発行会社の組織再編成等

といった事由が生じた際、当該株式の譲渡が禁止される旨の制限を解除する旨の定めが設けられている場合であっても、当該特例の譲渡制限期間の要件を満たし、有価証券届出書の提出が不要であることを、企業内容等開示ガイドラインにおいて明確化する

る改正を行うものとされている。

- ※ いわゆる譲渡制限付株式（RS：Restricted Stock）

2. 適用日

パブリックコメント終了後、速やかに適用する予定とされている。

また、意見募集期間は、2023年12月5日（火）までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）の公表について：金融庁 \(fsa.go.jp\)](#)

[「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）の公表について | e-Govパブリック・コメント](#)

以上

国際会計基準（IFRS）一づくり手の狙いと監査

第38回 IFRS第17号「保険契約」（その7）

前 国際会計基準審議会（IASB）理事 おうち たかつく 鷲地 隆継

事後測定による影響

前稿（第37回）では、金利変動やその他の基礎率の変動が一切ないという非常に特殊なモデルに基づいて試算を行い、日本の伝統的な保険会計とIFRS第17号との数値比較を行った。その結果、IFRS第17号は見積りに基づき利益を前倒しに認識し、日本の伝統的な会計は確定したものだけを利益として認識しているため、全体として日本基準の方が保守的であるかのように見えるような数値結果となった。しかしながら、現実の世界では、保険のような超長期の契約において、金利変動やその他の基礎率の変動が一切ないということはありません、むしろ、そちらの変動の方が企業の業績に与える影響は大きい。IFRS第17号の特徴は、この金利変動や基礎率の変動の扱い方、すなわち保険負債の事後測定の方法にある。この点が日本の伝統的な保険会計と大きく異なる。

日本の伝統的な保険会計の場合は、当初に想定した死亡率などや、金利の変動（基礎率の変動）があったとしても、それに応じて保険負債を再測定することはない。そのため、保険負債を、保険期間を通じて契約獲得時の各種基礎率を固定して評価するので、このような手法を

「ロックイン評価」と呼んでいる。これに対してIFRS第17号では毎期基礎率を見直して、保険負債を再測定（事後測定）し、その差額を主に純損益に反映させる。このため、毎期の損益は基礎率の変動に応じて変動する。このような手法を「アンロック評価」と呼んでいる。

IFRS第17号を適用することによる最大の影響は、保険負債の評価が、ロックイン評価からアンロック評価に変わることである。将来の基礎率の変動は誰も正確には予測できないので、ロックイン評価からアンロック評価に変えることに伴う金額的な影響額は予測することができない。この為、日本の伝統的会計からIFRS第17号に変更することに伴う影響額を予測することも困難である。ただ、一つ重要な点は、これまで日本の保険会社が伝統的な保険会計に基づいて経営をしていたとするならば、IFRS第17号を適用することによって、経営の在り方そのものに大きく影響を与える可能性があるということである。

以下、その影響がどのように表れるのかを見ていくが、事後測定の影響に関しては数値例を用いたモデル分析は複雑になり過ぎる為、概念的なイメージ図での説明となることをご了解いただきたい。

一 事後測定（すべて想定どおりの場合）

【図1】

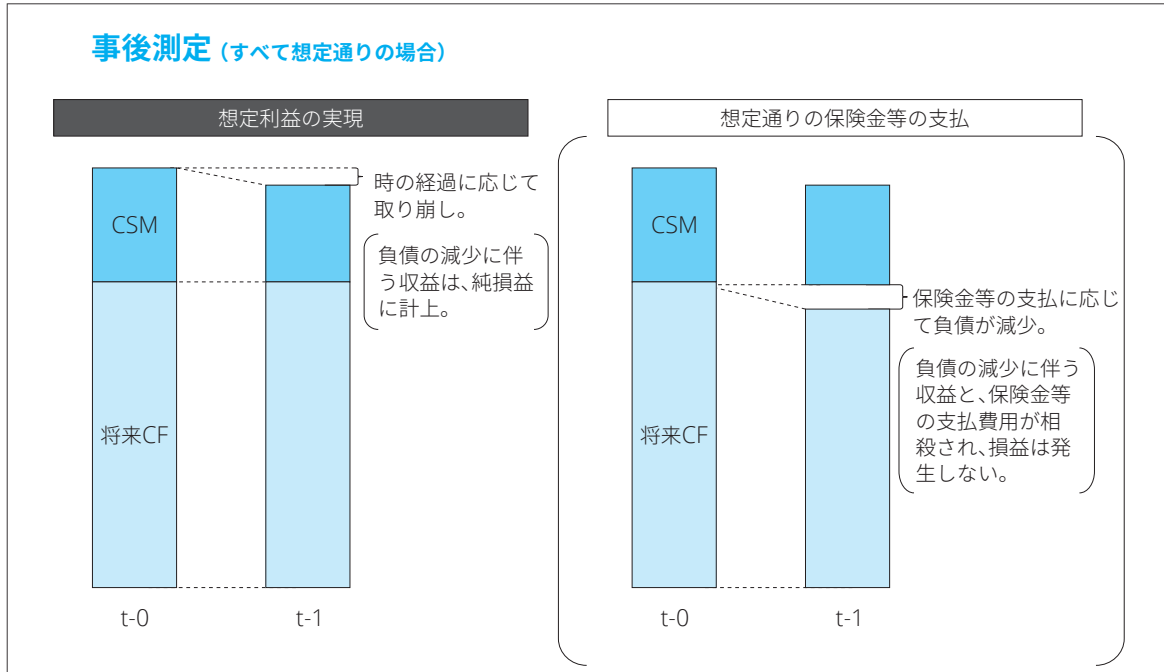


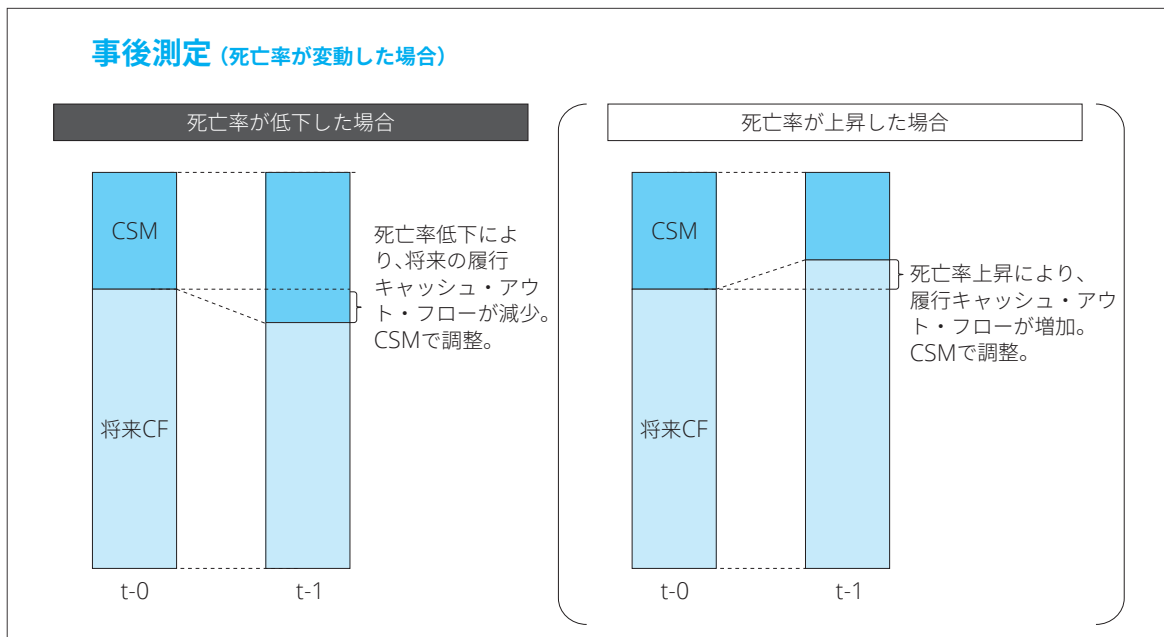
図1のグラフは、金利変動や基礎率の変動が一切なく、また、保険金の支払いなどもすべて契約時の想定どおり推移した場合の保険負債の概念図である。

まず、保険契約負債（CSM）は、保険会社によるサービスの提供に応じて取り崩される。保険会社の提供するサービスとは、保険事故があればいつでも保険金を支払える状態で待機（stand ready）していることによって、保険契約者に安心を提供することであり、通常は時

の経過に応じて定額で償却されていく。償却の相手科目は保険収益となる。また保険金の支払いがあった場合で、かつ、それが契約時に想定したものと同等であれば、将来CFの負債が保険金の支払金額と同額減少し、保険収益（グロス）と保険金等の支払費用が同額計上され、損益は生じない。したがって、純損益のレベルでは、CSMの償却額だけが認識される。

一 事後測定（死亡率が変動した場合）

【図2】



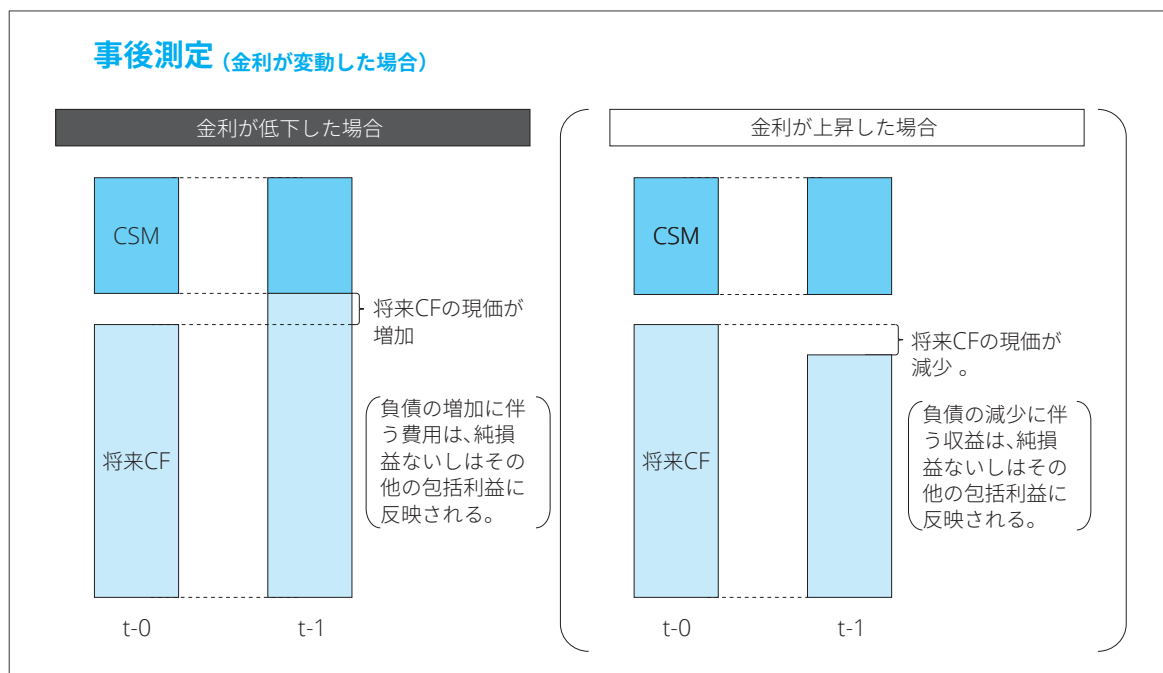
現実の世界では、図1のような状況は考えられず、死亡率などや金利が契約時に想定していたものから変動していく。IFRS第17号では、それらの変動に基づいて保険負債を再測定し、主に損益として認識する。この点が、日本の伝統的な保険会計と大きく異なる点である。

図2のグラフは死亡率が変動した場合のイメージ図である。IFRS第17号では、最新の死亡率に基づいて将来キャッシュ・フロー（将来CF）を測定するので、死亡率の変動に伴い保険負債の金額が変動する。死亡率が契約獲得時に想定していたものよりも低下した場合は、図

2の左側のように、将来CFの見積り額が低下することに伴い、差額として計上されるCSMの金額が増加する。すなわちCSMが調整機能を果たし、新たなCSMの残高に基づいて、翌期以降の償却が決まる。このようなメカニズムによって、死亡率の変動は、翌期以降の損益に平準化して反映される。同様に、死亡率が上昇した場合でもCSMが調整弁として働き、死亡率の変動が一会計期間に反映されることなく、保険期間の残存年数に応じて平準化されて反映される。

— 事後測定（金利が変動した場合）

【図3】



次に契約獲得時から金利の変化があった場合、IFRS第17号による会計処理がどうなるかを見てみると、死亡率の変化があった場合とは少し異なる会計処理となる。具体的には、金利の変動に伴って変化した将来CFについては、CSMで調整することは行われず、会計方針の選択によって、純損益、ないしはその他の包括利益に反映される。

金利が低下した場合は、図3の左側にあるように、CSMへ影響させずに、負債の総額が増加する形となる。負債総額が増額することになるので、その増加分は純損益、ないしは包括損益に反映させなければならず、金利低下が起こった期に一気に損失として認識されることになる。また、逆に金利が上昇した場合は、図3の右側にあるように、上昇が起こった期に一気に利益として認識される。このように、金利変動に伴って、損益は大きな影響を受ける。保険負債の場合は超長期の負債であり、かつ、保険会社のバランスシートの貸方に占める比率が大きいので、わずかな金利変動によって、損益が大きく動くことになる。

IFRS第17号の意義

このように見ていくと、IFRS第17号が保険会社に与える影響は非常に大きいことが分かる。特に金利変動の保険負債に与える影響を毎期の損益として認識することは、経営上大きな影響がある。ただし、このような会計処理は、IFRS会計基準においては、保険会社固有のものではない。通常の一般企業においても、保険負債のような将来CFが確定していない、すなわちキャッシュ・アウト・フローの時期も金額も確定していないような負債があった場合には、負債金額は、基本、毎期公正価値により評価され、その差額は損益に反映される。ただ、一般企業の場合は、保険会社のような将来CFが確定していない超長期の負債を、バランスシートの貸方の大部分を占める比率で保有することはまずありえない。重要なことは、IFRS第17号が特別に無理なことを要求している訳ではなく、普通の企業と同じ会計処理を要求しているに過ぎない。むしろ、保険会社の負債の構造が、通常の一般企業とは大きく異なっているということであ

る。IFRS第17号は、その点を明確にし、利用者に対してより有用な情報を提供するものである。

IFRS第17号は、しかし、保険という取引が持つ2つの側面（二面性）を扱っているという点で、他の基準にはない特殊な基準であるということは指摘しておかなければならない。保険取引が持つ二面性とは、金融商品としての側面と、サービス契約としての側面である。IFRS第17号は保険取引の持つ2つの側面を、できるだけ両立するように工夫をして作られたものである。したがって、保険契約の経済価値を把握することだけに焦点を当てた、いわゆる、経済価値ベースの規制会計とは、似ている部分もあるものの、その趣旨は大きく異なる。経済価値ベースの規制会計には期間の業績を適切に表現して、他の産業との比較可能性を向上させるという目的はない。IFRS第17号は、まず、保険会社の期間業績を適切に表現し、その上で、保険契約の金融商品的側面を見失われないようにするために、さまざまな工夫をしたものである。

特に、長い年月をかけたIASBにおける審議の中で、最も時間を費やしたのは、保険会社が保有する金融資産の評価とのバランスをいかにして適切に反映させるかと

いう点であった。この点は、保険会社のビジネスモデルによっても実態が大きく異なり、これといった一つの正解にたどり着くことは出来なかった。しかしながら、本稿では紹介できないが、企業の資産運用の状況に応じて金融資産と保険負債との評価の一貫性を保つようなさまざまな工夫が盛り込まれた。

このような工夫をこらしたIFRS第17号は、保険ビジネスのゲームチェンジャーとなる可能性がある。業績の考え方がこれまでと大きく異なると同時に、一般の投資者などの利用者への透明性が高まり、保険ビジネスへの投資が、他のビジネス分野への投資と比較されるようになる。また、国際的な資本移動も促進され、国際的な企業再編を促進する可能性もある。一方で、IFRS第17号には、あまりにたくさんの工夫が盛り込まれたため、結果的にはかなり複雑な基準となり、扱い方ひとつで、全く結果が異なるというような危険性も孕んでいるので、実務がこなれるまでには、まだ時間がかかるかもしれない。じっくりと今後の経緯を観察していきたい。

以上

令和5年12月決算における税務上の留意事項

デロイト トーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 はせがわ よしたか 長谷川 芳孝
公認会計士・税理士 やまがた そういちろう 山形 創一郎

令和5年12月決算においては、主に令和4年度税制改正の内容が初めての適用を迎える。本稿では、令和4年度税制改正のうち初めて適用を迎えると考えられる項目や、令和5年度税制改正のうち、令和5年12月決算に影響を及ぼす可能性があるもの、税効果会計などにおいて考慮されるであろう主要項目について解説を行う。

法人課税

1. 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度（賃上げ促進税制）の改組（令和4年度税制改正）

(1) 賃上げ促進税制の適用関係

賃上げ促進税制による特別控除制度は、2つの措置により構成されており、それぞれの措置に係る適用関係、対象法人、税額控除限度額は、以下のとおりである。

(2) 大企業向け賃上げ促進税制（旧人材確保等促進税制）

賃上げ促進税制の適用要件について、継続雇用者に対

する給与等支給額の増加に着目した措置に改正された。また、賃上げや教育訓練に積極的な企業については、税額控除率が上乗せされた。

具体的には、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において、青色申告書提出法人が国内雇用者に対して給与等を支給する場合に、継続雇用者給与等支給額の前期継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる措置に改正された。また、継続雇用者給与等支給額の前期継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を上乗せし（25%の税額控除率）、教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を上乗せされた（20%又は30%の税額控除率）（措法42の12の5①）。

なお、一定規模以上の大企業についてはマルチステークホルダー方針を公表し、経済産業大臣から発出される公表に関する通知書の写しを申告書に添付する必要がある。

項目	内容	
	大企業向け	中小企業向け
適用関係	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度	
対象法人	全ての青色申告法人 (設立事業年度は対象外) 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の引上げ方針等をインターネット経由で公表したことを経済産業大臣に届け出ていること	青色申告書を提出する中小企業者等 (設立事業年度は対象外)
税額控除限度額	当期の法人税額の20%	

項目		改正前	改正後
適用要件	①賃上げ要件	A	雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額
		B	新規雇用者給与等支給額 ≥ 前期の新規雇用者給与等支給額 × 102% 継続雇用者給与等支給額*1 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 103%
	②賃上げ要件 (上乗せ要件)	無し	継続雇用者給与等支給額 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 104%
	③教育訓練要件 (上乗せ要件)	教育訓練費*2 ≥ 前期の教育訓練費 × 120%	
	マルチステークホルダー方針の公表	無し	事業年度終了の日における、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人は、経済産業省の告示に従って、①マルチステークホルダー方針をホームページに公表し、②公表した旨を経済産業大臣へ届出、③経済産業大臣から発出される届出の受理通知書の写しを申告書に添付する必要がある。*3
税額控除	適用要件①(賃上げ要件)を満たす場合	控除対象新規雇用者給与等支給額 × 15%	控除対象雇用者給与等支給増加額*4 × 15%
	適用要件②(上乗せ要件)を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額*4 × 25%
	適用要件①(賃上げ要件)と③(教育訓練要件)を満たす場合	控除対象新規雇用者給与等支給額 × 20%	控除対象雇用者給与等支給増加額*4 × 20%
	適用要件②(上乗せ要件)と③(教育訓練要件)を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額*4 × 30%
	限度額	当期の法人税額の20%	
対象法人	青色申告法人(設立事業年度は対象外)		

*1 継続雇用者給与等支給額とは、国内の継続雇用者(適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給がある雇用保険の一般被保険者で、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていないものをいう)に対する給与等の支給額をいう。ただし、出向負担金等の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇用安定助成金額を除く)がある場合には、当該金額を控除する。

例えば、新規雇用者、退職者、無給の休職者、雇用保険の一般被保険者ではないパートやアルバイトは、継続雇用者に該当しない。

*2 教育訓練費は、具体的に政令で定められており、例えば、外部講師報酬、外部施設使用料、委託研修費、外部研修参加費等を指す。

教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存(改正前:確定申告書等への添付)をしなければならない。

*3 マルチステークホルダー方針の公表とは、経済産業省の告示に従い、従業員や取引先等、事業上の関係者との関係構築の方針として、給与等の支給額の引上げや取引先との適切な関係構築の方針を自社のホームページに公表する手続をいう。また、経済産業大臣へ公表した旨を届け出る手続は、経済産業省の申請ウェブサイトから行う必要がある。

*4 控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用年度の雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額をいう(出向負担金等を除いて計算)。ただし、適用年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とする。また、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、所要の調整を行う。

(3) 中小企業向け賃上げ促進税制（旧所得拡大促進税制）

中小企業における賃上げ促進税制について、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において、税額控除率の上乗せ措置が次のように見直された上、適用期限が1年延長された（措法42の12の5②）。

- 雇用者給与等支給額の前期雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する（30%の税額控除率）
- 教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合、税額控除率に10%を加算する（25%又は40%の税額控除率）

項目		改正前	改正後	
適用要件	①賃上げ要件	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 \times 101.5%		
	①賃上げ要件（上乗せ要件）	無し	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 \times 102.5%	
	③教育訓練要件（上乗せ要件）	A	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 \times 102.5%	教育訓練費 ^{*1} \geq 前期の教育訓練費 \times 110%
		B	以下のいずれかの要件を満たす A) 教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の年平均額 \times 110% B) 期末日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明されたものであること	
税額控除	適用要件①（賃上げ要件）を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} \times 15%		
	適用要件②（上乗せ賃上げ要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} \times 30%	
	適用要件①（賃上げ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 \times 25%		
	適用要件②（上乗せ賃上げ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} \times 40%	
	限度額	当期の法人税額の20%		
対象法人		青色申告法人（設立事業年度は対象外）		

*1 大企業向け賃上げ促進税制（2）の*2を参照

*2 大企業向け賃上げ促進税制（2）の*4を参照

2. 大企業についての一定の租税特別措置の停止措置の見直し（令和4年度税制改正）

平成30年度税制改正により導入され、令和3年度税制改正により適用期限の延長、停止対象の税額控除が拡大された大企業についての一定の租税特別措置の停止措置について、以下のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、現行の「継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること」から、「継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（令和4年4月

1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%以上）」と強化された（措法42の13⑤⑦）。

- 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である
- 前事業年度の所得金額が零を超える一定の場合
この一定の租税特別措置の停止は「ムチ税制」とも呼ばれ、一定の要件を満たさない大企業について、対象となる租税特別措置が適用できないとされるものである。
具体的には、大企業が前期比で所得が増加しているにもかかわらず、賃上げ要件及び設備投資要件（国内設備投資額が当期償却費総額の30%相当額を超えること）

のどちらも満たさない場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないとされている。この見直しでは、所得が拡大しているにもかかわらず、賃上げにも投資にも、特に消極的な一定規模以上の大企業に対し、停止措置が更に強化されることとなった。

停止措置の対象制度は、以下のとおりである。

- ▶ 研究開発税制
- ▶ 地域未来投資促進税制
- ▶ 5G投資促進税制
- ▶ DX投資促進税制
- ▶ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

3. 交際費等の損金不算入制度等の期限延長（令和4年度税制改正）

交際費等の損金不算入制度についてその適用期限が2年延長されたとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例期限が2年延長された。中小法人に係る損金算入の特例の適用期限についても、2年延長された（措法61の4）。

資本金の額等に応じた各種制度の適用関係は、次の表のとおりである。

項目	資本金の額等>100億円	100億円≧資本金の額等>1億円	資本金の額等≦1億円
接待飲食費に係る特例	適用なし	適用あり	適用あり
中小法人の特例	適用なし	適用なし	選択適用

4. 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等（令和4年度税制改正）

次の制度について、次の表のとおり対象資産が見直し

れ、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については適用期限が2年延長された（法令133、133の2、措法67の5）。

項目	改正後
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度	■ 対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものが除外された
一括償却資産の損金算入制度	■ 対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産が除外された
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	■ 対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産が除外された ■ 適用期限2年延長

5. 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し（令和4年度税制改正）

(1) 概要

法人事業税の所得割の標準税率について、改正前では3未満の都道府県において事務所又は事業所を設けて事

業を行う場合に、所得金額に応じた軽減税率が適用されていた。しかし、本改正により、資本金が1億円超の大法人である外形標準課税適用法人について、以下のとおり軽減税率の適用が廃止された（地法72の24の7①ーハ）。

	年400万円以下の所得	年400万円超800万円以下の所得	年800万円超の所得
改正前	0.4% (1.44%)	0.7% (2.52%)	1.0% (3.6%)
改正後	1.0% (3.6%)		

(*) 上記括弧書は、法人事業税の所得割の標準税率に特別法人事業税（所得割標準税率×260%）を加味した税率

(2) 適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

6. 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例（オープンイノベーション促進税制）（令和5年度税制改正）

青色申告書を提出する法人が、令和6年3月31日までの期間内にスタートアップ企業（特別新事業開拓事業

者）とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、取得株式の取得価額の25%相当額を課税所得から控除できる課税の特例（オープンイノベーション促進税制）について、次の見直しが行われた。

(1) 課税の特例の対象となる特定株式の追加及び払込みにより取得した特定株式の取得価額上限の引下げ

課税の特例の対象となる特定株式について、次の見直しが行われた。

取得方法	改正前	改正後
払込み（出資）による取得	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1件当たり取得価額の上限は100億円 ▶ 所得控除上限額は、1件当たり25億円以下、1年度当たり125億円以下 ▶ 特定株式の要件は、特定事業継続期間を3年以上、取得価額要件を1件当たり1,000万円～5億円以上（大企業、中小企業、海外法人への出資で異なる）、オープンイノベーションに向けた取組を伴う出資であること等、とされている 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象 <p>以下の改正が行われ、その他の要件については改正前と同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1件当たり取得価額の上限を50億円へ引下げ（措法66の13①） ▶ 所得控除上限額は1件当たり12.5億円以下、1年度当たり125億円以下（購入による取得と合わせて判定）（措法66の13①）
購入による取得	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行法人以外の者からの購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式で、その取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものが追加される（措法66の13①） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 取得価額の上限は200億円（措法66の13①） ▶ 所得控除上限額は1件当たり50億円、1年度当たり125億円（払い込みによる取得と合わせて判定）（措法66の13①） ▶ 特定株式の要件は、特定事業継続期間を5年、取得価額要件を5億円以上、特別新事業開拓事業者を内国法人に限定する等、となる（措令39の24の2①） ▶ 継続証明の要件に、株式の取得の際に特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件が加えられる（共同化基準5） ▶ 特別勘定の取崩し事由についても一部見直しが行われる。例えば、特定株式の取得から5年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する必要があるものの、その取得の日から5年以内に、いずれかの事業年度において売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件に該当すれば、特別勘定の取崩し事由には該当しない（措法66の13-⑩） ■ 令和5年度以降に本税制の適用を受けて払い込みによる出資を行った特別新事業開拓事業者の株式の取得は対象外（措規22の13③）

このように、スタートアップ企業の出口戦略としてIPO以外の選択肢を拡充するために、ニューマネー（払込み）を伴わない既存株式（発行法人以外の者からの購入）の取得も対象とされた。また、スタートアップの成長に真につながるよう、M&Aから5年以内に成長率や

投資規模等の要件を満たした場合にはその後も減税メリットを継続させる仕組みが設けられた。これらにより、スタートアップの成長を強力に促すものとする改正内容となっている。

(2) その他

次の除外・限定が行われた。

- ① 既にその総株主の議決権の過半数を有している特別新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外（措規22の13③）
- ② 既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過半数に満たない株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資について、その対象を総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に限定（措規22の13③）

7. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制（DX投資促進税制）の見直しと適用期限の延長（令和5年度税制改正）

青色申告書を提出する法人が、認定事業適応計画に従って情報技術事業適応設備の取得等を行った場合、当該設備等の取得価額等の30%相当額の特別償却又は3%若しくは5%相当額の税額控除を適用できる課税の特例（DX投資促進税制）について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長（令和7年3月31日までの期間内）された（所得税についても同様）。

項目		改正前	改正後
デジタル(D)要件	「DX認定」取得の要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ■ DX認定制度において、人材育成・確保等に関連する事項の要件が追加（DX認定基準「デジタルガバナンス・コード2.0」（令和4年9月13日改訂）） ■ 令和4年12月1日以降に取得した認定であること（産業競争力強化法第21条の28の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（以下「基準」という）5）
	その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ データ連携 ■ クラウド技術の活用 	改正なし
企業変革(X)要件	生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産性向上又は売上上昇が見込まれること <ul style="list-style-type: none"> ▶ ROAが平成26～30年平均から1.5%ポイント向上 ▶ 売上高伸び率≥過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画に係る事業により、おおそコロナ前5事業年度の平均売上高の10%以上の新規売上高を獲得すること（基準1）
	取組類型に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報技術事業適応の内容が、次のいずれかの類型に該当すること <ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資額に対する新商品等の収益の割合が10倍以上 ▶ 商品等1単位当たりの製造原価等又は販売費等を8.8%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記により増加した売上高のうち25～50%分が海外売上高によるものとなること（主務大臣が定める基準2）
	その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全社の意思決定に基づくもの 	改正なし

なお、計画の実施期間は最長で10年とされた（従前は5年間）（産業競争力強化法施行規則11の2⑤）。

また、令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等する資産については、本制度は適用されない（措法42の12の7⑨）。

8. 指定寄附金（令和5年度税制改正）

企業の経営資源を活用して学校教育に積極的に関与し、人材への投資を後押しすることを目的に、学校法人の設立費用としての寄附金について、個別の審査を受けなくても損金算入可能とするため、以下が指定寄附金に追加された（令和5年財務省告示第96号）。

項目	改正内容
指定寄附金の追加	法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人（学校法人設立準備法人）に対して支出する寄附金のうち一定のもので、その学校法人設立準備法人から財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの。

9. 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）の拡充及び適用期限の延長（令和5年度税制改正）

青色申告書を提出する法人が、承認地域経済牽引事業計画に従って、特定事業用機械等を取得した場合、機械装置・器具備品につき取得価額等の40%相当額の特別償却又は4%相当額の税額控除（上乗せ要件を満たす場

合は、50%相当額の特別償却又は5%相当額の税額控除）、また、建物・附属設備・構築物につき20%相当額の特別償却又は2%相当額の税額控除を適用できる課税の特例（地域未来投資促進税制）について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長（令和7年3月31日までの期間内）された（所得税についても同様）。

(1) 要件等の見直し及び追加

次の見直しが行われた。

項目	要件	改正前	改正後	
承認地域経済牽引事業の確認要件（課税特例の要件）	売上高	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと 	改正なし	
	取得予定価額	<ul style="list-style-type: none"> 設備対象額が2,000万円以上であること 	改正なし	
	先進性を有すること	通常類型	<ul style="list-style-type: none"> 労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上 	改正なし
		サプライチェーン類型	<ul style="list-style-type: none"> 次の要件の全てを満たす場合：海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造、事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上、等 ただし、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の採択を受けた事業については対象外 	以下を除き改正なし <ul style="list-style-type: none"> 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の規定により特定重要物資として指定された物資の製造に係る事業については、サプライチェーンの強じん化に資する類型に該当しないものとして取り扱うこととされる（地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第5・1(1)イ②）
		事業の実施場所	<ul style="list-style-type: none"> 特定非常災害で被災した区域内である場合等に先進性に係る要件を満たすこととする特例あり 	<ul style="list-style-type: none"> 左記特例により主務大臣の確認を受ける場合が除外される（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（以下「告示」という）①5二）
減価償却費の比率	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資額が前事業年度の減価償却費の10%以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資額が前事業年度の減価償却費の20%以上であること（連結会社は連結全体の前事業年度の減価償却費の20%以上の投資を単体で行うことが必要）（告示①四） 		
特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置（上乗せ要件）	付加価値額増加率等	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者の前事業年度における付加価値額が前々事業年度に比べ8%以上増加していること 労働生産性の伸び率の平均値が4%上昇かつ投資収益率の平均値が5%上昇 	<ul style="list-style-type: none"> 次の要件の全てを満たす場合が追加される（告示①五イ） 主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度及び前々事業年度における平均付加価値額が50億円以上であること その承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること 労働生産性の伸び率の平均値が4%上昇かつ投資収益率の平均値が5%上昇 	

(2) 主務大臣の確認要件に関する運用の改善

課税特例の要件に関する運用については、次の2つの改善が行われた。

- ① 要件の判定において売上高を計算する場合には、需要の変動等による影響を勘案した計算方法が用いられた（ガイドライン第5・1(1)イ①(2) i）。
- ② 先進性に係る要件について、評価委員の評価精度の向上に向けた措置がとられた（ガイドライン第5・1(1)イ）。

た上、その適用期限が2年延長された（所得税についても同様）（措法42の6）。

- ① 対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外された。
- ② 対象資産について、総トン数500 トン以上の船舶にあつては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定された。

10. 中小企業者関連等（令和5年度税制改正）

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の2年延長

中小企業者等の法人税の軽減税率として、所得年800万円以下の部分について19%とされているが、改正前においては、時限立法として、租税特別措置法によりさらに15%に引き下げられている。その適用期限が2年延長された（措法42の3の2）。

(2) 中小企業投資促進税制の見直しと適用期限の2年延長

中小企業投資促進税制について、次の見直しが行われ

(3) 中小企業経営強化税制の見直しと適用期限の2年延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外された上、その適用期限が2年延長された（所得税についても同様）（措法42の12の4）。

項目	改正前	改正後
対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等（適用除外事業者（前3期の平均所得が年15億円超の中小企業者）を除く）の中で、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けたもの	
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産等設備を構成する設備で、特定経営力向上設備等に該当する以下の資産のうち、一定の規模以上のものの取得等をして、 a) 機械装置、b) ソフトウェア、c) 工具、d) 器具備品、e) 建物附属設備、f) 計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画（経営資源集約化措置が記載されたものに限る）を実施するために必要不可欠な設備 ■ その特定経営力向上設備等を国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更なし ただし、以下の設備が除外される ▶ コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの ■ 変更なし
措置内容	以下の選択適用 <ul style="list-style-type: none"> ■ その特定経営力向上設備等の普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却 ■ その取得価額の7%（特定中小企業者等にあつては10%）の税額控除（税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は1年間の繰越し可） 	
適用期限	令和5年3月31日までに取得・事業供用について適用	2年延長

(4) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直しと期限延長

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、

次の表のとおり見直しが行われた上で、適用期限が3年延長された。主な見直しの内容は次のとおりである。

項目	改正内容
既成市街地等の内から外への買換え	適用対象から除外
長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換え	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が90%（現行：80%）に引き上げられた ■ 同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合が60%（現行：70%）に引き下げられた
適用要件の追加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間（※1）の末日の翌日以後2月以内に、以下の項目を記載した届出書の提出が適用要件に加えられた <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本特例の適用を受ける旨 ▶ 適用を受けようとする措置の別 ▶ 取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等 ■ 先行取得の場合の届出書について、その記載事項が上記と同様とされた ■ 令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の届出について適用される <p>（※1）上記の「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいう。</p>

11. 暗号資産の評価方法等の見直し（令和5年度税制改正）

暗号資産の評価方法等について、次の見直しが行われ、その他所要の措置が講じられた。

項目	内容
期末時価評価の対象とする暗号資産の範囲の変更	<p>法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産（特定自己発行暗号資産）が除外された（法61②～④）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること ■ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること（法118の7②） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 他の者に移転することができないようにする技術的措置で、一定の要件に該当するものがとられていること。 ▶ 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。
自己発行暗号資産の取得価額	自己が発行した暗号資産について、その取得価額が発行に要した費用の額とされた（法118の5二）。
特定自己発行暗号資産に該当しないこととなった場合の取扱い	法人が特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなったときは、その該当しないこととなった時において、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして計算した損益相当額を計上することとされた（法61⑦、法118の11）。
暗号資産信用取引の範囲	暗号資産信用取引の範囲について、他の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいうこととされた（法61⑧）。改正後は、暗号資産交換業を行う者以外の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買も暗号資産信用取引に該当することとされた。

12. グループ法人税制（令和2年度税制改正）

令和2年度税制改正により連結納税制度はグループ通算制度に改組されたが、それに伴い、通常の単体申告を行っている法人にも影響のある改正（グループ法人税制についての改正）が行われ、令和4年4月1日以後開始事

業年度について適用が開始される。

本改正は、グループ通算制度を適用している場合のみならず、通常の単体申告を行っている場合でも適用されるため注意が必要である。

本改正は原則として、令和4年4月1日以後開始事業年度について適用される。

具体的な改正内容は次のとおりである。

項目	改正内容
受取配当等の益金不算入制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、完全支配関係のあるグループ内（改正前：連結グループ内）の法人全体の保有株式数等により行う ■ 関連法人株式等に係る負債利子控除額が、関連法人株式等に係る配当等の額の4%相当額（その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限）に変更される
寄附金の損金不算入制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額とされる
貸倒引当金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 完全支配関係のあるグループ内（改正前：連結グループ内）の法人間の金銭債権が貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外される
資産の譲渡に係る特別控除額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、完全支配関係のあるグループ内（改正前：連結グループ内）の各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額（年5,000万円）を超える場合には、その超える部分の金額が損金不算入とされる

組織再編

1. スピンオフ税制の拡充（パーシャルスピンオフ）（令和5年度税制改正）

(1) 概要

改正前においては、株式を現物分配する形でのスピンオフのうち、法人に持分の一部を残すもの（いわゆるパーシャルスピンオフ）については、「株式分配」に該当せず、課税の繰り延べが認められていなかった。

改正後においては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとされ、次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとされた（措法68の2の2、措令39の34の3①、令和5年3月30日経済産業省告示第50号、事業再編の実施に関する指針）。

- その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること
- その現物分配の直後にその法人（現物分配法人）が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の

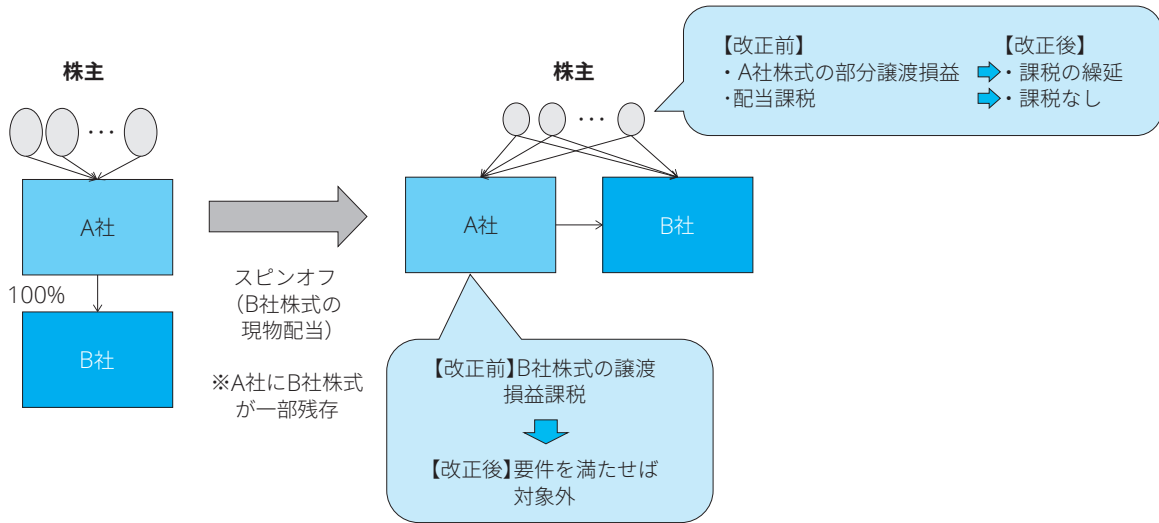
20%未満となること

- 完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
- 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと
- 以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ▶ 完全子法人の特定役員に対し、ストックオプション（新株予約権）が付与されている又は付与される見込みがあること
 - ▶ 完全子法人の主要な事業が、事業開始から事業計画認定の申請の日までの期間が10年以内であること
 - ▶ 完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認したこと

(2) 改正による効果

本改正により、いわゆるパーシャルスピンオフであっても、一定の要件を満たす場合には、適格株式分配に該当するものとして現物分配法人において譲渡損益課税が繰り延べられることとなった。また、株主側にあっても、配当課税が行われなるとともに、株式の（部分）譲渡損益については課税が繰り延べられる。

一定の「一部残しスピノフ」の、適格株式分配類型への追加



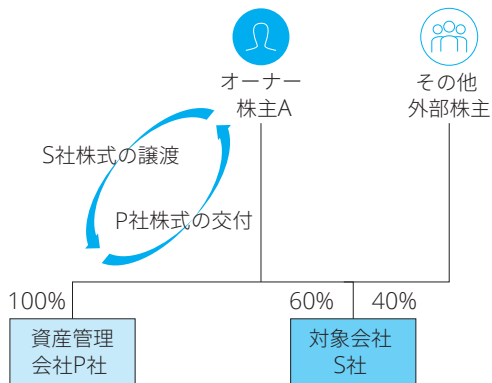
2. 株式交付についての特例の見直し（令和5年度税制改正）

(1) 概要

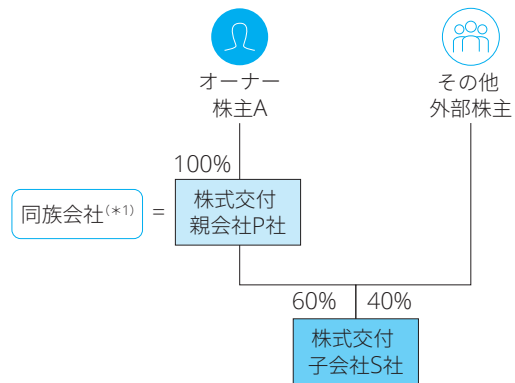
会社法の株式交付のうち一定のものにより子会社化した場合、株主における譲渡損益は、令和3年度税制改正により課税を繰り延べられることとされている（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）。株式交付制度の創設後、当該措置の制度趣旨（株式対価M&Aの促進）とは必ずしもそぐわない活用事例が確認

されていたことを背景として、今般の改正において課税繰延べ要件について一定の厳格化が行われ、当該措置の対象から、株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合は除外されている（措法66の2①、措令39の10の2④）（所得税についても同様）。例えば、次の図のように、株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合には、株式交付による課税の繰延べから除外されることになる。

【株式交付前】



【株式交付後】



改正
株式交付親会社が同族会社(*1)となる場合
⇒課税繰延べの対象外

(*1)非同族の同族会社を除く

(2) 適用関係

上記の改正は、令和5年10月1日以後に行われる株式交付について適用される（改正法附則47、改正措令附則11）。

国際課税

1. グローバル・ミニマム課税への対応（令和5年度税制改正）

(1) 納税義務者

内国法人（公共法人を除く）は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を納める義務があることと

される（法4、6の2、82の2①）。

(2) 課税の範囲

特定多国籍企業グループ等（下記(3)参照）に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされる（法6の2、82の4）。

(3) 特定多国籍企業グループ等の範囲

特定多国籍企業グループ等は、企業グループ等（次に掲げるものをいい、多国籍企業グループ等※1に該当するものに限る）のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上であるものとされる（法82四）。

①	連結財務諸表等に財産及び損益の状況が連結して記載される会社等及び連結の範囲から除外される一定の会社等に属する企業集団のうち、最終親会社※2に係るもの
②	会社等（上記①に掲げる企業集団に属する会社等を除く）のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの

※1 「多国籍企業グループ等」とは、上記①に掲げる企業グループ等に属する会社等の所在地国（その会社等の恒久的施設等がある場合には、その恒久的施設等の所在地国を含む）が2以上ある場合のその企業グループ等その他これに準ずるもの及び上記②に掲げる企業グループ等をいう。

※2 「最終親会社」とは、他の会社等の支配持分を直接又は間接に有する会社等（他の会社等がその支配持分を直接又は間接に有しないものに限る）をいう。

(4) 所在地国の判定

に定める国又は地域とされる（法82七）。

所在地国は、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次

区分	国又は地域
①会社等（導管会社等を除く）	次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域 (i) 国又は地域の法人税又は法人税に相当する税に関する法令において課税上の居住者とされる会社等・・・その国又は地域 (ii) (i)に掲げる会社等以外の会社等・・・その会社等が設立された国又は地域
②導管会社等※	その設立された国又は地域
③恒久的施設等	恒久的施設等の類型に応じて定める他方の国

※ 最終親会社等（上記(3)①の最終親会社及び上記(3)②に掲げる会社等をいう）であるもの又は国若しくは地域の租税に関する法令において国際最低課税額に対する法人税に相当するものを課することとされるものに限られる。これらの導管会社等以外の導管会社等については、その所在地国はないものとされ、その結果、無国籍会社等に該当することになる。

(5) 構成会社等の範囲

構成会社等は、次に掲げるものとされる（法82十三）。

①	上記(3)の①に掲げる企業グループ等に属する会社等（政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く）
②	①に掲げる会社等の恒久的施設等
③	上記(3)の②に掲げる会社等（政府関係機関、国際機関その他の一定の会社等を除く）
④	③に掲げる会社等の恒久的施設等

(6) 対象会計年度

対象会計年度は、多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結等財務諸表の作成に係る期間とされる（法15の2）。

(7) 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額とされる（法82の5）。

(8) 申告及び納付等

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとされる（法82の6）。

ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しないこととされる。

なお、電子申告の特例等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられる。

(9) その他

質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とされ、その他所要の措置が講じられ

る（法160）。

(10) 適用関係

内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。

2. 外国子会社合算税制等の見直し（令和5年度税制改正）

(1) 概要

グローバル・ミニマム課税への対応に伴い導入される各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税による企業の追加的な事務負担の軽減を図るため、内国法人に係る外国子会社合算税制について、次の改正が行われたほか、所要の措置が講じられた。

項目	改正内容
特定外国関係会社に対する会社単位の合算課税適用判定に係る租税負担割合（措法66の6⑤一）	特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上（現行：30%以上）である場合には、会社単位の合算課税を適用しないこととされた。
申告書添付要件（措法66の6⑩、⑪）	<ul style="list-style-type: none">■ 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から、次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類につき保存義務を課することとされた<ul style="list-style-type: none">▶ 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社▶ 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社■ 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類（株主等に関する事項を記載するものに限る）の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとされた

(2) 適用関係

上記の改正は、内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。

以上

国の会計と関連制度（7回目） ～財政投融資の概要（その3） 財政投融資に関する規律（チェック）の概要～

公認会計士 おさむら 長村 やかく 彌角

財政投融資は、有償資金を原資とするため財政投融資対象事業の受益者の負担により回収されることが原則であるが、受益者負担を軽減する政策的観点から国（一般会計等）の補助金等が投入される場合がある。この補助金等の投入対象事業に対しては、政策コスト分析と情報公開を通じて、制度的規律（チェック）を設けている。同時に、財政投融資の実施主体である国は、財政投融資対象機関である独立行政法人等や地方公共団体（事務組合や公営企業含む）が適切に事業を実施しているか、事業費の付替えなどが生じていないか、そもそも債務償還できる財務体質であるかなどを実地監査や財務状況の把握を通じて検証している。本稿では、財政投融資対象事業の適正な執行と財務の健全性や償還確実性維持のための規律（チェック）機能である実地監査や財務状況把握について触れていく。

1. 財政投融資に対する規律（チェック）について

(1) 「財政構造改革の推進について（平成9年6月3日）」（閣議決定）（<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryoku/no.13/data/shiryoku/syakaifukushi/626.pdf>）

少子高齢化の進展、冷戦構造の崩壊、大競争時代の到来、生産年齢人口の減少などから、日本の財政は主要先進国中最悪の危機的状況に陥っており、2003年度までに財政健全化目標の達成を目指し、歳出の改革と縮減を進めることを決定している。財政構造改革に関しては、官と民、国と地方の役割分担の見直し、財政資金の効率的配分等の理念を踏まえた大胆な構造改革を実現するとされ、国民の理解を得るために、一般会計、特別会計など財政に関する情報開示を積極的に進めること、一般会計の歳出削減、特別会計の見直し・改革に加え、財政投融資に関しては、民業補完や償還確実性の徹底等やスリム化を目指した見直しが不可欠とされた。

(2) 「財政投融資の改革に向けて（10年度財政投融資編成と今後の検討課題に関する所見）（座長談話）（平成9年7月23日）」（資金運用審議会懇談会）（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/unyosin/top.htm>）

資金運用審議会懇談会は、財政投融資について改革を推進するという基本方針の下、その制度、運営のあり方について本格的な検討を進めるために平成9年2月に設けられ、同年7月に、平成10年度の財政投融資要求に当たっての座長談話を公表している。

この中では、上記(1)の閣議決定「財政構造改革の推進について」に基づき、財政投融資について民業補完や償還確実性の徹底を図り、その対象分野や事業を思い切って見直し、一般財投の一層のスリム化を推進する必要性に言及している。また、大蔵省においては、分野・事業別審査体制を充実し、複数機関にわたる類似業務を統一的に審査することも必要としている。

(3) 「財政投融資の抜本的改革に係る議論の整理（資金運用審議会懇談会検討会）（平成11年8月30日）」（資金運用審議会）（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/unyosin/top.htm>）

資金運用審議会懇談会検討会は、財政投融資制度の抜本的改革に係る議論を10点に整理し公表した。その中で、「10. 財政投融資の持続的改革に向けて」として次の点を挙げている。

① 特殊法人等の規律確保

- ・平成9年に成立した「特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律」に基づく情報開示を今後も一層充実させる
- ・特殊法人等の会計制度を、今後も出来る限り「企業会計原則」に沿って会計処理の一層の適正化などを推進する
- ・客観的な評価・監視の仕組みの確立に向け、今後とも財務内容の透明性を一層向上させるために外部監査等を積極的に活用していくことに加え、中央省庁等改革

における政策評価の枠組みを積極的に活用していく（総務省においては、「政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）」を設置し、政策評価の計画、実施状況などを審議）

② 財政投融资全体の規律の確保

- ・国会に対する予算添付資料に加え、「財政金融統計月報（https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/）」「資金運用部月報」「財政投融资リポート（https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/index.html）」「財政投融资ブックレット」などのディスクロージャーをさらに推進する。（参考）2019年度分から「財政投融资の概要（https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_overview/index.html）」が公表されている。
- ・現金主義から発生主義への変更による財務の透明性・明瞭性の一層の向上など経理基準の改善等。

(4) 「財政投融资改革の総点検について（平成16年12月10日）」（財政制度等審議会財政投融资分科会）（https://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/reform_report/zaitoa161210a.pdf）

平成13年度の財政投融资改革から3年経過し、平成16年7月の財政制度等審議会財政投融资分科会の審議において財政投融资の実施状況が改革の趣旨を反映したものであるかの総点検の必要性について指摘があり、平成16年9月、小泉総理大臣より財務大臣に対して「財政投融资については、民業補完の原則のもと、総額の抑制、事業の重点化・効率化に努めるとともに、対象事業の内容を民間準拠の会計基準の下で不断に見直すなどの改革を引き続き進められたい」との指示があった。これを受け、財政制度等審議会財政投融资分科会において財政投融资改革の現状と課題の審議を行っている。

当総点検では、財政投融资対象事業（以下、財投事業という。）の総点検として、住宅、中小零細企業・農林漁業、福祉・教育、社会資本、環境、産業・研究開発、国際協力といった分野別への総括に加え、住宅金融公庫、都市再生機構、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（船舶勘定）、農林漁業金融公庫、福祉医療機構、日本私立学校振興・共済事業団、日本学生支援機構（有利子貸与事業）、道路関係4公団（日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団）、環境再生保全機構、日本政策投資銀行、国際協力銀行、地方公共団体・公営企業金融公庫について、個別に、政策的必要性、事業見直し状況、財務の健全性、今後の課題が整理されている。このうち、公認会計士が関与すること以外の財投事業の総点検の手法充実として、次の事項が取りまとめられている。なお、この総点検では、実地監査機能への期待が明確にされている。

① 実地監査の充実

財投事業の政策的必要性や財務の健全性については、財政投融资要求時審査で確認している一方で、事業内容の実態等の実地での体系的なチェック（実地監査）は、実施事業に関する適償性の非違確認を中心とした地方公共団体に対する監査のみである。また、財政投融资機関の財務健全性に加え、実施事業の必要性を念頭にチェックするために、毎年度の財政投融资編成時作業における審査以外にも実地で確認作業が必要である。実地監査対象範囲は、財投事業全体とすべく、財政融資資金の貸付対象以外にも政府保証債や産業投資による資金調達を行っている機関も含め、実地監査においては、公的資金の貸し手、高い信用力の供給者としての視点から、財務の健全性や国が有償資金を用いて支援するにふさわしい事業であるか等を内部監査との相互補完によりチェックしていくことが適当であるとされた。さらに、想定外の国民負担を生じることのないよう、事業継続を前提とした政策コスト分析の導入及び実地監査によるオンサイトで十分なチェックを実行に移していくべきとされた。

② 地方公共団体

地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達は市場公募等による民間資金を基本とし、公的資金はこれを補完することが適当であり、赤字補填の性格を有する地方債については、資源配分機能としての財政投融资としてはふさわしくない面があるため、地方公共団体向け公的資金貸付けにおいては、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められるとされた。

(5) 「財政投融资改革の総点検フォローアップ（平成17年12月12日）」（財政制度等審議会財政投融资分科会）（https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa171212_a.pdf）

平成18年度財政投融资編成において、平成16年度に実施した総点検と同じ視点で、財政投融资計画の量的縮減及びディスクロージャーの進展を確認している。実地監査においては、次のように指摘された。

① 総点検での指摘事項

特殊法人等が実施する財投事業について、実地監査のできる体制を早急に整備することが必要である。

② 指摘の実施状況

地方公共団体については全団体に対し定期的な実地監査を実施してきたが、特殊法人等についても平成17年7月1日に実地監査体制が発足し、実地監査手順の確認や財政投融资対象資機関（以下、財投機関という。）の情報の整理・分析等を経て、平成17年度中に監査を開始している。

(参考)「法人等実地監査の進め方について(平成17年7月28日)」(財政制度等審議会財政投融資分科会)(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryoku/zaitoa/zaitoa170728_a.pdf)では、上記の実地監査体制として、財政融資監査官1名、財政融資実地監査官4名、財政融資実地監査官(併任)21名、公認会計士(非常勤職員)2名という体制で発足したとある。

③ 今後の留意事項

財政投融資において特殊法人等へ実施する有償資金の長期貸付は、政策的に長期事業を推進する財政政策である。したがって、借手である特殊法人等に対して、貸付けた資金が公共の利益のために使用され事業を適切に推進しているかに関し、貸付けた資金の返済まで、「編成→貸付執行→事後チェック→新規の編成」という事務サイクルを的確に運営しガバナンスを効かせることが必要である。

実地監査は、このうち事後チェックを行うための有効かつ不可欠な手段であり、手法充実とともに内部監査との相互補完により実施していくことが重要である。

これらの貸付金の譲渡・売却については、貸付けが国の財政政策の一環としての性格に加え、市場から要求される信用コストや流動性プレミアムなどにより国民負担が生じることに留意が必要である。

地方公共団体向け貸付けに係る実地監査については、貸付対象事業の適債性に係る非違チェックから、今後は公営企業経営状況の確認等にシフトすることが望ましい。

(6) 「今後の財政投融資の在り方について(平成20年6月)」(財政投融資に関する基本問題検討会)(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa200610/zaitouhoukokusyo.pdf)

財政投融資改革以降の取組みを踏まえ、今後の財政投融資の在り方について本格的な議論をするために、財政制度等審議会財政投融資分科会に財政投融資に関する基本問題検討会が設置された。平成19年12月の中間報告を経て、財投機関に対するチェック機能の充実、地方公共団体に対するチェックに関して、次のように取りまとめられた。

① 実地監査

(法人等実地監査)

従来から実施している地方公共団体に対する監査に加え、平成17年度から法人等実地監査が開始された。公的資金の貸し手としての視点から、財投事業にふさわしい政策的意義、財務の健全性・償還確実性、資金の適正な執行実態などが監査されている。監査事項や監査手続が安定してきていることから、監査に関する事項の標準

化を進め監査の透明性を図るため、実施監査細則及び実地監査実施要領が定められた。

(地方公共団体実地監査)

地方公共団体については、平成20年度から適債性の非違確認については簡素化し、地方公営企業については貸付金の償還確実性を図る観点から、経営状況の実態把握及び評価を実施し、必要に応じて経営改善のための取組みを含めた償還確実性について報告を求めることとした。

② 地方公共団体の財務状況の把握

平成19年度に実施した財務状況把握(平成17年度決算)では、悪化傾向にあった債務償還可能年数の長期化に歯止めがかかった一方で、大規模建設投資などで債務の高水準化、積立金の低水準化などで収支が悪化している団体が多くみられ、地方公共団体の財務状況に関する情報開示については、住民の理解が得られるように内容を充実し、迅速に実施することの必要性が指摘された。

③ 今後の地方公共団体への貸付けの在り方

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、地方財政健全化法という。)に基づく早期健全化措置(アーリー・ウォーニング)などによる自己規律の進展を踏まえつつ、貸し手である国は、地方公共団体の財務状況を的確に把握し、事業の採算性等をチェックすることが必要であり、以下の3点が具体的な取組みとして示された。

➤ 地方公共団体に対する実地監査における監査手法の充実

平成20年度から、適債性の非違事項確認は簡素化を図り、公営企業について、貸付金の償還確実性の確保の観点から経営状況の実態把握及び評価に努める。この実態把握等を踏まえ、地方公共団体に対し公営企業の経営状況改善のための取組みを含め、償還確実性の確保について報告を求める等、監査手法の充実を図る。

➤ 補償金免除繰上償還の審査と財政健全化計画等のフォローアップ

地方公共団体の厳しい財政事情を踏まえ、平成19年度から平成21年度までの臨時措置として、徹底した行政改革や経営改革の実施を条件とし、高金利(5%以上)のもの3.3兆円程度に、補償金を免除した繰上償還を実施。今後5年間の財政健全化計画等の間、毎年度、計画の執行状況のフォローアップを実施し、早期の財政健全化を図る。

➤ 地方公共団体の財務状況把握の更なる充実・活用

財務状況把握がスタートし3年が経過したが、更なる充実を検討した上で、分析結果に基づく財務状況の厳しい地方公共団体に対する財務改善のための助言を含め、財務状況の早期改善のために財務状況の把握の活用を図

る。

(7) 「地方公共団体向け財政融資に関する報告書（平成21年7月）」（財政投融資に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム）（https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa210731b2.pdf）

「今後の財政投融資の在り方について（平成20年6月）」（財政投融資に関する基本問題検討会）における、地方公共団体向け財政融資の在り方、財務状況把握の更なる充実と活用について議論を行い、次のように取りまとめられた。

① 財務状況把握の充実について

これまでの4つの財務指標の有用性を維持しつつ、地方財政健全化法における指標との整合を図り充実させるべきである。

- ・決算統計ベースで捉えられない将来負担額の構成要素を「実質債務」に反映する
- ・地方財政健全化法の4指標をヒアリング対象団体選定指標として活用する

（公営企業会計における財務状況把握の充実）

- ・公営企業の財務状況把握を充実させ、公営企業を含む地方公共団体全体の債務償還能力への影響も把握する
- ・上水道事業、下水道事業、病院事業は財政融資資金の貸付けが多額であり、相当数の地方公共団体が経営していることから、財務分析や比較可能性があるため、当面の主要な対象とする
- ・公営企業経営の具体的な視点も踏まえて、オンサイトでのヒアリングを実施する

（財務状況把握のタイムラグの短縮化）

例えば、平成17年度決算に基づく財務状況把握結果の公表は平成20年6月に行われている。財務状況把握結果をタイムリーに活用できるように、結果公表を1年前倒しすべきである。

（分析手法の充実）

ベンチマークを示すことが財務状況把握においては重要であり、人口規模別に類似団体との比較を行うなどの分析手法を充実させるべきである。

（基礎的財務収支（プライマリー・バランス）の活用）

プライマリー・バランスは財政健全化の一里塚であり、参考指標として活用すべきである。

（公社・第三セクターなどの外郭団体の問題）

公社や第三セクターの経営悪化による地方公共団体の潜在的リスクが大きくなっていることから、外郭団体の財務状況把握についても、今後の課題として検討すべきである。

② 財務状況把握の活用について

地方公共団体の財務状況把握の活用にあたっては、財

務状況把握の結果を財政融資の貸付け姿勢に反映させたり、財務状況把握の内容を金融機関等に利用させることで市場の規律を活用するという方向性が考えられる。ただし、国の財政融資を活用した政策遂行に支障が生じる恐れや、資金調達能力の低い地方公共団体の資金調達に更に過重な負担を生じさせる恐れ、民間市場などの過剰反応により想定外の混乱の生じる恐れがあり、これらの副作用が生じないように十分に留意したうえで、次の3つの活用策を実施すべきである。

（地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス）

地方公共団体の財務状況に関して、アーリー・ウォーニング機能を果たすため、ヒアリングを実施した全ての地方公共団体に対して結果文書（「診断表」）を作成し、情報提供を含めた助言をすべきである。また、各地方公共団体が当「診断表」を地方議会や住民への説明に活用しうることとすべきである。

（財務状況把握の手法の開示）

財務省職員向けに財務状況把握の分析手法などを解説する文書を作成し活用しているが、これを「財務状況把握ハンドブック」として公表すべきである。これにより、地方公共団体の健全な財政運営の指標とすることができるとともに、金融機関の審査等を通じた市場規律が高まることも期待される。財務指標の算出結果については、将来的に開示することも含めて検討が望まれる。

（財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対する融資審査の厳格化）

財務状況が一定以上悪化したことが明らかな地方公共団体については、財務の早期健全化を促すために、民間資金よりも有利な条件での財政融資資金を充当することが必要であるかについて融資審査を厳格化すべきである。地方財政健全化法に基づく財政健全化団体に陥らないように各地方公共団体ではインセンティブが働くため、財政健全化に関するアドバイスと相まってアーリー・ウォーニング機能が高まることが期待される。

(8) 「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について（平成26年6月17日）」（財政制度等審議会財政投融資分科会）（https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_fu_report/houkokusyo_zenbun.pdf）

財政制度等審議会財政投融資分科会では、上記(6)「今後の財政投融資の在り方について」から5年以上経過する中で、リーマン・ショック後の経済・金融危機や東日本大震災への対応状況を確認したうえで、財投改革後の財政投融資を巡る著しい環境変化等をフォローアップした。

そのうち、財政投融資に対するガバナンスとして、次の点が整理されている。

（貸し手として）

財政投融資のうち財政融資は、融資を通じて移転した資金を回収する金融スキームであり、国の信用力を用いた公的資金が財源であることから、償還確実性の確保が

重視される。したがって、株主による「資本の論理」の強調の結果、経営の短期主義を避けることが重要となる。財政投融資特別会計国債（財投債）を原資とする財政融資のガバナンスは、メインバンクの貸出によるガバナンス手法（不完備契約（暗黙の契約））により様々なリスクをヘッジし、長期的関係が、それを守らせるメカニズムであり、財投機関の発行する政府保証債や財投機関債は、社債のように先に借手の信用状況を見る「格付け」のメカニズムである。

法律により設立された財投機関は、倒産やデフォルトといった信用リスクの判断が構造的に困難であるため、政府保証債や財投機関債発行時の格付けといったガバナンスの効果は限定的であり、外部ガバナンス（主務省庁、会計検査院、独法評価委、財務省、公認会計士監査）を高めることが不可欠になる。

（出資者として）

財政投融資のうちリスクマネーを供給する産業投資の原資は特殊法人等に対する政府出資に係る配当等であって、出資者である国は、政策目的の実現と出資毀損の回避の観点から、出資者としてのガバナンスを行使する。

出資先が株式会社である場合には、会社法の枠組みの下、株主総会での議決権行使を通じた経営への規律付けを行うことになる。これに加えて、株式会社のうち官民ファンドについては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fund_kkk/pdf/guideline.pdf）に基づいて、各ファンドによ

る投資内容及び投資実行後の適時適切な報告を求め、投資の適切な評価や情報開示を継続的に実施することで国民への説明責任を果たすことになる。独立行政法人の場合には、中期目標（主務大臣設定）、中期計画（主務大臣認可）の下での運営に加え、各府省の独立行政法人評価委員会及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（現在の独立行政法人評価制度委員会）が業務実績全体を評価するガバナンスとなる。さらに、産業投資機関の事業内容が官民ファンドを通じた長期でリスクのある投資にシフトしてきており、組織形態や投資内容に応じたガバナンスを行使する必要がある。

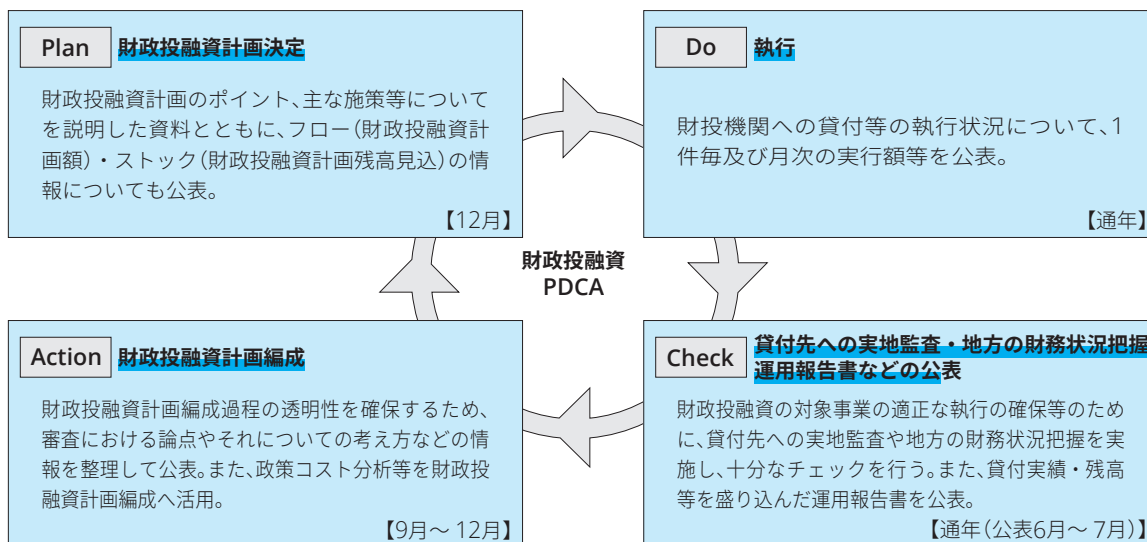
なお、チェック機能の充実に関しては、「実地監査、スポット監査」及び「地方公共団体の財務状況把握」の2点が整理されている。

2. 財投機関に対するチェック機能と位置付け

財投事業の適正な執行の確保と財務の健全性や償還確実性を維持していくために必要とされた財投機関に対するチェック機能として、実地監査（法人等実地監査、地方公共団体実地監査）と地方公共団体の財務状況の把握がある。これらは、財政投融資のPDCAサイクルにおいて、財投事業の執行状況（Do）を受けたチェック機能と（Check）して、次年度の財政投融資計画編成（Action）に役立てることが期待されている。

（図表1：財政投融資のPDCA）

財政投融資の透明性の向上について



（出所：「財政投融資リポート2022」（https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2022/FILP_Report2022_HP.pdf））

3. 実地監査の目的、関係法令、手続等

（1）実地監査の目的

財務省の資料（https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/filp_audit/mokuteki.pdf）では、実地監査の目的を、「資金の使用状況及び経理に関する事項、財政投融

資を活用した事業の成果等に関する事項並びにその他財務に関する事項を調査することにより、資金の使用の適正化を図り、もって財政融資資金及び財政投融資特別会計の投資勘定の資金の効率的運用並びに政府保証契約の適格な管理に資すること」としている。すなわち、財政投融資の3類型である、財政融資、産業投資、政府保証

の全てについての適格な管理が視野に入っている。

なお、財務省理財局が平成26年6月に公表した「実地監査実務指針」では、実地監査の役割として、政策的意義や事業の成果、財務の健全性・償還確実性、資金の適正な執行・使用状況の実態などを財務省本省、財務局職員が実地に確認し、必要に応じて改善のための取組みを求めるとされている。

また、財政融資資金融通先等実地監査規程第1条では、「貸付金の使用状況及び経理に関する事項、事業の成果

に関する事項並びにその他財務に関する事項を調査することにより、資金の使用の適正化を図り、もって資金の効率的な運用に資すること」とされている。

(2) 実地監査の概要

実地監査には、法人等に対する実地監査と地方公共団体に対する実地監査があり、それぞれ次の事項等の実態を確認している。

区分	法人等に対する実地監査	地方公共団体に対する実地監査
実施者	<財務省理財局> 財政投融資監査官 財政投融資実地監査官等	<財務省財務局・財務事務所等> 資金実地監査官等
対象	独立行政法人等	地方公共団体（事務組合含む）
内容	① 財政投融資の対象事業にふさわしい政策的意義 ② 財務の健全性・償還確実性 ③ 資金の適正な執行等	① 貸付資金の使用状況 ② 事業の成果 ③ 財務状況（償還確実性） ④ 貸付対象外事業の費用が混入していないか等
その他	結果は、毎年度の財政投融資編成における審査や事業見直し等に活用	特に公営企業の経営状況に実態把握及び評価を実施し、必要に応じて公営企業の経営状況を改善するための取組みを含め、公営企業に対して償還確実性について報告を求める。

(3) 関係法令

① 財政投融資に対する実地監査の関係法令

法令	内容
財政融資資金法第1条	(目的) この法律は、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により財政融資資金に預託されたもの、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の積立金及び余裕金並びに当該勘定からの繰入金を統合管理し、その資金をもって国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする
財政融資資金法第3条第1項	(財政融資資金の管理及び運用並びに区分経理) 財政融資資金は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理及び運用する
財務省設置法第4条第39号	(所掌事務) 財政投融資計画の作成並びに財政融資資金の管理及び運用に関すること
財務省組織令第50条第3号	(第1章本省第2節第3款第5目 理財局) (財政投融資総括課の所掌事務) 財政融資資金の管理及び運用に関すること（管理課及び計画官の所掌に属するものを除く）
財務省組織令第54条第3号	(第1章本省第2節第3款第5目 理財局) (管理課の所掌事務) 財政融資資金の融通先、財政投融資特別会計の投資勘定の投資先並びに債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約の保証先（以下この号において「保証先」という。）における資金の使用状況の調査及び実地監査に関すること（保証先にあつては、財政投融資計画の執行に関するものに限る。）
財務省組織令第55条第2号	(第1章第2節第3款第5目 理財局) (計画官の職務) 国の特別会計、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対する財政融資資金の運用及び財政投融資特別会計の投資勘定の投資に関すること

法令	内容
財務省組織規則 第222条第4項	(第1章第4節第1款 財務局及び福岡財務支局) (融資課の所掌事務) 財政融資資金の融通先についての調査及び実地監査に関すること
財務省組織規則 第257条第8項	(第1章第4節第1款 財務局及び福岡財務支局) (財務課の所掌事務) 財政融資資金の融通先についての調査及び実地監査に関すること

以上より、実地監査は本省では管理課、財務局では融資課と財務課が所掌していることが分かる。また、地方公共団体については、特に次の規定がある。

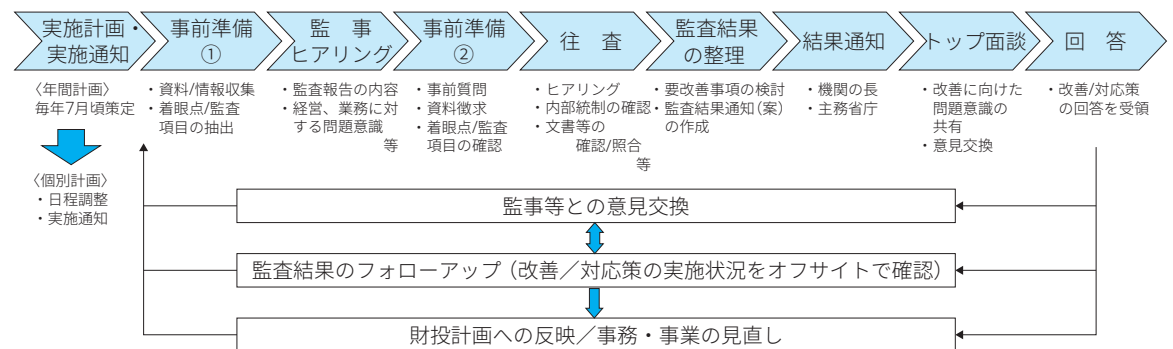
法令	内容
財政融資資金の管理及び運用の 手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号) 第14条	(借入の要件) 地方公共団体は、次の各号に掲げる要件を具備していなければ地方資金の貸付けを受けることができない。 一 償還の見込みが確実であること 二 事業の計画が適切であること 三 財務の経理が明確であること 四 地方資金の償還について延滞がないこと
財政融資資金の管理及び運用の 手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等(令和元年財務省告示第48号)(注)	(別紙 第17号様式：財政融資資金地方長期資金等借用証書 特約事項) (調査及び報告) 第11条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、または報告を求められても異存はないものとする。

(注) 甲は財務大臣、乙は地方公共団体名

(4) 法人等実地監査の流れ

法人等実地監査は、次のフローで実施される。

(図表2：法人等実地監査の流れ)



(出所：財務省資料 (https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/filp_audit/flow.pdf))

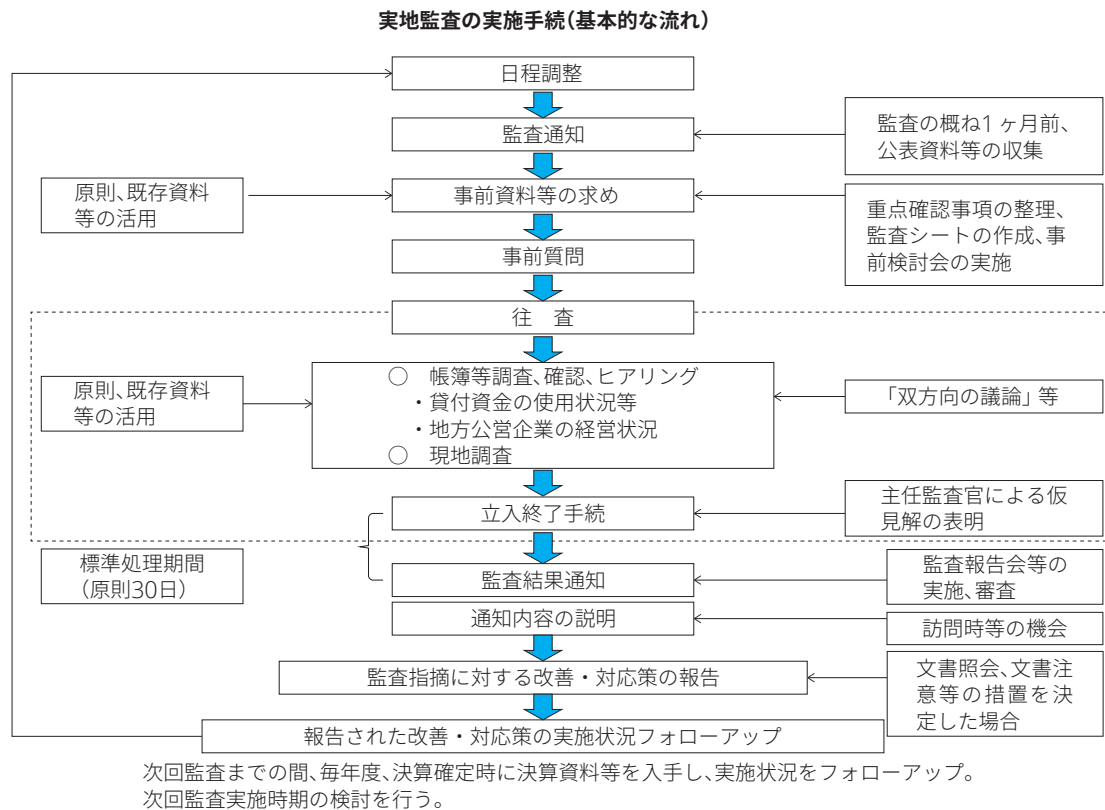
公認会計士による会計監査における計画立案段階に相当する「事前準備」の段階で、法人等のガバナンスを担う監事（監査役）に対して、監事（監査役）監査報告の内容と業務に対する問題意識などをヒアリングし、実地監査における着眼点（監査重点領域）を策定している。また、実地監査の結果、発見された事項は「要改善事項」として法人等の長、監事（監査役）らに説明され、フォローアップするとともに、次年度の財政投融資計画

編成に反映されている。この点で、公認会計士による会計監査機能のうち指導的機能の性格が強いと考えられる。

(5) 地方公共団体実地監査の流れ

地方公共団体に対する実地監査は、次のフローで実施される。

(図表3：地方公共団体実地監査の流れ)



(出所：「実地監査実務指針」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/filp_audit/jchikansasisin.pdf))

法人等実地監査と大きな相違はないが、地方公共団体の監事（監査役）に相当すると考えられる監査委員への事前ヒアリングがない点が、相違として挙げられる。

(6) 「実地監査実務指針」

財務省理財局では、実地監査に関して、「実地監査実務指針（地方公共団体に対する財政融資資金貸付先実地監査）（平成26年6月）」（https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/filp_audit/jchikansasisin.pdf）を公表している。

当指針は、財務省・財務局の実地監査官が財政融資資金の貸付先である地方公共団体の実地監査を行う際の手引書として位置付けられており、実地監査先である地方公共団体に対して監査での着眼点や問題意識等の共有を通じて、自主的に財政融資資金の適正な使用及び財務の健全性の確保が図られることを期待して、公表されている。なお、法人等実地監査については、同様の指針の公表はされていない。

(実地監査における主な確認事項とポイント)

実地監査実務指針における実地監査時の確認と検証のポイントは次のとおりである。なお、実地監査は、主にヒアリング及び現物資料の確認により、外形面のみではなく実態判断が行われる。

① 貸付資金の使用状況、経理に関する事項

<検証ポイント>

貸付資金について、地方債同意等基準等に定める適債事業に対して適正な額が使用されているかに着目

➤ 「起債対象外事業費等に関する確認調書」について
実地監査先自らが、貸付対象事業費の管理及び借入に係る事務処理について、確実な内部検証を行う体制を整備し、有効に機能していることを確認する。

<主な確認項目>

- ・ 貸付対象事業費について、実施事業費の管理、実施事業費のうち貸付対象事業費の算出、貸付対象事業費に決算済事業費が混入していないことなどの確認とその検証状況の確認
- ・ 控除財源について、国庫補助金等の管理とその検証状況を確認
- ・ 寄附金、負担金、分担金等の管理とその検証状況を確認

➤ 貸付対象事業費について

貸付対象事業が地方債同意等基準等に定める適債事業でなかった場合、実施事業費が借入申込時申告額よりも減少していた場合、事業の全部または一部が未実施であ

った場合、控除財源が借入申込時申告額よりも増加していた場合には、貸付限度額超過につながり公的資金の適正な運用の観点から問題となるため、事業内容や貸付額の適切性について確認する。

<主な確認項目>

- ・貸付対象事業以外の事業の事業費の混入の有無と貸付限度額などへの影響の確認
- ・地方債同意等基準等に照らして貸付対象事業費とならない事業費などの混入の有無と貸付限度額への影響の確認
- ・貸付対象事業費が減少している場合の貸付限度額への影響の確認
- ・貸付対象事業費の全部または一部の未実施などが認められた場合、貸付対象事業費への影響の有無を確認し、貸付対象事業費が減少した場合には貸付限度額への影響を確認
- ・控除財源等が増加していた場合には、貸付限度額への影響を確認
- ・貸付対象事業の完成日が翌年度になっている場合の繰越手続の適正性と決算済事業費による貸付限度額への影響を確認

② 事業の成果に関する事項

<検証ポイント>

貸付資金により取得した財産等が適正に管理され当初の政策目的に鑑み十分に活用されているかに着目

<主な確認項目>

- ・現地確認などにより、取得財産の管理の適正性と使用の目的適合性を確認
- ・管理日誌などから施設等の稼働状況を調べ、予定よりも著しく稼働が低い場合には適切な措置の有無を確認

③ 貸付資金の元金の償還、利子の支払及びその他財務に関する事項

<検証ポイント>

公的資金である財政融資資金の債権管理の観点から、実地監査先が償還等を適切に行う態勢となっているかに着目

<主な確認項目>

(貸付資金の償還状況等)

- ・関係書類の確認などにより、貸付資金の償還に延滞が生じる惧れがないかを確認
- ・資金が転貸されている場合、転貸目的の適正性、転貸先からの繰上償還の有無と財政融資資金の繰上償還の有無を確認

(公営企業の経営状況)

主に、上水道事業、下水道事業、病院事業が想定され

ている。なお、監査においては、特に収支計画による将来見通しを重視する。

- ・地方公営企業の経営環境の背景、収支構造、損益推移、償還キャッシュの獲得状況、経営に対する取組みなどから、施設稼働率、収益の状況、費用の状況、収支が確保される経営になっているかなどに着眼し、現状及び将来における経営上の問題点やリスクの有無を確認
- ・実質債務残高を償還キャッシュで除した企業債債務償還可能年数から、公営企業単体の債務償還能力を確認
- ・償還確実性の観点から、繰入後企業債債務償還可能年数により、一般会計からの支援も含む債務償還能力を確認
- ・将来の償還原資確保の前提となる収益見通し（変動費の整合性含む）、投資見通し（支払利息、減価償却費の整合性含む）、他会計繰入金を確認

④ 実地監査結果の審査及び通知

(貸付資金の使用状況等)

<検証ポイント>

公的資金である財政融資資金の適債性の観点から、問題が認められた場合には是正を図ることなどを目的に実施。実地監査先自らが、貸付対象事業費の管理及び借入にかかる事務処理について確実な内部検証を行う体制を整備し、その体制の機能を評価し、不適切事案発生原因の所在を究明することが重要

次のいずれかに該当する場合には、軽微でない限り処理を要する事案（不適切事案）とする。

- ・貸付対象事業費とならない事業費が含まれている
- ・貸付対象事業費が減少
- ・貸付対象事業の全部または一部が未実施
- ・貸付対象事業以外の事業を実施
- ・借入申込書添付の起債対象外事業費等に関する確認調書の記載内容が事実と異なる
- ・借入申込書に計上された控除財源以外の控除財源がある
- ・貸付限度額を超えている
- ・取得財産等の処分承認手続き等を行わず処分している
- ・取得財産等が有効に活用されていないなど管理運営に適切さが欠けている
- ・行政評価で改善等を求められたが、適切な措置が講じられていない
- ・貸付資金の償還元利金について延滞があり、必要な公債費予算化がないなどにより新たに延滞の惧れがある
- ・転貸先から繰上償還があったが、財政融資資金の繰上償還をしていない

(公営企業の経営状況)

<検証ポイント>

公的資金である財政融資資金の償還確実性の観点から、経営状況において一定の基準に該当する事象が認められた場合等に、経営改善策の策定等の対応を求めることを目的に実施。実地監査先自らが、経営上対応すべき問題を認識・対応し、将来にわたって財務の健全性の確保を図ることが重要

企業債務償還可能年数が30年を超えている場合には、原則として次の対応を取ることとされている。なお、一時的要因による損益悪化や大規模災害などのように一時的に増加していると認められる場合には、その影響を考慮する。

- ・ 文書照会（具体的な改善策、及び収支計画の策定または見直しの報告を求める）
- ・ 文書注意（通知により直ちに改善に着手することを求め、経営改善計画及び当経営改善計画を前提とした収支計画について報告を求める）
- ・ 貸付制限（前回監査で文書注意し、経営改善計画が特段の理由なく実施されず、経営状況が著しく悪化しているとき、または事実と著しく異なる報告がされていた場合には、貸付制限を実施し、直ちに改善を求める）
- ・ 繰上償還（前回監査で貸付制限を実行したが、経営改善計画が特段の理由なく実施されず、経営状況が著しく悪化している場合、繰上償還を求める）

4. 地方公共団体の財務状況把握

実地監査は、独立行政法人や特殊法人などの財投機関に対して実施される法人等実地監査と、地方公共団体のうち地方公営企業を中心に実施している実地監査に加え、地方公共団体については財務状況の把握という形でチェックが行われている。

財務省財務局が実施する実地監査は、平成20年度から個別の公営企業の財政状況把握に加え、貸付資金の使用状況、経理事項、事業成果事項に重点を置き、プロジェクトファイナンス的視点から実施されている。一方で、地方公共団体の財政状況把握は財政融資資金の償還確実性の観点から個別の地方公共団体全体の債務償還能力と資金繰りの把握をコーポレートファイナンス的視点から行っている点に違いがあり、結果の概要を「診断書」として交付することで財務健全化に関する助言をする機能に加え、財務状況悪化に対するアーリー・ウォーニング機能を果たしている。なお、地方公共団体の財務状況把握は平成17年度より実施されている。

(1) 関係法令

「地方公共団体向け財政融資における財務状況把握について」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/handbookgaiyou_2023.pdf) では、根拠法令として、財政融資資金法に加え、次の法令が示されている。

法令	内容
財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第16条	（事業計画等に関する書類の提出） 地方公共団体は、地方長期資金等の貸付けを受けようとする場合には、借入れの目的である事業ごとに、事業計画に関する書類を毎年度財務大臣に提出するものとする。 2 財務大臣は、地方公共団体から前項に規定する書類のほか、予算及び決算に関する書類その他必要と認める書類の提出を求めることができる。
財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等（令和元年財務省告示第48号）（注）	（別紙 第17号様式：財政融資資金地方長期資金等借用証書 特約事項） （調査及び報告） 第11条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、または報告を求められても異存はないものとする。

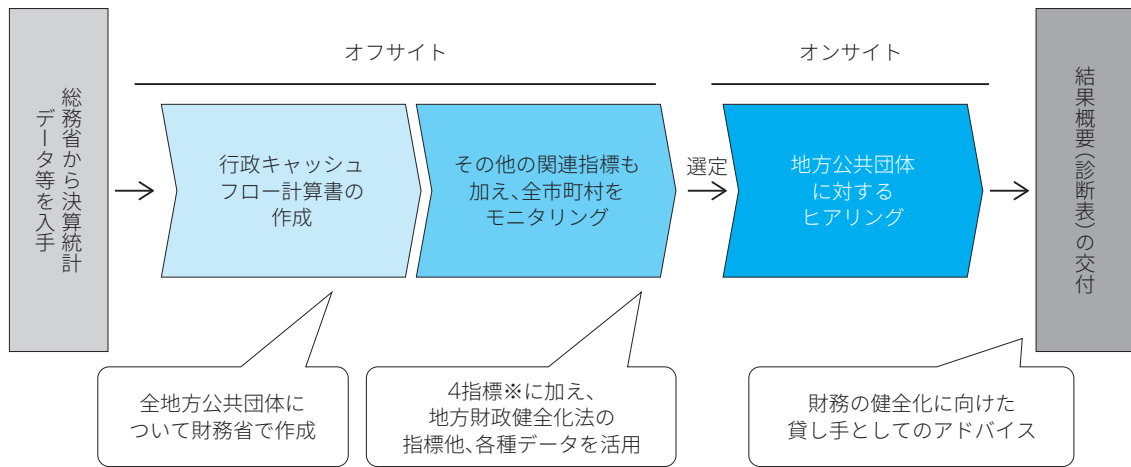
（注） 甲は財務大臣、乙は地方公共団体名

(2) 財務状況把握の流れ

財務局、財務事務所等において、財務状況把握は以下のフローで実施されている。

(図表 4 : 地方公共団体の財務状況把握の流れ)

○財務局・財務事務所等における財務状況把握の流れ



※注 ①債務償還可能年数、②実質債務月収倍率、③積立金等月収倍率、④行政経常収支率

(出所:「地方公共団体向け財政融資における財務状況把握について(令和5年7月)」(財務省)(https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/handbookgaiyou_2023.pdf))

(3) 地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック

財務省理財局では、「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」を受け、「地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック(令和5年7月改訂)」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/handbook_2023.pdf)を公表している。

地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック(以下、ハンドブックという。)では、地方公共団体の債務償還の確実性を確認する観点から、財務状況把握の方法について整理されている。地方公共団体のみならず広く国民に開示することで、財務状況把握の手法を介して、地方公共団体と財務局との間の円滑な意思疎通が図られることに加え、金融機関や投資家の行動(市場規律)を通じた財務規律が間接的に高まることも期待している。

財務状況把握の方法は次のとおりである。

① 行政キャッシュ・フロー計算書

地方公共団体の債務償還能力と資金繰り把握にはキャッシュの動きが重要であることから、地方財政状況調査表(決算統計)を用いて、行政キャッシュ・フロー計算書を作成する。歳入歳出決算書と異なり、地方公共団体の「行政活動」「投資活動」「財務活動」の区分でキャッシュの増減が把握できる。

(行政キャッシュ・フロー計算書の体系)

行政活動の部	
行政経常収入	XXXX
行政経常支出	XXXX

行政経常収支	XXXX
行政特別収入	XXXX
行政特別支出	XXXX
行政収支(A)	XXXX
投資活動の部	
投資収入	XXXX
投資支出	XXXX
投資収支	XXXX
財務活動の部	
財務収入	XXXX
財務支出(B)	XXXX
財務収支	XXXX
収支合計	XXXX
償還後行政収支(A-B)	XXXX

② 主要な財務指標

行政キャッシュ・フロー計算書を利用し、次の4指標を算出する。

(債務償還可能年数)

- 債務償還可能年数(年) = 実質債務 ÷ 行政経常収支
- 債務償還能力を表す指標で、実質債務(地方債現在高及び有利子負債相当額の合計から積立金等を控除)が償還原資となる行政経常収支(キャッシュ・フロー)の何年分あるかを示したものの。債務償還可能年数が短いほど債務償還能力は高いと言える。

(実質債務月収倍率)

- ・実質債務月収倍率（月）＝実質債務÷（行政経常収入÷12）
- ・実質債務月収倍率は実質債務の大きさを表す指標。実質債務が行政経常月収の何ヶ月分に相当するかを示し、実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比べて実質債務が大きいことになる。

(積立金等月収倍率)

- ・積立金等月収倍率（月）＝積立金等÷（行政経常収入÷12）
- ・積立金等月収倍率は、積立金等（現金預金及びその他特定目的基金）が行政経常月収の何ヶ月分あるかを示し、資金繰りに係るリスクに対する備えとしての耐久余力を示す。

(行政経常収支率)

- ・行政経常収支率（％）＝行政経常収支÷行政経常収入

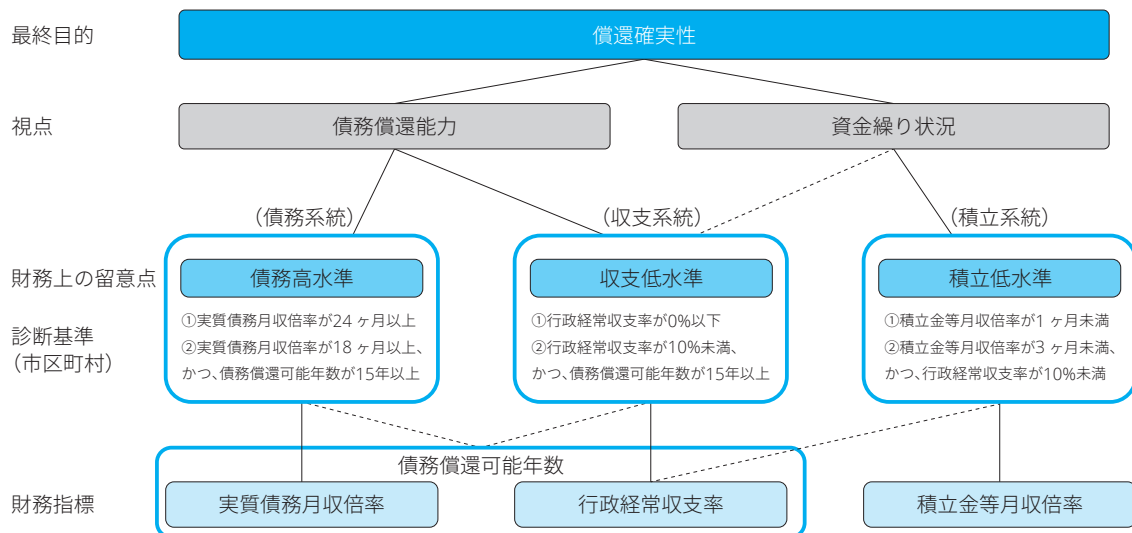
- ・行政経常収入に対する行政経常収支の割合。行政経常収支率は、行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという償還原資の獲得能力と、経常的な収入で経常的な支出を賄えているかという経常的な資金繰り状況を表す。一般的に、行政経常収支率が高ければ債務償還能力は高い。

③ 財務状況把握

財務状況把握は、団体が公表している各種の財務資料等を利用して実施する財務状況のモニタリング（全ての地方公共団体で実施）、オンサイトで実施するヒアリング（必要と認められる地方公共団体）、「診断表」の交付から構成される。

ハンドブックでは、財務状況把握モニタリングの基本的な考え方や財務上の留意点などに加え、これら通じた、債務の償還確実性の関連が示されている。

(図表5：財務状況把握における債務償還確実性に向けた考え方)



(出所：ハンドブック (https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/handbook_2023.pdf))

5. 具体的な実地監査結果の公表

平成18年7月26日開催の財政制度等審議会財政投融资分科会から、法人等実地監査の実施状況が議題に挙がっている。また、平成20年7月24日開催の資料では、地方公共団体実地監査について、平成20年度より「適償性の非違事項の指摘中心から公営企業の経営状況把握を中心とした実地監査への転換」を進める旨が記載されている。現在公表されている直近の実地監査結果（令和3年6月16日開催の財政制度等審議会財政投融资分科会資料）(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/

[fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa030616.html](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa030616.html)) の概要は以下のとおりである。なお、法人等実地監査は、通常の年度（4月から翌年3月）とは異なり、事務年度（7月から翌年6月）という考え方を取入れて実施している。

(1) 法人等実地監査

令和2事務年度は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構の2先に対して監査を実施している。それぞれに監査結果概要は次のとおりである。

(図表6：法人等実地監査に関する公表内容)

① 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成17、23事務年度に続き3回目の監査)

○ 整備新幹線整備事業、民鉄線事業等が財政投融資対象。	事業規模 (令和2年度計画)	財政投融資 (令和2年度計画)	財政投融資残高 (令和元年度末)
	3,951億円	1,602億円	42,338億円

検証項目	改善・検討等を求めた事項
<p>・政策的意義について</p> <p>・財務の健全性・償還確実性について</p>	<p>・整備新幹線整備事業のうち、北陸新幹線(金沢・敦賀間)整備事業については、工期の遅延と事業費の増高が見込まれることが明らかになったため、国土交通省は、「北陸新幹線の工程・事業費管理に関する検証委員会」の検証結果を踏まえ、機構に対し、令和2年12月に業務改善命令を发出、機構は組織改革に取り組むこととしている。</p> <p>・民鉄線事業については、平成30年度に建設事業を完了しており、鉄道施設の譲渡に係る譲渡対価の回収等の業務を行っている。</p> <p>○ 上記のとおり、整備新幹線整備事業については、政策的意義を達成するための業務の適正な執行が必要であることから、実態確認を行ったところ課題が認められたため、以下のとおり改善・検討を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務改善命令を受けての改善措置を着実に実施、その取組を通じて、理事会等における具体的な指示や意思決定に至る経緯を記録・保存 ➢ 改善措置を着実に実施する前提で資金計画等を検証 <p>○ 民鉄線事業については、財務の健全性・償還確実性を確保するために、適切な債権管理が必要であることから、実態確認を行ったところ課題が認められたため、鉄道事業者の経営状況の調査・検証の態勢整備について改善・検討を求めた。</p>

② 独立行政法人 都市再生機構(平成18、25事務年度に続き3回目の監査)

○ 賃貸住宅事業、都市再生事業等が財政投融資対象。	事業規模 (令和2年度計画)	財政投融資 (令和2年度計画)	財政投融資残高 (令和元年度末)
	13,579億円	4,339億円	96,090億円

検証項目	改善・検討等を求めた事項
<p>・財務の健全性・償還確実性について</p>	<p>・機構は、平成26年3月に経営改善計画を策定し、将来の経営環境の変化に対応可能な経営基盤を確立するため、経営改善に取り組んでおり、平成30年度に繰越欠損金を解消している。</p> <p>・令和15年度末までに法人全体で有利子負債を平成25年度末比3兆円以上削減する目標を設定し、有利子負債の削減に努めている。</p> <p>○ 上記のとおり、財投対象事業の財務の健全性を維持していくためには、将来にわたり安定的な収益の確保が必要であることから、実態確認を行ったところ課題等が認められたため、以下のとおり改善・検討を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 機構収益の大宗を占める賃貸住宅事業は、UR賃貸住宅のストック活用・再生を着実に推進できるように、引き続き、適切な事業の進行管理を実施 ➢ 経営改善計画の進捗管理にあたって作成した将来見通しについては、金利動向や事業別の収支見込を勘案するなど長期的な視点で引き続き検証 ➢ 都市再生事業及び賃貸住宅事業の個別プロジェクトの執行について、適正な管理態勢を確保するため、事業リスク管理の指針の改訂

(出所：「財政融資資金等の実地監査について」(令和3年6月16日)) (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa030616/zaitoa030616_04.pdf)

(2) スポット監査

スポット監査は、平成22年度から導入され、従来の実地監査に加え財政投融資のPDCA強化の観点から、時々的重要テーマや政策効果の検討に絞って実施される。なお、直近でのスポット監査は、平成29事務年度として、平成30年6月22日開催の財政制度等審議会財政投融資分科会で審議されている (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa300622/zaito300622_3.pdf)。テーマは、(独)石油天然ガス・

金属鉱物資源機構が資産買収出資事業として実施した投資案件の一部について、事業の遅れなどによる損失発生を踏まえて、投資回収の実現性及び収益性確保に向けて、同機構の投資案件に対するモニタリング・リスク管理に関する取組状況となっている。

(3) 地方公共団体実地監査

地方公共団体実地監査は、具体的な地方公共団体名は公表されていない。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度は病院事業への実地監査は見送ら

れている。

(図表7：地方公共団体実地監査に関する公表内容（その1）)

地方公共団体に対する実地監査の概要及び実施状況

- 全国の財務局・財務事務所等の資金実地監査官等が、貸付先である地方公共団体に赴き、①貸付資金の使用状況及び事業の成果、②地方公営企業の経営状況などを実地でチェック。
- 監査で把握した経営課題や団体の課題解決に向けた取組を支援するため、アドバイス等を実施。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の状況を勘案し、実施可能な団体を対象に監査を実施。なお、病院事業については実施を見送り。

《令和2年度 実施状況》

① 貸付資金の使用状況等監査

団体数	財政融資資金残高	監査実施団体数(割合)	監査先残高	改善報告を求めた先(割合)
2,376	442,232億円	135(5.7%)	25,702億円	7(5.2%)

② 公営企業の経営状況監査

区分	企業数	財政融資資金残高	監査実施企業数(割合)	監査先残高	改善報告を求めた先(割合)
上水道	1,224	33,235億円	79(6.5%)	1,777億円	—
下水道	2,801	78,611億円	132(4.7%)	7,336億円	1(0.8%)
合計	4,025	111,846億円	211(5.2%)	9,113億円	1(0.5%)

【注】本表は、全公営企業8,222先のうち、令和元年度末に財政融資貸付残高を有する上水道事業及び下水道事業(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設)について掲載(総務省「地方公営企業年鑑」令和元年度決算値)

※上記の他、監査計画先のうち、監査が実施できなかった一部の公営企業については、Webを活用し、経営課題の把握や先進事例の紹介等を実施。

(出所：「財政融資資金等の実地監査について」(令和3年6月16日)) (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa030616/zaito030616_04.pdf)

なお、令和3年6月の実施状況では、公営企業の経営 が分析されている。
状況(上水道事業、下水道事業)に関して、主に次の点

上水道、下水道事業の修正・費用の構造	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上・下水道を単価ベースで比較すると、上水道は比較的黒字に分布している。 ➤ 下水道は施設区分により異なり、公共下水道の一部は黒字に分布するものの、特定環境保全及びの医業集落排水のほとんどは、赤字に分布している。
下水道事業の施設区分・地方公営企業法適用別の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下水道事業は管渠整備や処理施設などに多額の投資を要する一方で、見合いの収益が回収できない企業が過半数を占めている。 ➤ 特定環境保全や農業集落排水は処理区域内人口に制限があり、人口規模の小さな事業であるため、独立採算が難しい経営環境にある。
上水道、下水道事業への今後の実地監査	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下水道事業のうち、特定環境保全及び農業集落排水は小規模事業者であり、事業の性質上、団体の一般会計繰入に依存する経営が多い状況にある。 ➤ 公共下水道については、広域化や官民連携の取組などで経営改善事例がある。 ➤ 今後の実地監査では、上水道事業及び公共下水道事業のうち、収支均衡ラインよりも若干の下位(赤字)にある企業を中心に選定し、効果的なアドバイス等を行うことで、黒字に移行することを地道に継続的に支援する。

(4) 財政状況の把握

は、以下のとおりである。なお、令和4年度は、都道府公表資料では、直近の市区町村ヒアリング実施団体数 県との意見交換を10団体実施している。

(単位：団体)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
272	194	164	162	164

(出所：財務省HP (https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm))

(図表8：地方公共団体の財務状況把握に関する公表内容)

2022年度財務状況把握の結果の概要(市区町村)

- 財務局において、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、毎年度、地方公共団体の財務状況把握を実施。2022年度は2020年度決算をベースに、全市区町村1,741団体のうち164団体に対しヒアリングを行った(2021年度162団体)。
- 地方公共団体の財務状況について、①「債務高水準」、②「積立低水準」及び③「収支低水準」の診断基準への該当状況を確認したところ、以下のとおり。

<ヒアリング実施団体における診断基準への該当状況>

ヒアリング 団体数	診断基準に該当する団体数			診断基準に 該当していない団体数
	債務高水準	積立低水準	収支低水準	
164	16(※)	1	13	148

※複数の診断基準に該当する団体があることから、計において一致しない。

- 診断基準に該当した地方公共団体について、その要因を把握したところ、以下の事例が認められた。

財務上の留意点	主な事例
①債務高水準	・地下鉄事業の財源として起債した企業債の償還のために地方債を発行した。
②積立低水準	・新型コロナウイルス感染症対策事業等の事業費に充当するため、基金の取り崩しを行った。 ・道路や学校施設の整備に係る事業費に充当するため、基金の取り崩しを行った。
③収支低水準	・児童福祉費・社会福祉費等の扶助費が増加したことにより、収支が悪化した。 ・高齢化の進展に伴い後期高齢者医療特別会計等への繰出金が増加し、収支が悪化した。

(出所：「令和4年度の地方公共団体の財務状況把握の結果について」(https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/2022_kekka.pdf))

財務省HP (https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm) では、財務状況把握に伴う地方公共団体の収支改善取組事例等も公表している。

また、自治体によっては、財務省による財務状況把握の結果概要をホームページで公表している。例えば、福岡県大川市では、令和4年10月に財務省福岡財務支局によりヒアリングが実施され、同年12月にその結果が交付されたとして、概要と診断表を公表している (https://www.city.okawa.lg.jp/s004/010/010/zaimujoukyou/20230216134749.html)。

6. 最後に

財政投融資に関する規律(チェック)としての実地監査や地方公共団体の財務状況把握は、毎年度、財務省により実施されている。公表資料では具体的な手続や内容は確認できないものの、公認会計士といった専門家を活用し財政投融資に対するPDCAの一環を担っていることが分かる。法人等実地監査の手続指針の公表や、実地監査等による財投事業実施の適正性、個別の法人等の債務償還能力に関する現状での判断結果を公表することで、財政投融資の規律(チェック)機能は、客観的にも一層担保されると思われる。

以上

会計基準等開発動向

2023年11月7日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。 合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討が行われている。	2023年5月2日に、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い	2022年8月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、資金決済法上の「電子決済手段」の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検討が行われている。	2023年5月31日に、実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されており、2023年11月に最終化することが目標とされている。
パーシャルスピノフの会計処理	2023年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、事業を分離・独立させる手段であるスピノフに関して、スピノフ実施会社に一部の持分を残すスピノフの会計処理について、検討が行われている。	2023年10月6日に企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等（コメント期限：2023年12月6日）が公表されている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発において、IFRS第9号「金融資産」の相対的アプローチを採用したモデル（ECLモデル）と米国会計基準におけるモデル（CECLモデル）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性について審議が行われ、ECLモデルを開発の基礎として検討が進められている。 現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的として審議が行われている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	金融商品取引法上の四半期報告書制度の見直しへの対応として、金融商品取引法等の一部を改正する法律案が成立した場合を想定し、改正後の金融商品取引法上の半期報告書制度に対応する会計基準等について検討が行われている。	2023年10月より検討が開始されている。
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において

項目	内容	ステータス
		審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 (https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf) が公表された。
グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応	グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の改正への対応については、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の改正の要否の検討が行われている。	2023年7月より検討が開始され、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等（当期税金）の会計処理及び開示について、公開草案の公表に向け審議が進められている。 2023年11月に公開草案を公表することが目標とされている。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。
1人私募投信の会計処理の明確化	昨今、いわゆる1人私募投信として、受益者単数の投資信託が散見されるが、会計基準等では、投資信託は受益者複数を前提とした会計処理しか示されていないため、1人私募投信の会計処理の明確化を検討するもの。	第47回基準諮問会議（2023年3月1日開催）において、実務対応レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。 第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）では、テーマ評価の内容を踏まえて、テーマ提案に至らなかったテーマとして取り扱うこと、提案された内容については、今後予定されている金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項の1つとして取り扱うこととされた。
「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正	「当面の取扱い」であるにもかかわらず、15年以上抜本的な検討がなされていないため、一部の繰延資産についての取扱いの見直しを検討するもの。	第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）において、会計基準レベル／実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。
上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱い	(1)上場企業等のVCファンドへの投資について、時価をもって貸借対照表価額とすることを検討すること。 (2)上場企業等が投資するVCファンドの構成資産である市場価格のない株式について、時価で評価することを検討すること。	第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）において、会計基準レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
日本公認会計士協会 (JICPA) が公表した実務指針等の移管	JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するに当たり、移管のアプローチ等について検討を行う。あわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行うこととされている。	JICPAが公表した実務指針等の移管に着手する前の段階において、移管のアプローチ等に関する意見募集が2023年6月20日に公表され、2023年8月25日にコメントが締め切られた。現在、意見募集に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実施計画」が作成され、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■委員会で審議中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、IFRS S1号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）の公開草案の公表を目標として審議が行われる予定である。 なお、論点リストが2023年8月3日付で更新されている。
日本版S2プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、IFRS S2号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）の公開草案の公表を目標として、審議が行われる予定である。 なお、論点リストが2023年8月3日付で更新されている。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、規範性がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することせず、ISSBにおいて規範性があるものとして位置付けられることになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証基準委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

■確定公表済

項目	内容	ステータス
該当なし		

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等の公表に伴う実務指針等の改正及び廃止	ASBJから2023年5月2日に公表された企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等に対応するため、会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等の実務指針等について見直しを行うもの。	2023年5月2日付で、左記実務指針等の改廃に関する公開草案が公表され、2023年8月4日まで意見募集が行われていた。
会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正	ASBJから2023年5月31日に公表された実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」及び企業会計基準公開草案第79号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正(そのX)(案)」に対応するため、左記実務指針について見直しを行うもの。	2023年5月31日付で、左記実務指針改正に関する公開草案が公表され、2023年8月4日まで意見募集が行われていた。
会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正	ASBJから2023年10月6日に公表された企業会計基準適用指針公開草案第80号(企業会計基準適用指針第2号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第81号(企業会計基準適用指針第28号の改正案)「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」に対応するため、左記実務指針について見直しを行うもの。	2023年10月6日付で、左記実務指針の改正に関する公開草案が公表され、2023年12月6日まで意見募集が行われている。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
四半期報告書制度の廃止を含む金融庁関連法律案等	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期報告書制度廃止 (1)上場会社に対する期中の業績等の開示について、現在の3ヶ月ごとの開示から6ヶ月ごとの開示に頻度を落とし(四半期報告書制度の廃止)、上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付けることとし、四半期報告書の提出に関する規定を削除する。 (2)参照方式の届出書、発行登録書類及び発行登録追補書類、半期報告書及び半期報告書の確認書並びに臨時報告書(これらの訂正書類も含む。)の公衆縦覧期間を5年に延長する。 	2023年3月14日に左記内容を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が第211回国会に提出され、現在第212回国会(臨時会)において参議院で審議されている。 施行期日は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。 ただし、四半期報告書制度の廃止に関連する規定は、2024年4月1日から施行し(附則第1条第3号)、この施行の日より前に開始した四半期については従前の例による(附則第2条第1号)とされている。

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案） （「重要な契約」の開示にかかる改正）	2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、個別分野における「重要な契約」について、開示すべき契約の種類や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すことが考えられるとされたことを踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有価証券報告書等」）及び臨時報告書の記載事項について、以下の改正を行うものである。 【1】 企業・株主間のガバナンスに関する合意 【2】 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 【3】 ローン契約と社債に付される財務上の特約 (1) 臨時報告書の提出 (2) 有価証券報告書等への記載	2023年6月30日付で左記改正案が公表され、2023年8月10日まで意見募集が行われていた。改正後の規定は公布の日から施行される予定である。 なお、改正後の規定は、以下の適用が予定されている。 ① 「重要な契約」の有価証券報告書等への記載（左記【3】(1)以外） 2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用 ② 財務上の特約に係る臨時報告書の提出（左記【3】(1)） 2025年4月1日以後に提出される臨時報告書から適用
投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令案	投資信託及び投資法人に係る一単位（口）当たりの純資産額と基準価額において差異が生じた場合に、貸借対照表等において当該基準価額及び当該差異の理由が注記されるよう所要の改正を行うもの。	2023年10月18日付で左記改正案が公表され、2023年11月17日まで意見募集が行われている。パブリックコメント終了後、所定の手続きを経て公布、施行の予定とされている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

新刊書籍のご案内

ここがポイント！ 地方独立行政法人会計の実務ガイド

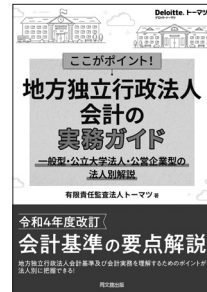
有限責任監査法人トーマツ 著
同文館出版株式会社

令和4年度、地方独立行政法人会計基準及び同注解（以下、地独会計基準）の大幅な改訂が行われました。改訂内容は複雑で、難解な内容となっています。そもそも、地独会計基準は、企業会計基準をベースにしていますが、地方独立行政法人の特徴を反映した基準となります。また、地独会計基準は、試験研究所等の一般型、公立大学法人、病院等の公営企業型と事業内容が異なる法人に共通して適用される会計基準ですが、法人の特徴により、一部、異なる会計基準が規定されています。

今回出版しました、『ここがポイント！ 地方独立行政法人会計の実務ガイド』は、地方独立行政法人の会計実務について、一般型、公立大学法人、公営企業型の法人別にわかりやすく解説した書籍になります。地方独立行政法人会計実務はもちろんのこと、令和4年度の改訂内容も含めて、地方独立行政法人への移行・設立のアドバイザー業務や会計監査において、豊富な実績、知見、経験を有する有限責任監査法人トーマツの公認会

計士が解説しています。

本書はこれまでなかった法人別に整理した会計実務の解説本となっており、地方独立行政法人関係者の方々だけでなく、地方独立行政法人への移行や設立に関わる設置団体である地方公共団体の関係者の方々、独立行政法人や国立大学法人他財務会計制度に関係する方々の参考となり、本書を実務に活用して頂ける内容となっています。



定価 4,840円(税込)
2023年9月刊
ISBNコード：
978-4-495-21057-1

発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。

市販の書籍 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookpublications.html>

デロイト トーマツ メールマガジンのご案内

www.deloitte.com/jp/mm

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報を無料で皆さまにお届けしています。コンテンツは、デロイト トーマツ グループが提供する「監査・保証業務」「リスクアドバイザー」「コンサルティング」「ファイナンシャルアドバイザー」「税務」「法務」などのサービスや、各インダストリーに関連する内容を中心とした、最新のナレッジやセミナー情報などです。ぜひご購読ください。

■デロイト トーマツ グループメールマガジン

〈サービス別〉

- 会計・監査メールマガジン
- IFRSメールマガジン
- リスクインテリジェンス メールマガジン
- ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative
- モニター デロイトニュース
- ファイナンシャルアドバイザーメールマガジン
- クライシスマネジメント メールマガジン

〈インダストリー別〉

- ライフサイエンス ニュースレター
- ヘルスケアメールマガジン
- コンシューマービジネス ニュースレター

お問い合わせ先
デロイト トーマツ メールマガジン事務局
info_mailmagazine_jp@tohmatsumatsu.co.jp

お申し込みはこちらから



www.deloitte.com/jp/mm

“監査品質に関する報告書2023”発行のご案内

www.deloitte.com/jp/audit-quality

有限責任監査法人トーマツは、「監査品質に関する報告書2023」を11月に発行しました。

「INTRO」「特集」「Tone at the top」「監査チームとメソドロジー」「品質管理システム」「ファームワイドでの取り組み」という章立てにより、監査品質のさらなる向上のための様々な取り組みについて説明していますので、是非ご覧ください。

お問い合わせ先 有限責任監査法人トーマツ 広報 audit-pr@tohmatu.co.jp

会計情報

発行日 令和5年11月20日(毎月20日発行)
第568 12月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
Tel.03-6213-1070
Fax.03-6213-1145
MailAddress:trc_mailing@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを提供し、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001